

衆議院 法務委員會議 録 第十二号

昭和六十年四月九日(火曜日)

午前十時十九分開議

出席委員

委員長 片岡 清一君

理事 太田 誠一君

理事 高村 正彦君

理事 天野 等君

理事 岡本 富夫君

理事 井出 太郎君

理事 衛藤 征士郎君

理事 塩崎 潤君

理事 山崎 武三郎君

理事 小澤 克介君

理事 日野 市朗君

理事 橋本 文彦君

理事 柴田 睦夫君

出席國務大臣

法務 大臣 嶋崎 均君

出席政府委員

法務省民事局長 枇杷田泰助君

委員外の出席者

警察庁刑事局長 中門 弘君

事企企画課長 吉本 修二君

大蔵省主計局主 岡村 豊君

計官 文化庁文化部署 作権課長 矢田貝寛文君

労働省職業安定 局業務指導課長 末永 秀夫君

法務委員会調査 室長

委員の異動

四月九日

辞任

山花 貞夫君

補欠選任

浜西 鉄雄君

同日

辞任

浜西 鉄雄君

補欠選任

山花 貞夫君

四月四日

外国人登録法改正等に関する請願(小林進君紹介)(第二五七四号)

同(串原義直君紹介)(第二六〇九号)

同(清水勇君紹介)(第二六一〇号)

同(関晴正君紹介)(第二六一一号)

同(山下八洲夫君紹介)(第二六一二号)

同(山下八洲夫君紹介)(第二六一四号)

同(山下一三利秋君紹介)(第二六四二号)

同(中村茂君紹介)(第二七〇八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案(内閣提出第二〇号)

○片岡委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岡本富夫君。

○岡本委員 私は、あと同僚の二人の委員が質問されますので、最初に簡単に二、三お聞きしておきたいと思ひます。

コンピュータによるところの登録ができましたときには閲覧制度はやはり続けるのかどうか、これをちよつとお聞きしておきたいと思うので

す。

○枇杷田政府委員 厳密な意味で申します閲覧、すなわち登記ファイルそのものを見るということ

は不可能になるわけでございすけれども、技術的には登記ファイルに記録されている内容をブラウザ管にディスプレイしたしましてそれを見ていただくということとは可能でございす。ただ、そ

のような仕組みをとりまして、やはり端末の操作という問題もありますし、利用者の方々がそれ

を十分に検討していただいて、その御意見を伺った上で決定をいたしたいと思つております。

現在のところでは、そのどちらでもできるというふうな形でのシステムを考えておるわけでござい

す。

○岡本委員 この間、板橋でしたか、あそこを見

せてもらつたら、あそこは閲覧はしてないような状態でご覧でしたね。その前に行った渋谷では、閲覧の人たちが随分たくさん待つておるよう

でございましたね。これも、閲覧を希望する方もいるかも知れぬけれども、できますれば、コン

ピューターできちつと出してきたものが正確であれば、その閲覧をしなくてもいいのではないかと

いう感じが私はいたしたわけでございす。いづれにいたしましても、行革の観点から考えますと余

りにも、正確さは必要ですけれども、なるべく簡略にできるような、そして国民の皆様は迷惑を

かけないようなことを考えた方がいいのじやなからうか、こういうふうな考えです。

たい。

○枇杷田政府委員 全国の登記所のコンピュータ

1化が完了いたしますと、技術的にはただいま御指摘になったような形で謄抄本を全国どこから

もとれるということとは可能でございす。ただ、そのようにするのがいいのかわかという問題も

ございすので、これも民事行政審議会において御検討願おうと思つておりますが、その場合の謄

抄本の認証をだれがするのかという法律的な問題も若干あるわけでございす。そのような

面も含めまして検討してまいりたいと思ひますが、ただいまのところは、別にどちらにするとい

うようなことも私どもとして決めておるわけではございせん。一部には、そのように非常に便利

になるということも生かしてやるべきじゃないかというふうな御意見が強いことも承知いたしてお

ります。

○岡本委員 そういう場合、認証方法をどうするかということについてはまだ御検討されてないの

でしようか。これから審議会に諮つてということですから少しお待ちしなう。

パイロットシステムを見ておられますと、コンピュータへの登録、それから現在のところ並行処理をしておりますね。全国完全にコンピュータへ移行されることになりますと、その後この並行処理はどうするのか、ちよつとお聞きしておきたいのです。

○枇杷田政府委員 結論から申しますと、並行処理期間が終了した場合には登記簿というものは法律上の効力のないものになりまして、登記ファイルに記録されているものが登記ということになるかと思ひます。

各作業の段階を申し上げますと、まずこの法律の規定に従ひまして法務大臣が指定いたしました登記所においてコンピュータ化の作業を進めて

まいるわけでございます。そうしますと、ある段階におきまして並行処理ということが始まってまいります。その過程におきましてはまだ登記簿が正規のものでございまして、登記簿に書いてあることが登記ということになるわけでございしますが、その後、多分今度の登記法の改正の際の附則で定められることになろうと思いますが、コンピュータに切りかえるというこの指定をもう一度法務大臣がするということになるのではないかと存じます。そのような法務大臣の指定がございしますと、そこで法律的な様相が全く変わってまいります。コンピュータで記録されたものの自体が登記になって、従前の登記簿は一種の行政文書としてのものにしかならないという形になるかと思ひます。

○岡本委員 ちよつと念を押しておきますが、そうなた場合は現在よりも手数料は値下げをすることが出来るのか。その事態にならぬと考へられないと思ひますけれども、今までの審議の過程を見ますと値上げの話ばかりで、値下げも可能だといふような答弁が一つもないわけですが、その点についていかがでしょうか。

○批田田政府委員 移行作業が終わりますと、コンピュータ化のための必要経費というものが相当額必要になります。そういったと、実費計算の上からいきましては手数料の額というものが減る要素が出てくることは間違いないところでございします。ただ、その時点で直ちに値下げをすることになるか、あるいはその経費が少なくなるといふ見通しがついた時点から、むしろ値上げの方を抑制していつてならすようにするかといふような問題はございしますけれども、移行作業が終わりますと、ともかく手数料の算定の基礎になる経費が大幅に減るといふことは間違いないことだと思ひます。

○岡本委員 間違いないといふことは、それだけ値下げも可能だ、こう考へてよろしいですね。

○批田田政府委員 値下げの要素が出てくるといふことは否定したいところだと思ひます。

○岡本委員 行政監察局の窓口サービスの調査によるとワーストワンとされていた登記所の体制に關しまして特別会計制度を導入して、このコンピュータ化を契機にどのような改善策を考へておられるか、これをお聞きしておきます。

○批田田政府委員 行管庁の方の御調査でワーストワンという御指摘を受けて、大変恐縮しておるところでございします。ワーストワンという評価を受けます理由にはいろいろあるかと思ひますが、先日渋谷の出張所をあらんになつておわかりいただけたと思ひますけれども、非常にたくさん利用の方が窓口においでになつて、そして謄抄本の請求とか閲覧とかの処理のために長時間お待ちいただくというふうなところが利用者の方々の一番御不満な点であらうと思ひます。そういう点は、コンピュータを導入いたしますと一挙に解決できるということになるのではなからうかと思ひます。

それからまた、先日の当委員会の御審議でも御指摘を受けましたけれども、一般の方々は不動産の地番とか家屋番号とかといふものは御存じなく、住居表示によつて不動産を認識しておられる。そういうようなことから、謄抄本の請求をした場合でもなかなか請求がうまくできないといふことがございしますけれども、コンピュータ化によつてそのような問題も解消するであらうといふふうに考へます。それから、現在の謄抄本が非常に読みにくいといふふうな非難も受けておられるわけでございしますけれども、この点もすつきりした形での謄抄本が発給できることになるであらうといふようなこと。それからまた、利用者の方々が余りお待ちにならないといふことになりまして待合室の雰囲気なども全く変わってくるであらう、そういうふうなことから、コンピュータを導入いたしますと、いろいろな面で窓口においでになる方々の御不満が解消するであらうと思つております。

なお、コンピュータを導入するまでは何にもしないでは済まないだらうといふことは当然でございします。

ざいまして、今度の特別会計と申しますのは、コンピュータの導入を図るということのほかに、その導入が完成するまでの間の窓口の改善についても十分な手当てをするといふことを一つのねらいとしておられるわけでございします。したがひまして、そのような面での経費も六十年度におきましてもかなりのものが計上されております。そういうような面から逐次窓口の改善が図られていくことになるうといふふうに考へております。

○岡本委員 昨年十一月に東京の世田谷で生じた火災によるところの電話ケーブルの事故があらりましたけれども、震災あるいはそういった不慮の災害によつてこういうものが起こつた場合、コンピュータ化した場合はどういふことを想定し、どういふように考へておられるか、これもひとつ念を押しておきたいと思ひます。

○批田田政府委員 大震災のような場合が私ども非常に怖いわけでございします。その場合に考えなければならぬことは、データが余り一カ所に集中し過ぎないようにするといふこと、それから一つの箇所に集められていたデータが使用不能になるあるいは破壊されるということになりまして、第二次、第三次のデータが直ちに提供されまして復元できるという仕組みにすることだらうと思つております。

したがひまして、これからコンピュータを全国展開していく際にはまず三段階方式をとつてまいりたいといふふうに考へております。それは、各登記所ごとにコンピュータの本体を置きまして、そこでその登記所の管轄内における不動産のデータを全部保管をいたします。それと同時に、府県単位ごとにバックアップセンターといふものを置いて、各登記所のデータをそこで保存をする。それからまた、中央にセンターを置きまして、そこで全国の情報をまた保管をする。それを刻々更新するといふことは、これは費用倒れになるかもしれませんけれども、ある程度の時間のずれがあつても完全にデータを保管するようにするといふふうなことも考へております。そういうことに

なりますと、一カ所、二カ所、あるいは一つの県単位の登記所が大震災で仮に全滅をするといふことになりまして、そのような場合でも中央のセンターからのデータの提供によつて余り時間がからず業務が再開できるということになるのではないかと、そういうふうな仕組みを基本的には考へておるところでございします。

○岡本委員 これは警察の方にお聞きいたしますが、秋田県警の免許証の偽造事件がございしました。余りよくないことでありますけれども、コンピュータを不正に使用、担当の職員の不正だつたといふような報道がございました。これについてちよつと御説明いただきたい。

○中門説明員 秋田の事例と申しますのは、運転免許証の作成、交付等に関する職務に従事しておりました県警の職員が各種の免許のデータを偽造いたしました。コンピュータの端末装置を操作いたしました免許登録ファイルに虚偽のデータを入力いたしました。それによりまして不正に運転免許証の交付を行つていた事案でございします。

○岡本委員 こういうことを考へますと、今度の登記所のコンピュータ化におきまして、担当職員員の誤操作あるいは不法なデータの加工、不法な利用、こういう場合にダブルチェックができるのかどうか。そうでありますと、非常な権利関係を伴いますので、この点についてひとつお聞きをしておきたいと思ひます。

○批田田政府委員 ただいま御指摘の点は非常に重要な問題でございします。私も、私もこれからはいろいろな工夫を重ねてまいりたいと思つておりますが、現段階でのチェックシステムと申しますか、そういう面につきましては、これは板橋の出張所でございしただけだと思ひますけれども、登記の作業行程はまず受け付け、それから調査、記入といひますか入力、最後に最終点検の校合といふ、大きく分けて四段階になつております。

現在の板橋のパイロットシステムで行つておりますやり方は、その四段階が順次に行われないう最終的な入力ができないという仕組みになつてお

ります。したがって、その作業行程の中のだれかが間違つたことをするとあるいは不正なことをしようと思つても、それだけでは動かないという仕組みになっております。それから、最終的には一番登記についての責任を持つ登記官がその登記官カードを挿入しなければ入力できないというふうなチェックも当然あるわけでございまして、けれども、なお今後さらに、そういう面につきまして不正な操作が行えないようにというふうな工夫は最初に申し上げましたように重ねてまいりたいと思ひます。

それから誤操作の点につきましては、先ほど申しました不正チェックの仕組みでも防止できるわけでございまして、そのほかにもコンピュータ自体でも当然の誤りだということがある程度チェックできる、そういう仕組みも工夫できるのではないかと思ひます。

そういう点におきまして、御指摘を受けましたように非常に大事な問題でございまして、これから全国展開の際のシステム開発あるいはプログラム作成の際にも二重にも三重にも考えていく必要があるというふうに思ひます。

○岡本委員 今板橋でパイロットをやつておるわけですが、まだ操作になれてない、まだ開発中というところから非常に慎重でありますし、それから、いろいろところでチェックをして間違いないものやろうと総力を挙げてかかつておるから、余り変なことは起こつてこないと思ひます。

しかし、これがなれてまいりますといういろいろなことが起こるわけです。予期しないことが起こつてくるだろと思うのです。例えば、これは昨年の七月二十七日のことでありまして、これは大阪工業大学の学生の成績の処理を全部消してしまつたとか、こういうコンピュータマニアの学生のいたずらじやないかというふうなこともございまして、これについて文部省から御説明をいただきました。

○岡村説明員 お答え申し上げます。著作権の側面から御説明申し上げますが、著作

権はプログラム等をつくりました著作者の権利を保護するという立場でつくられております。したがひまして、そのプログラムを無断で盗用したり使用したりあるいは無断でレンタルするというところに伴つて著作者が受けます経済的利益の侵害から著作権を守つてあげよう、こういうシステムででき上つております。ただいま御指摘のございました大阪工大のように、無断で使用したというよりも消してしまつたというふうな場合にはなかなか著作権法で守るといふのは難しいのではないかと、こういうふうにご考慮しております。

○岡本委員 このことは後にしまして、ついですから文部省に、ソフトプログラムの盗用あるいは無断使用ということによつて起こつていふところのトラブルというのはいくらもあるのですから、これをお聞きしておきたい。

○岡村説明員 お答え申し上げます。

著作権はいわゆる私権でございまして、したがひまして、その紛争の実態というのはいかなかなかみにくいのでございまして、これまで大体四十件程度起こつておるといふふうに私どもは把握いたしてございまして、そのうち判決のございましたのが四件ございまして、いずれもプログラムを無断盗用、無断使用されました著作権者が勝訴をいたしております。

○岡本委員 このソフトプログラムの保護について文化庁はいろいろ検討しておるそうでありまして、どういふようなことを今考えておるのか、これをついでですからお聞きしておきます。

○岡村説明員 コンピューターのソフトウェア、特にプログラムにつきましては、私ども昭和四十八年に著作権審議会から、学術的思想を創作的に表現したものとして著作権法で保護されるべきだ、こういう御報告をいただいております。したがひまして、私ども、従来からプログラムは著作権法により保護を受けるというふうにご考慮できたところでございますが、先ほど御紹介申し上げましたように、プログラムを著作権法で保護するという判決も出ておりますし、また欧米の主要国も

ほぼすべて著作権法でプログラムを保護する、こういう方向でおるわけでございまして。

そこで、私ども、通産省さんが若干違つたお考えをお持ちでございましたので調整を続けてきておりまして、このたび、当面著作権法でコンピュータプログラムを保護する、こういうことでお話し合ひがつかしまして、この国会に著作権法でコンピュータプログラムを保護するということが明確にするための著作権法の一部改正を提出する所存でございまして。

○岡本委員 時間がありませんから、これは、実は私の文部省のお話を聞いておりましたり、また私の調べたところによりますと、今登記所で、法務省の方でソフトを盛んに開発をしております、そうすると、今やつておるそういった開発、ソフトウェアのいろいろなシステムというものはその今開発しておる一社が握つてしまふ、こういうことになりまして、ぐあいが悪いのではないかと、いうことも考えたわけなんです。

そこで、もう時間がありますから、これから全部で一応十五年かかると考えておるわけですね。一社の技術ではなくしてもう一社ぐらいソフトについてはいろいろと研究をしておるところが随分あります。したがひまして、最初は今やつておるところが十年かかるといふのは四年、五年かかつて開発されておるわけですから、まだ時間がありますから、予算的にもまだ先になりますから、もう一つ新しいものを考えて、将来はそれを競争の原理といひますか、入札の原理でどつちか安い方あるいは正確なもの、こういうものを考えるべきではないだろうか。大体公共事業というのは一社に随意契約してしまふとそのまますつといてしまふものでして、東欧諸国のような計画経済じやないわけですから、自由競争でありますから、やはりそういった競争の原理をここにに入れていかなければならぬのではないだろうか、こういうように感じておるわけなんです。その点について最後に法務大臣の御意見をひとつ承つて終わ

りたいと思ひます。

○嶋崎国務大臣 ただいま岡本委員から御質問のあつた件でございまして、これができるまでに、実は私が聞いたところでは四十七年から長らく研究を続けてきて、そして途中非常に難しい問題が多くなりまして、だんだん整理をされて今二社の方々が中心にこの問題を取り扱つてきていふというふうな状況になっておるわけでございまして。しかも、その分担保はそれぞれ分野を異にしておるようでございますが、大変な努力の中で今日まで来たという説明を聞いておるわけです。ただ、そういう長い投資もありますし、今まで蓄積をしてきたソフトの開発の技術等々の問題もありまして、それから、なかなかわかにか切りかえるというのは難しいのかもしれないと思ひます。しかし、御指摘のように、これから十五年というよう長い日月がかかる、我々は少しでもそれを早く達成したいという気持ちではありますけれども、そういうことになつていきますと、その辺の配慮はなかなか氣を使つていかなければならぬところであらうというふうな思つておるわけでございまして。最近のコンピュータ関係の仕事をとんとん導入をしていふその官庁の諸例というふうなこともありまして、そういうことを十分検討し、さらに今後どういふぐあいに、展開を遂げていくかというふうなことをよく見定めて研究をさせていたきたいというふうな思つておる次第でございまして。

○岡本委員 最後に申し上げておきますけれども、もう一つ面も一応考えていただく、そうでありまして、少しでも安く——これは安いばかりでもだめなものはだめですけれども、このように日進月歩の技術革新の時代です。したがひまして、やはりそういった面も法務省は頭に入れてもらつて、法務省は非常に保守的なところですから、一つ決めたならなかなか変えぬというふうに私は感ずるわけですから、やはりもう少し柔軟に、あるいはまたもう一つの新しい手法で考えさせる、それがうまくいけばそれも併用する、こうい

うことであります。コンピュータ犯罪もどこにも通用しなくなるわけですから、そういうことにしておきますと非常にこういう犯罪も防げるのじゃないか。これから何が起るかわからぬ。我々の頭で考えられぬようなことが続々起こってくるわけですから、それはやはり今から防止することも考えておく必要があるだろう、こういうことで申し上げたわけです。

以上をもって、きょうの質問を終わります。

○片岡委員長 橋本文彦君。

○橋本文彦委員 今回の法案につきましていろいろ資料があると思うのですが、なかなか法務省さん、公開してくれない。ついこの間も、評価委員会の評価はどうなっているのかと私も思っています。いわゆる中間報告というものをいいただきました。それを見ても最初にびっくりしたのですけれども、端的に言えば、全くお粗末さわるまるというような中間報告だと思ふのです。

今、局長の方からも、いわゆる閲覧制度に向かつてどうするのかという問題がありました。ところが、ある程度の構想をみんな持つておられる。おられるけれども、全然そういうことはどこにも公表しないで、しかもその評価委員会の説明もまだまだ検証が不十分である、もう少し時間をかけてみて最終結論を出してみたいというように、こういう意見でして、一体わけがわからぬけれどもスタートしようというふうにしかならないですね。ところが、話を聞いてみると、もう四十七年からコンピュータ化の問題で懸命に勉強をなさつておる。十三年経過した現在でもまだ予測がつかない。それほど難しい問題なのかどうか。また、日進月歩と言われるコンピュータの時代でございますけれども、そんなに予測性が困難なのかどうか、まずそこから始めたいと思ふます。

○枇杷田政府委員 コンピューターの問題につきまして、四十七年から研究を進めておりますけれども、主として、コンピュータという機械が登記制度の中に入っていくのに可能なものであるかどうかという、そういう視点からの研究が中心でございまして。そういう面で室内的に研究は一通りできまして、まあ大体うまくいくだろうというところで、板橋の出張所でパイロットシステムによる現場実験を始めたわけでございまして。その中間的な評価が実はことしの三月にあったわけでございまして、機械の面につきましては、これは一つのシステムができて上がつておるわけでございまして、それはある程度、パイロットシステムとしていいかどうかという面では、深いといえますか、あるいは広いといえますか、そういう評価が可能でございまして。しかしながら、職場環境の問題であるとか、あるいは利用者側の問題とかということになりますと、これは何分にもパイロットシステムでございまして。しかも板橋という一つの出張所の、しかも現段階では八%ぐらいの事務がコンピュータによって処理をされていくという状況でございまして。したがって、十分にそれを検証するだけのデータがともともと足りないわけでございまして。そういう面での中間報告というのは、ごらんになってまだ何か中途半端だというふうな御印象を持たれたらどうと思ひますが、それは今申し上げましたような状況からすれば、やむを得ないところではないかというふうに考えております。

それから閲覧の問題につきましては、先ほども岡本委員の御質問にお答えをしたところでございまして、技術的にはブラウ管にディスプレイをしまして、登記ファイルの記録内容というものを目で見ていただくというところは、これは可能でございまして。そのようにすることは十分にできるわけでございまして、登記の公開制度としてそういうふうなものをやるのがいいのかどうかという面につきましては、これは、私も私どももなりの考えは一応持たないわけではございませぬけれども、正規の審議会であるいろいろな角度からの御検討をいただいて決定をする、そういう政策的な問題であらうと考えております。そういう点については、まだ最終的な方策を決めてい

いという状況でございまして、したがって、私どもの態度をまだ最終的に決めていないわけではございまして、それに関連するような資料もまたないという状況であるということを御了承いただければ幸いに存じます。

○橋本文彦委員 本日に資料がないのでしようかね。例えばここに「登記制度コンピュータ化十五年計画」というのがあります。これを見ましても、きつと十五年が分類されておつて、しかも六十二年度には法改正も一応予定しておられる。ここまで書いておきますと、データにある程度の結論的なものが出ておるのではないか、そう思うしかならないです。何せ十三年間経過してありますのでね。

今回の円滑化法案なのですけれども、具体的に聞きます。例えば板橋出張所で現在コンピュータを使つての謄抄本がつくられております。現在この謄抄本は一般市民にこのまま交付されているのかどうか、まずお聞きいたします。

○枇杷田政府委員 コンピューターから打ち出さし申請の方に交付いたしております。謄抄本として申請の方に交付いたしております。

○橋本文彦委員 この謄抄本を見ますと、いわゆる登記官の記名、押印、この部分が既に瞬時に機械で出てきます。それで、現在これが謄抄本として交付されているわけですね。そうしますと、現在、この板橋出張所に関する限り、この法案をつくる意味がないんじゃないか。つまり、もう既に磁気ファイルに登録されているものから出てきたわけですから、それを既に謄本として使つておられるわけですね。それをわざわざ今回の法案でこれをうたつてくるのはどういうことなんですか。

○枇杷田政府委員 実は現在、板橋でつくつておりますお示しものは、手順で申し上げますと、コンピュータに登録されているものの謄本というところではないわけではございまして。あくまでも登記簿というブックが登記簿でございまして、そこに記録されていることが登記であるわけではござい

ます。したがって、現在出しておりますものは、登記簿の記載と同じものであるという意味での謄本でございまして。したがって、認証文が打たれる前の、論理的な段階で申し上げますと、それはいわば登記簿の内容が打ち出される一つの原稿になるわけでございまして。したがって、厳密に申し上げますと、その打ち出された原稿を本物である登記簿とまた照らし合わせて、間違いがないということを確認した上でその認証の判を押すというふうなことが一番正しいことになるわけではございまして。しかし、登記事務の内容をいたしましては、コンピュータに登録されている事項が登記簿に書かれておる事項と同一であるということ、登記官は一つの全体的な認識として持つておりますので、したがって、現在、打ち出されたものが直ちに登記簿の内容と同じだという形で謄本を作成いたしておるわけです。ところが、これを、今度の法案でお願いをいたしておりますのは、登記簿の謄本というのではなくて、法務大臣の指定によつて、まさに間違いなく登記簿の記載内容を記録した登記ファイル、その登記ファイルの記録と同じだという形で直ちに証明書を出すようにいたしたい。現在は一つの論理的なフィクションを加えているような形であることを言わざるを得ないわけでございまして、それをきちんとしていた形で登記ファイルの記載内容の証明書だとしてきりと位置づけまして、それについては登記所としても責任を持つものでありますけれども、謄抄本と同じ効力を持たせて世間に通用させるというふうにか、登記法が改正によりよ本番と申しましようか、登記法が改正によりよ本番と申しましようか、登記簿に改訂するものがあるにございまして、そこから打ち出さるものがあるにございまして、謄本とか抄本とかという言葉に当たるもののかどうかということが一つの問題になります。用語としてはそういうものを謄本というのだと決めてしまえばいいのかもしれませんが、少なくとも現在使つておる謄本とか抄本とかというものは少し概念が違うことになりまして。そういうもの

になりますとそれは登記ファイルの証明書だと言った方が直截的なあれかもしれません。そういうものに移っていくわけでございますので、並行処理といえますか、中間の作業過程において登記ファイルの記録をコンピュータシステムによって打ち出されたものは証明書という扱いにして、切りかえ後の状態にワンステップをそこで踏み出していくというのが法的にはむしろいいのではないかと、すつきりするのではないかとということから、この法案におけるような証明書制度を並行作業の段階でもとるということを打ち出してみたいわけでございます。

○橋本(文)委員 理屈からいえば今みたいな答弁にしかならないと思うのです。ですから、もともと現実的に、そういう論理をこねくり回さないで、ダイレクトに不動産登記法なりそのほかの商業登記法なり、それを言っても何ら矛盾がないと思うのです。いわゆる並行処理をして、段階的な問題なので中間的な問題なのだ、ある程度そこでデータが集まったら法改正に持っていくというところなのですから、今の考えそのものが法改正にすつきり移行する、こう思っているのです。ですから、なぜこういうような円滑化措置法をつくるのかちよつと理解しにくいのですけれども、それはおきまして、今のお話で現行の登記簿というものはなくなる、なくすということは言外にはつきり出ているように思います。

ところで、この板橋出張所のコンピュータ・パイロット・システム、これは現在までの程度の経費がかかっているのか、まず具体的にハードシステム、これに幾らかかったのか、それからソフトウェアの方はどうなっているのか、今までの登記簿をインプットするのどの程度の人件費がかかっているのか等々のデータがあったらお示し願いたいと思います。

○枇杷田政府委員 このパイロットシステムにつきまして、五十九年度までに総額五億六千万円の経費をかけております。それは実は四十七年からの経費を全部足したものでございますけれども、

その中で板橋のパイロットシステムの経費だけを申しますと二億三千万程度でございます。そのうち移行作業にかかりました、いわば賃金職員といえますかそういう人件費が三百四十万程度でございます。あとがコンピュータの機械のリース料とかいうようなことになるわけでございます。そして、その二億程度のものでございまして、細部の内訳というのは今手持ちの資料ではございせんけれども、要するに機械面とソフト関係のものをひくくする二億程度の経費を投入しておるということに相なります。

○橋本(文)委員 四十七年から現在まで五億六千万という費用がかかっている、板橋だけに限つていえば二億三千万というお答えでした。そのうちいわゆる機械にインプットする、入力作業は職員ではなかなか手が回らない、できないという形で外部の企業の人を雇い入れるのだ、こういう説明を板橋出張所で聞きました。五十七年から板橋が始まっていますけれども、このインプット作業で現在までわずか三百四十万で終わっているのですか、重ねて確認いたします。

○枇杷田政府委員 板橋では、法務局で臨時職員として職員を何人か雇用して移行作業を行っております。その雇入れた人たちのうちのは登記簿の内容を入力する、そしてその原稿をつくるというような仕事をしておるわけでございます。その後、その入力すべきものを登記簿の原本と照らし合わせて間違いがないかどうかというふうな点検は職員自身がやっているわけでございます。その臨時職員が人力の原稿づくりのようなことをやるのについて先ほど申しましたように三百数十万の経費でございますが、これは現在のところ一万筆個程度のものを対象にしておるわけでございます。その程度の経費で上がっておりますが、これを板橋全庁に拡大するということになればそれだけで相当な経費は必要とすることになってまいらうかと思ひます。

○橋本(文)委員 大変細かい話で恐縮なのですが、けれども、現在一万筆個が入れられた。それが三百

四十万で済んでいるということになりますと一筆当たり三円四十銭、ちよつと考えられないくらい安いと思うのですけれども、そうですか。

臨時職員が相当数おられるように聞いたのですが、まず臨時職員が何人おられるか。

○枇杷田政府委員 一定はしてないようでございますけれども、大体五人ないし六人ずつというようでございます。ただ、これはパートで入っておりますので、普通の職員と同じような勤務時間ずつというわけではございません。

なお、先ほど申し上げましたけれども、一万筆個でございますので、三百数十万にしましても一筆当たりは三百数十円ということになるかと思ひます。当初はこれはもちろん私どもの職員も一緒にやるといふふうなことも実際はございまして、何分にも試験的なことでございまして、そこで計算されることが標準的な単価といふふうになるかどうかはちよつと問題であろうと思ひます。

○橋本(文)委員 三百四十円ですね。しかし、五人ないし六人のパートタイムでもこの三年間を通じて三百四十万で上がりますか。具体的にそういう支払ったあれがあれば後日お見せ願ひます。結構です。

三月の段階で分科会がございまして、ここで局長さんがコンピュータ導入の可否という問題をめぐりまして、この評価委員会のある程度客観的なデータが出た段階で皆さん方の意見をお伺いしたい、まず第一番目に民事行政審議会に検討したい、こういう御発言がありました。同時に、関連している司法書士とかあるいは土地家屋調査士の方にも意見を聞く、こういう答弁がありましたけれども、民事行政審議会の方に検討をお願いしているかどうか。

○枇杷田政府委員 民事行政審議会にはまだお諮りはいたしておりません。

○橋本(文)委員 民事行政審議会の方の意見が出てからこういう委員会を議論をしたい、こう実は思っておりますのでございます。その辺いかがですか。

ですか。

○枇杷田政府委員 そのような手順も考えられなくはないと思ひますけれども、実は、最終的にどのような姿でコンピュータが不動産登記制度の中に入っていくか、その結果どうなるかということとを最終的にあらわすのは登記法の改正でございます。その改正は当然当委員会が御審議いただくことになるわけでございますが、その登記法の改正案の内容につきましては、これは十分に民事行政審議会にお諮りをするということになるわけでございます。そして、そういう面でも民事行政審議会の方にもいろいろな考え方を示して、いろいろな角度からの御意見をちょうだいしたいというふうな考えをしております。

○橋本(文)委員 そうしますと、今の段階ではただ事務処理の迅速化、あるいは待ち時間が大変なのである程度の行政サービスの一貫化、それだけでもって現実には今だけに対応すればいいということでの考えなんですか。何回も言うように、もう十三年間経過している。それでとにかくコンピュータ化をやってみて、動かしてみたら、それからいろいろな意見を聞きたい、ちよつと何かわけがわからない気がするのです。要するに、本格的に不動産登記法の改正ということを考えておられる、その構想というものはまだまだ持ち合わせていない、そんなことはないと思うのです。当然、こういう構想でやろうというのではあると思うのです。それを全然外部に示さないで、ただ現実的にパイロットシステムをやっております、それは今中間的な段階でございましてというのではなかなか納得しがたい。

しかも、予算規模としては十年間で一千二百億あるいは全部の登記処理をコンピュータ化すれば四千数百億円というような金額まで出ておる。今回のパイロットシステムに関する限りでは五億六千万円使っている。しかし、板橋出張所に関する限りでは二億円である。そういうふうに単純計算していきますと、どこにもその四千数百億円は出てこないし、また当初の四百三十万ですか、全

体の八〇%の事務処理を扱っている、これに二億掛けたって八百億円で済む。しかし、技術は日進月歩でございまして、そんなに四千数百億円というのは出てこないと思うのです。

ですから、何か一番大事な基本的なものが欠けておつて、ただただ現段階でコンピュータを導入した場合にどうなっていくのだろうか、まず導入してみても、そして実情を把握してみた上で法改正をしていこう——本当に僕にはよくわからないです。

費用につきまして、あるいは人件費の問題、あるいは入力に臨時職員がやっておるとあつたのですけれども、時間が余りありませんから絞りまして、例えばこのパイロットシステムにおける一万筆個が今なされた。この入力段階で、当初の臨時職員がやっていたスピード、約三年間やっておりますけれども、同じ条件のもとで、この入力の単位当たりの、一件当たりの時間は急激に縮まっているのか、あるいは相変わらず一筆については同じような時間を要するのか、いかがですか。

○批田田政府委員 入力の所要時間は、確かに最初のころは非常に時間がかつたというふうに承知いたしております。なれるに従ひまして、それは当然早くなつて要領よくなつてまいるわけでございますけれども、しかし同時にまた、臨時職員の方もやめられて新しい方が入つてくるといふふうなこともありまして、全くの初期の段階を除きますと、ある程度なれてから後のスピードというのとはそんなに急激に縮小していくものではないというふうに聞いております。

○橋本(文)委員 この板橋出張所以外に全国のコンピュータ化、これも当然入力に関する限りは職員だけではできない、当然外部の人を頼むというふうに聞いておりますが、それは本当でしょうか。

確認をするという二つに分かれると思います。後者の方は、これは法務局の職員自身がやるべき事柄でございまして、その前段階の方は作業量も大変でございまして、これを法務局の職員として賃金職員を雇用してやるということも可能でございませうけれども、それだけではとても賄い切れないというところもあるかと思ひますので、外部の方に委託をするということも十分考えられるところではございまして、現段階では板橋の出張所だけでございまして、賃金職員の雇用方式でやっておりますけれども、全国展開ということになりまして、そういう方式では賄い切れないという事態も生ずるではないかというふうに予測いたしております。

○橋本文委員 賃金職員を雇用する場合にいはゆる職員が登記所の中に来るわけではございませうけれども、いはゆる外部委託というのはどういう形態を意味するのですか。

○批田田政府委員 これは作業をするのを民間の会社に請負でやつてもらふことになるわけではございまして、実際にキーを打つて入力の原稿みたいなものをつくっていくという作業そのものをどこでやるかはまた別の問題でございまして、恐らくそういう移記をするようなことを請け負う会社自体でもそういう作業場を持つていられるかと思ひますが、契約の仕方によっては法務局側の方で用意をする場所でもやつてもらふということもできないかと思ひます。コストの問題とかいろいろなことに影響をしまひますので、具体的には実際の契約の際に考えなければならぬわけではございませうけれども、ただいま御指摘のような場所は、外部に発注するからといって当然に外部に出すということではないと思ひます。

○橋本文委員 登記簿というものは外部に出せないわけではございまして、もしそういうような外部委託の場合、登記所外でやるということは大変な問題をやらんでくると思ひますので、しかるべくきちつとした基準をつくつてその場合は対処していただきたいと思ひます。

この法文に即して聞きますが、第三条でいわれる手数料の額というものがここで決められております。不動産登記法の第二十一条でも全く同じ内容がある。ただ閲覧がないだけだ。この第三条の第三項で手数料の額を「政令で定める」と決めているのはどういう理由があるのでしょうか。

○批田田政府委員 この手数料というのはもとと実費に見合うものを納付していただくという思想が中心でございまして、したがって、不動産登記法の第二十一条でも、またこの法律の三条でもそうでございませうけれども、物価の状況とかそれから人件費の問題とか、そういうものをもろもろ勘案して実費に相応する金額を決めるわけではございませう。その金額を決めるにつきましては、ただいま申し上げました要素というものがしつちゅう変わつてくるものでございまして、政令で定めてその実情に合わせて手数料額を改定できるようにするというのが趣旨で政令で定めることにいたしておるわけではございませう。

○橋本文委員 この場合はあくまでも大臣が指定する登記所で、そこからその登記ファイルから証明した書面をもらう、その場合の手数料でございませう。単純にこれを読みますと、不動産登記法の第二十一条で定める手数料の額と大臣が指定する登記所の証明書の手数料とは別々になるようなふうに見えるわけなんです、これはいかがなんでしょうか。

○批田田政府委員 手数料の定める対象としては別々になります。しかしながら金額は、これは例えば板橋で申しますと、コンピュータ化の対象になつていない地区のものはこの証明書が出て、それ以外の地区は普通の謄抄本しか出ないということになります。その場合にそこで金額が違ふということとは不合理なことではございませう。したがって、この三条の三項で書いております「その他一切の事情を考慮して」という一切の事情にはそのような事情は当然考慮されるであらう。また、かなりコンピュータ化の作業は進んでまいりまして、東京都内なら東京都内のうちの半数が

全部コンピュータ化されていくというようなときに、ほかの方は従来どおりの旧法の謄抄本で片つ方はいわば新法のということになった場合に、これまた手数料の額が違ふということとは、これは国民の側から見れば納得しがたいことでありませう。そういうふうなことの一切の事情を考慮して決めるということではございませうので、私どもとすれば、不動産登記法の第二十一条の規定に基づいてする登記簿の謄抄本の手数料額とこの三条の三項で決める手数料の額とは結論的には同一の金額にすべきものだ、そうしたいというふうに考えております。

○橋本文委員 値段が極端に異ならないように、ひとつよろしく願ひいたします。本当に単純に見ますと、これからコンピュータ化をするんだ、大変な費用がかかる、だから登記ファイルに記録されたものをもらう場合には別途料金も払うんだというふうに読めますものから、ぜひそういうことがないようによろしく願ひいたします。あくまでも今回のあれが国民の側に立つての利便ということをもし強調するならば、負担の増大ということはどうしても避けていただきたい、こう思うのです。しかし現実的には七月から上がつてきます、前途多難だなどという感じはしますけれども……。

それから、第五条の「必要な施策を講じなければならぬ」というこの「必要な施策」というのは何を意味しているのか、具体的にひとつお示しを願ひたいと思ひます。

○批田田政府委員 この法律の第五条は、要するに登記事務が全体として迅速かつ適正に処理をするということをやねらつておるわけではございませう。そのための一つの中心的な施策としてはコンピュータ導入でございませうけれども、そればかりが必要な施策ではもちろんないわけではございまして、まず施設の改善でございませう。庁舎事情が悪いということが何としても登記事務の円滑な処理の妨げになつてはならないとばかりではなくて、申請人等到大変な御迷惑をかけているところではございませう。

す。そういう施設を改善をしていく、それから能率器具を今以上に整備をしていくということ、その他窓口などについてもこの対応が十分に行われるようなそういう人的なあるいは物的な設備をつくるっていくというようなこと、そういうような事柄あるいはそのほかにも地図の整備とかいうようなもの、もろもろのことをこの中ではうたつておるつもりでございます。中心になりますものは施設とそれから器具整備それから窓口の対応の人的、物的な設備、それから将来的には地図の整備、そういうような事柄がこの中に織り込まれているというふうに理解をいたしております。

○橋本(文)委員 またまた話がわからなくなつてしまつたのですけれども、五条で「必要な施策」ということを書いておられて、今局長が答弁されている内容だとすると、昭和六十二年に予想されている不動産登記法の改正との関連でまたよくわからないのです。どういう関係になつてくるのでしょうか。

○枇杷田政府委員 ある事務を適正迅速に処理するようなどに持つていくためには、法律のないわば隘路を開いていくという面もあるでありましよう、あるいは法律的な面での整備をするという面もあるでありましようが、そのほかにも人的、物的な諸条件を整えていくことによつてその目的が達せられるという面もあるわけでございます。そういうもろもろの面を総合的に講じなければならぬわけでございます。したがって五條で言つております事柄は、それをはつきりと区分けをして言つていくわけではございませんが、電子情報処理組織を用いて登記を行う制度ということ、これは当然に法律改正を予定せざるを得ない、そういう面では後二年後ぐらいに登記法の改正をお願いしなければならぬだらうと思つております。それは現在のブックシステムというものを登記ファイルシステムにかえるということを中心とするわけでございますが、先ほどお触れになつたことにちよつと触れさせていただきますと、その際に閲覧制度というものをどういうふうにする

るかとか、それからほかの登記所でも他の登記所に保管してある情報を用いられるようにするとかしないとかそういうふうなことを、要するにコンピュータ化ができることに伴つて現在の制度以上何らかの利便な制度を設けるようにするものがあるかというふうなことを民事行政審議会にかけて、十分に御意見を伺つた上で登記制度としてのものを考へていきたいというわけでありまう。

また余談になつて恐縮でございますけれども、現在のパイロットシステムは現在の登記制度そのままを前提にしてコンピュータ化してあるわけでございます。したがって、資料的なものはそれで足りるということになるわけでございます。今後コンピュータが導入されることに伴つて拡大すべきものあるいは縮小すべきものあるいは変更すべきものについて民事行政審議会にかけて、そこで結論を得た上で登記法の内容を決めていくというふうなことになるかと思ひます。

○橋本(文)委員 たしか昭和二十五年に固定式台帳制度、いわゆる大福帳と言ひましたね、それを現在のブックシステムにかえるのに約九年間かかつたように伺つております。それから、その後行われた土地台帳、家屋台帳、また台帳と登記簿の一元化の問題でも、これはやはり十年間かかつたという、そのかかつた内容を聞いてみますと極めて単純なことなすね。ところが現在の、今度の登記ファイルシステムというのは、根本から変えるようなもので、今までの大福帳からブックシステムに変えるのに九年間、それから台帳一元化の問題でやはり十年間、そういう経緯を見ていますと、現実には十年あるいは十五年間で登記ファイルに移行できるのかどうか甚だ疑問に思ふのですけれども、その点いかがですか。

○枇杷田政府委員 確かに膨大な作業量でございますので、大変なことであるということはいくつかつておりますけれども、十五年あればできると思ひます。むしろ、登記所の現状あるいは申請人の側の事情から申しますと、十五年からずかにや

れるものならやりたいというふうな思ひでおります。

○橋本(文)委員 この登記ファイルを契機に——いわゆる登記制度の理想といひますか、物権変動を正確かつ迅速に公示する、それから同時に不動産の取引の安全を円滑にするという、相矛盾するものがあるわけですが、その絡みでもつて、必ずしも現在の登記制度は国民の万全たる信頼を得ているわけではございません。いろいろ問題があるし、そういうわけで、この問題を契機に国民が信頼できるような登記制度の確立に本當に寄与できることをお願いしたいと思ひます。

それから、大事なことは、このために多大な費用がかつたのでは何のための登記制度なのか、あくまでも登記制度というのは国民のためにあるのだということを強調して、質問を終わりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○片岡委員長 中村殿君。

○中村(應)委員 今回の法案は、電子情報処理組織というものを導入をして、登記制度の中にそういうものを導入をするという法案であるわけでありまうけれども、この法案というものがこの時期に出されてきたのはどういふことかということからまず伺ひたいと思ひます。

今まで我が党の岡本委員、橋本委員もいろいろ質問をいたしましたので、今これから私の質問も若干重複する点があるかもしれませんが、御了承いただけます。

まず、その点でございますけれども、法務省がこの登記制度の中に電子情報処理組織を導入しようといふことをお考えになつたのは昭和四十七年である、こういうことでありますけれども、昭和四十七年にそういう発想をされて、それから昭和五十八年には板橋の登記所にパイロットシステムというものを行われたわけでございます。そういうものは、今日まで法案なしに事実上進行をしておつたという経過に結果的にはなるわけでありまして、それが今年、こういう形で法案が出さ

れるということになつてきたわけで、それは、考へてみますと、何か今年度の予算の中で登記特別会計というものが成立をしたので、それをして法案を出してきたというようにも受け取れるわけでありまうけれども、本来的に、登記特別会計というものができたかどうかということはこの法案とは関係がないわけでございます。どうして今まで事実上行つてきたものを、この時期にこういう法案を出すのかということをお伺ひをいたします。

○枇杷田政府委員 この法案を提出さしていただきました理由の一つは、先ほど橋本委員の御質問にお答えをした点でもあるわけでございますけれども、現在板橋の出張所で実際の簿本あるいは抄本の作成、交付を行つております。これは見方によりましては、現在の法律制度のもとにおきましては巨大な自動簿本作成機というふうな、そういうものとして法律上は動かさざるを得ないわけでございます。しかしながら、これから板橋出張所だけでなくほとんど移行作業が進んでまいりますと、かなりのものになつてまいります。そういうものを法律的にひとつはつきりした位置づけをする必要があるのではなからうかというふうなことで、それからまた、板橋ばかりではなくて、移行作業を進めていく段階でそういう状況が広がつてくるわけでございますので、それを法律的にきちんと整理する必要があるであらうということが一つでございます。

それからもう一つは、これは今度の法案の五條に關係することでございますが、理論的には登記特別会計と完全に結びつけるものではございませんけれども、登記特別会計を創設すること、これは、財政法の側からの考え方からいたしまして、ある一つの政策を実現していくために必要やむを得ない特例であるということから特別会計法というのが認められることになると思ひます。そういう真にやむを得ない重要な施策というものが、この今御審議いただいております法律によつて明らかになつてくれば、そういう政策を実現す

るために特別会計法が必要だ、あるいは特別会計制度が必要だということがより明確になるわけでございます。そういう面からいたしまして、実質上のつながりがある。したがって、登記特別会計法が制定されるのとあわせて、そういう施策を法律で明らかにすること、これが大事なことではないかということで、五条の規定が置かれておるわけでございます。

そういうようなことで考えますと、この種の法律を出すすれば、ほかの時期ではまずいのであって、この時点で法案を提出することが一番時期を得ているということになるという考えで提案をさせていただいた次第でございます。

○中村(憲)委員 今の御説明、わからないわけではありせんけれども、十三年近くにわたって事実上行われてきたということ、今も時期としてはその延長線上にあるわけでございます。そういう意味では、ただ理屈だけを言えば、その事実の流れというものは、事実上今後とも法案なしにも行い得るのじゃないかというふうなことがあるわけでございます。ただその事実の流れそのものの、つまりコンピュータ化の流れそのものにとつてこの法案を出しにされるのが何か画期的な、一つのエポックメイキングな意味があるのかどうか、その点いかがでしょうか。

○批田田政府委員 これは法律論からいいますと、絶対不可欠なものではないということがあるいは言えるのかもしれませんが、ただ、登記制度におきましてコンピュータを導入して登記制度を切りかえていくということは、これは画期的なことでございます。その画期的なことをこれからしていこう、そしてまた、そのために特別会計制度を設けて、そして受益者負担の考え方から登記用紙というもので手数料を納めていただくというふうな全体を考えますと、ただ特別会計法ができるというだけではなくて、このようにいけば実体的にコンピュータに登記制度を切りかえていくのだというふうな大方針がここの法律上うたわれるということは非常に意味のあること

でございます。したがって、いわば登記制度の転換の政策決定という意味では、私は極めて画期的な法律であるというふうに理解をいたしております。

○中村(憲)委員 今回の法案の内容は、電子情報処理組織を導入して登記ファイルというものの登記事項を記録していくという、ほぼそれに尽きるわけで、それに関連して、そこから取り出されたものに對してそれを証明書として位置づけていく、こういうことになるわけでありまして、けれども、そういう意味で、本法案は、この登記ファイルというものが従来の登記簿にかわつてしまつて登記制度そのものが抜本的に改変をされるのだというところは含んでいないというふうに見られるわけでありまして、もちろん、法務省としては、前提としていわば登記ファイルの制度と従来の登記制度との並行的な運用を最終的には登記ファイルの方へ一本化したいというお考えのように思えるわけでありまして、登記ファイル一本に移行をするということ、これを本法案に規定をされないというのはいささかどうなんでしょうか。

○批田田政府委員 登記簿を廃止して、登記ファイルをもつて今までの登記簿と同じような法律上の位置づけをしていくことをするために、登記法の改正それ自体が必要でございます。ここではそのような制度に切りかえていくという、いわば方針、それをうたつたものでございまして、そういう面におきましては、第一条におきまして「電子情報処理組織の導入による」云々というふうなことをうたつておりますし、それから五条でも「国は、電子情報処理組織を用いて登記を行う制度」というふうな言葉も用いておるわけでございます。

そういういたしますと、これは何も登記簿をやめて登記ファイルにかえていくのだということまでは、そこでうたつてあるわけではございませんけれども、方向としては登記ファイルをもつて要するに登記を行う制度でございますから、したがって、ブックシステムではこれは不可能なこと

になつてまいります。そういう意味で、登記ファイルは従来の登記簿にするのだという方向を、この法律では明らかにしておるものだというふうな考えをしております。

○中村(憲)委員 法務省はそういうおつもりでつくつたのだらうというところはわかりませんが、けれども、ただこの法案を素直に読めば、電子情報処理組織の導入によつてその処理の円滑化を図るための登記ファイルの制度を創設するのだという、こういうことにも読めるわけでございます。さらに「国の責務」のところ、「その他の登記事務」云々ということもあつて、それから「ならびに、そういう法務省の決意というか、そういうものが法文にあらわれないように私は思うのですけれども、重ねてその点をお伺いいたします。

○嶋崎國務大臣 ただいまのお話でございますが、従来は予算の上でこのコンピュータの関係の仕事は積み重ねてまいつておつたわけでございます。そういう中で、将来的に確実にコンピュータによつて登記の事務というものを整理ができの見通しというものがだんだんできてきておるわけでございます。そういう意味合いから考えまして、やはり特別会計を今度設置をするということに踏み切つたわけでございます。したがって、そういうことで従来予算で整理してきたものを正式に特別会計というものに踏み切ることによつて、長期的に登記事務を整理していくという考え方を強く打ち出したということでございます。

かつまた、従来、特に五十八年以来やつております板橋の出張所における作業の結果というものがだんだん実つてきてまして、そして言葉の上では非常に説明のしにくいことでございますけれども、並行的に存在しておることは事実であります。が、現実、その磁気ファイルの中に入つておるものを活用してやれるような実態というものが明らかにいたしました。そういうことを踏まえまして、

これから全国的に登記簿の制度というものをどう展開していくかというところを明らかにするため、第五条の規定にありますが、審議会を設けて正式にそういう方向づけというものを明確にさせていこうということ、これは私は、この登記の特別会計ができるということとは非常に密接な絡みを持っており、今まで予算的に処置をしてきたものを法的にもきちつと整理をして、国会の皆さん方にも登記の将来というものを展望していただくようなそういう形でこの法案を御審議願うということが一番大切なことだと思います。また、そういう法案を準備して皆さん方に御審議をしていただくことが、将来登記事務というものをどういうぐあいに展開していくかというところに非常に重要な意味というものを持つていく、そういう役割をこの法律が持つておるのだというふうに私は思つておるわけでございます。そういうこととしてひとつ御理解をぜひ願ひたいと思つておる次第でございます。

○中村(憲)委員 私が聞いた点は、恐らく第五条の第二項に「前項の施策のうち重要なものを」云々とある、この前項の施策のうち重要なもの」というのは、全面的に登記ファイルに切りかえろということの意味しておるのじゃないかな、こんなふうにも理解をいたしておるわけでございますけれども。

それはその辺でやめまして、従来板橋の出張所において導入をされて、その中で謄抄本というわけでありまして、その法がないその段階で行つてきた謄抄本というものは、これは謄抄本なのか、それとも本法案の第三条にいうところの証明書というもののなか、その点はいかがでしょう。

○批田田政府委員 これは、今まで事実上やつてまいりました謄抄本はまさに謄抄本であつて、登記ファイルに記録されている事柄を証明するものではないというふうな理解をいたしております。○中村(憲)委員 今まで謄抄本であつたものが、この法律ができるとそれが今度は証明書に格下げ

をされる、そういう感じでありますけれども、謄抄本であるかそれとも証明書であるかという違い、板橋の場合、どこにあるのか教えていただきたい。

○枇杷田政府委員 これは説明の問題だろうと思います。現在事実上やっております謄抄本と申しますのは、いわばあくまでも原本は登記簿でございますから、登記簿の記載内容と同じものであるという認識を登記官がいたしまして、そして発行するのが謄抄本でございます。

（委員長退席、高村委員長代理着席）その認識の仕方が、この登記ファイルには原本と同じものが記録されておるということを登記官が認識をしておることを介在として、原本と間違いないという認識をして認識いたしておるわけでありませう。

今度は、そうではなくて、登記ファイル自体に記録されている事柄であるということでございませう。したがって、その背後には登記簿と同じものが記録されておるということが法令的に裏づけをされているということが必要になってくると思ひます。その点におきましては、法務大臣が指定をする。そしてその移行作業については、その法務大臣の定めます手続、省令で定めます手続に従ってきちんとやるといふ裏づけをしまして、そして直接にその登記ファイルに記録されている事柄であるというこの証明書は、実質的には登記簿に記載されている事柄と同じであるということがわかりますので、したがって、今度はそれを謄抄本と同じものとみなすということでつなげるという仕組みに切りかえるだけでございまして、実質は変わっていないと思ひます。

なお、証明書だからといって私どもは格下げをしたというつもりはございません。

○中村憲委員 実質的に同じなものだからこそ、みなすわけでしょうけれども、それならば板橋の登記所でやられているような形を、わざわざ証明書と言わなくてもそれは謄抄本なんだということ、この法律の施行後もやっていけばいいで

はないか、こういうふうに思われるのですけれども、いかがでしょうか。

○枇杷田政府委員 それも一つのやり方であろうと思ひます。ある一定の手続のもとに移行が終わったその登記ファイルといひますか、登記ファイル並びに電子情報処理組織を用いて謄本を作成することを得というふうな形の条文にすれば、それはそれなりにいくだろうと思ひます。

ただ、先ほども橋本委員の御質問にお答えをしたところでございませうけれども、将来のことを考えますと、コンピュータ化に切りかえた場合にはまさにこれは登記ファイルに記録されているものの、そのものの証明という形になるわけですね。今度はその証明書を言葉として謄本とか抄本とか使ひなれた言葉であらわすということではあるけれども、厳密な意味ではちよつとおかしくなるといふことが出てまいります。そういう将来のことをならみますと、この際並行処理の中間的な処理方法としても、登記ファイルからの証明書だといふような形にする方が経過的にはむしろいいのではないかとこの発想から、このような仕組みにさせていただいた次第でございませう。

○中村憲委員 そこで、この法案によつては、いふところの並行処理といふものが行われるわけでありませうけれども、だれもが聞いていられるわけでありませうけれども、問題は並行処理から要するに従来の登記の簿冊を廃して登記ファイル一本にするという時期がいつなんでしょうかということであるわけでございます。法務省としてはそれが早くからために鋭意努力をするということには恐らく間違ひがないのでしようけれども、ただ時期的なめどといふものを全然お持ちにならぬでおやりになつていられるものもおかしなことでございませう。並行処理そのものをどういふふうにかから拡大をしていくのか、そしてどの時点で並行処理といふものが全部、終わつてしまつてと言ふところ、かしこいけれども終わつてしまつて、そして登記ファイル一本になり得る体制ができるのか、その辺について法務省自体内部で計画をお持ちなのかど

うかといふことを伺ひたいします。

○枇杷田政府委員 これは法律的な問題と、それから実際の問題と二つあるかと思ひます。法律的な問題といたしまして、これは登記ファイルをもうたて登記簿にするような、そういうことが可能になるような法改正が必要でございませう。その登記法の改正は二年後の国会に提出をいたしたいという予定にいたしております。そして、その内容でございませうけれども、まだ確定はいたしておるわけではございませうが、登記所ごとに指定をいたしまして、と申しますのはその指定する前には登記所ごとに移行作業があるわけでございます。移行作業が完了いたしました登記所ごとに法務大臣が指定をする、その指定によつて新法が適用される、すなわちコンピュータ登記法が適用されるということになるわけでございます。

今度は事実問題で移行作業の方でございませうけれども、これは将来の予算とかそれから作業のやり方によつて変わつてまいらうかと思ひますけれども、現在大ざっぱに試算的に考えておりますのは、大体十五年間に全庁の移行作業を完了したい。ついでには、それを単純に分けてまいりますと、板橋の関係がこれから進みますが、同時にシステム開発の期間がございませうので、したがって十三年ということにならうと思ひます。これを単純に平均化したとしますと八十庁程度のことになるわけでございますが、繁忙庁といひますか事務量の多いところからやる方が効果的でございませう。

そうすると事務量も多くなるといふことから、当初は六十庁程度のものから始めることにならうかと思ひますけれども、それは今後の問題でございませうが、大体六十ないし八十程度の登記所を、今御審議いただいております法律に従つてなされる法務大臣の指定を受けて作業を開始したい。一つの出張所の移行作業が一年間ではちよつと無理だろうと思ひます。したがって二年間くらいはかかるだろう。そうすると、作業開始の指定を受けた登記所が新法の適用の指定を受けるまでの間

はいわば並行作業、並行処理期間ということになるわけですね。その間においては、この法律によつて登記ファイルからの証明書が発給される、そういうことになつてまいらうかと思ひます。

○中村憲委員 そういたしまして、二年後に登記法の改正をするということ、登記法が改正されれば、その改正の内容によりましてけれども、登記ファイル一本でいけるところが出てくる。それについては指定をする。板橋なんか進んでいるから一番最初に指定をされるのだろうと思ひますけれども、そうなつてくると、その二年後、あるいは二年後に法が改正されてすぐ指定があるかどうかは別として、その時期には登記ファイル一本でやる庁と並行して処理がなされる庁、さらには従来の簿冊の方法による庁と三種類の庁が出てくる、こういうことになりませうか。

○枇杷田政府委員 そのとおりでございませう。

○中村憲委員 それから、第二条によつて、法務大臣が指定する登記所においては登記ファイルに記録するということになるわけでありませうけれども、恐らくこの法律が成立すれば板橋出張所については直ちに指定がなされることにならうかと思ひます。本年度中あるいは来年度中に板橋出張所以外の庁を指定をする御予定はありになるのでございませうか。

○枇杷田政府委員 ただいま御指摘いただきましたように、板橋の出張所についてはこの法律が成立いたしましたならば指定をすることにならうかと思ひます。

なお、それ以外の庁については、本年度は新しい庁を指定するということとは予定はいたしておりませうが、なるべく作業を早く進めたいということがありますので、明年度の予算編成作業等の中では検討されることにならうと思ひますが、何分にも今早急にやらなければなりませんことは、本番に移行するためのシステム開発、プログラムの作成に力を注いでいくべき事柄であらうと思ひますので、目下のところの一応の計画といたしますと、板橋以外の庁の指定は六十二年以降という

ことで考えております。

○中村(慶)委員 その点で、六十二年以降にしても板橋の後に一番最初に指定をしなければならぬ庁として、法務省は具体的にどの庁を考へておられるのでしょうか。

○枇杷田政府委員 これは具体的にどの法務局のどの出張所というようなことについてはまだ何も考えておりません。

この指定の仕方についても、実は民事行政審議会の御意見を伺いたいと思つてゐるわけでございます。私どもの気持ちといたしますと、先ほどもちよつと申し上げましたようにいけば効率が非常にいいといひますか繁忙庁でございますね、そういうふうなところから始めるのが適當であろうというふうには考へておりますけれども、ただそれを東京から始めていくか、あるいは東京、大阪、名古屋というふうなところから始めていくかといふいろいろなやり方があると思ひます。そういう面においても民事行政審議会の御意見も伺つていきたいと思ひますが、大体においては私どもの今の気持ちとしては、大都市における大登記所から始めるということが適當であらうかなという感触だけを持つておる次第でございます。

○中村(慶)委員 そこで、この電子情報処理組織を導入するためには大変に金がかかるわけでございますけれども、今年度の法務省の予算の中でこの関係で計上をされております予算というものは、法務本省でなくて法務局の中にある情報処理業務庁費というものと電子計算機の借料というものの、この二つになるわけですか。

○枇杷田政府委員 六十年度のコンピュータ化のための経費は、一般予算と特別会計の予算と両方に計上されております。一般会計の場合には法務局の方に計上されておりますが、特別会計の方は本省とか法務局とかという区別はない計上の仕方でございます。合計いたしまして二十四億円がこの六十年度のコンピュータ化のための経費として計上されておる次第でございます。

○中村(慶)委員 私が予算書を見限りにお

いては、六十年度の一般会計の中に情報処理業務庁費として一億六千六百万円、それから電子計算機借料として九千八百百万円、それから特別会計の中に情報処理業務庁費として十三億八千九百万円、それから電子計算機借料として七千五百万円、こういうものが計上されてゐるようになつてゐるわけですが、今の総体の金額から見ますとこれだけでは足りないようなので、あとどういう経費が計上されておるわけですか。

○枇杷田政府委員 一般会計で二億二千百万円、特別会計で二十一億八千九百万円でございます。この金額を合計いたしますと、先ほど申しましたように二十四億一千百万円になるわけでございますが、この中の一番大きな金額になりますものが本番のシステムの設計、それから現在板橋でやつておられますのは、区分所有法の関係では旧法を土台にしておりますが、これを新法の形に直すというふうなためのプログラミングの経費その他で合計いたしまして十三億三千三百百万円でございます。これはまた一般会計と特別会計に分かれております。それから施設費といたしまして、これは開発センターの関係の経費でございますが、これが一般会計と特別会計を合せて七億四百万円でございます。一般会計の方は三千万円、特別会計で六億七千五百万円というふうなものでございます。それから、そのほかコンピュータ導入に伴つて職員を研修したりするような研修経費であるとかあるいは電算機の借料であるとか、そういうものがそのほかに組まれております。なお、細かな点につきましては、電気代のような光熱水の料金のものがございます。それから賃金職員の人員費などもございます。そういうものが二千百万円でございます。合計して二十四億という数字になるわけでございます。

○中村(慶)委員 五十九年度予算においてはどのくらい計上されておりましたか。

○枇杷田政府委員 五十九年度におきましては一億三千百万円でございます。これは主として法務

局でございますが、本省にも三百百万円をちよつと欠ける程度の経費が計上されております。

○中村(慶)委員 一億三千百万円というふうな予算から一挙に二十四億一千百万という膨大な予算に切りかへになつたわけでございますけれども、今全体の御説明を伺いました、そういう予算が膨大になつたということは先ほどのお話のように本法に基づいて新規に別の出張所を指定するという関係ではないわけですね、全部板橋関係のプログラミングとかそういうような経費である、こういうことに理解してよろしいわけですね。

○枇杷田政府委員 先ほどもちよつと申し上げましたけれども、一番大きなものは、全国的にコンピュータを導入していくという前提のための大きなシステム開発が必要になつてまいります。そのシステムの開発、それからそれに伴うプログラミングの経費でございます。それから、開発センターという建物をつくらなければいけないという施設費でございますがそれが中心でございます。そして板橋そのものとしたしましては従来の電算機の借料の継続的な使用であるとか、あるいはこれから板橋の移行対象を広げていくとかというふうな関係でございます。板橋固有のものとはそんなに大きな金額ではございません。これは従来どおりとお考えいただいて結構だと思ひますが、大きなところは、いよいよ本番に向けての開発をするという点に一番の経費の重点があると思ひます。

○中村(慶)委員 ついでに聞いておきますけれども、まずシステム開発ですが、システム開発については法務省としてはそういう特定のソフト会社というのかそういうものに開発委託契約みたいなものをされておるわけですか。

○枇杷田政府委員 これはまだその契約はいたしていませんが、いずれそのシステム開発についての開発のいわば委託契約は結ばなければならぬと思ひます。

○中村(慶)委員 それから開発センターですが、開発センターというものを従来法務省が持っている施設以外のところに土地を取得して建物をおつく

りになろう、こういう御計画ですか。

○枇杷田政府委員 法務省には開発センターに利用できるように施設は現にございませんので、新たに作るなければならぬことになろうと思ひます。先ほどお話が出ましたような要するに災害時の問題であるとかということも考えまして、適地を見つけてそこに建てるという考え方にいたしております。

○中村(慶)委員 そうすると、その開発センターを使って、委託したソフトの会社がそこで作業を進める、こういうことになるのでしょうか。それとも開発センターというものは法務省の職員だけで運営をする、こういうことになるのでしょうか。

○枇杷田政府委員 開発センターはでき上がった後は全国のいわば中枢機能として運用していかなければなりませんので、これはもちろん職員も配置いたしますし、それだけでは十分でないという場合にはあるいは民間の専門家に一部お願いをするということも十分に考えられようかと思ひます。しかし、この開発センターができて、それから基本的なシステム開発の作業をやつてもらうというには間に合いませんので、その作業自体は他の施設を利用してやりたい、そういう面での施設も現在探しておるといひますが、いろいろなところにお話をし何と確保したいということ而努力中でございます。

○中村(慶)委員 今年度二十四億一千万、こういう予算を投入するというお話でありますけれども、先ほど来長期の計画というのか、そういうものでは今後毎年度のぐらゐの予算を必要とするのか、そして総体でどのぐらゐの予算がかかるものと想定をされておるのか、その点はいかがでございますか。

○枇杷田政府委員 これは移行作業のやり方とあるいはその移行作業のための能率的な機種といひますか、そういう新しい端末の開発がどのよう

が、これは大ざっぱな試算でございすけれども、現在のところ十五年間でやると仮定いたしました場合に、四千億を超える経費は必要とするであろうというふうに考えております。その経費の半分は実は移行作業にかかると思っています。それから、残りのうちの四分の三かあるいは三分の二ぐらいはいわゆるランニングコストでございす。ですから、それは年数によって動いてくるわけでございます。十五年でやるとしたら二千億近いような経費がランニングコストにかかるであろうと思ひます。

ともかく一番金がかかりますのは、当初にシステム開発をするあるいはプログラミングをつくるというところで、当初に相当な金がかかります。これは要するに六十年、六十一年度のところにわたってまいります。六十二年以降は移行作業が主たる経費になる。同時に、その作業庁といひますか、コンピュータに移行された庁がふえるに従つてランニングコストがどんどんふえていく、そういう形になつてこようかと思ひます。これも作業の仕方とか、先ほど申しましたように作業のための端末の開発いかんあるいはコンピュータの機械そのものがどつちかといへば安くつていくという傾向にもありますのではつきりしたことはわかりませんけれども、大ざっぱに申しますと先ほど申しましたような金額になろうかと思ひます。

○中村(憲)委員 ランニングコストという意味ですけれども、それは結局そういうシステムとか、ソフトやハードを維持して、そして運用をしていく、こういうことのために要するコスト、こういう意味ですね。

○枇杷田政府委員 そのとおりでございまして、要するに、コンピュータ移行庁が一庁ふえますと、そこで機械を入れてそしてバックアップセンター等をつなぐということになつてまいります。そういうことが、移行庁といひますか、完了庁におきましてはずつと毎年必要になつてくるということでございます。

○中村(憲)委員 そのお考え方の中で、電子計算機そのもの、ハードですが、これはリースの方式ですつとやつていくということが基礎になつておるわけですか。

○枇杷田政府委員 現段階ではリース方式で試算をいたしております。

○中村(憲)委員 そこで法務大臣に伺いたいのですけれども、十五年間で四千億からかかるといふことになりまして、これは単純に割りますと年間約三百億近い、こういう経費を要することになるわけでございます。そうなりますと、登記特別会計はできませんでしたけれども、そこから年間三百億というような経費を捻出していくというところは一般会計からの繰り入れというものを膨大にしないといけないのではなからうかというふうな思われるわけでありまして、現在、六十五年までに財政再建だ、こういう状況の中で、今大蔵大臣の言われていることでは予算の伸びというものの、歳入の伸びというものが期待できない、歳出はずつと削減を圖つていかなければならないのだ、こういうようなお話でございまして、こういうようなことが、これだけの膨大な経費を要することがこの十五年間に今後とも可能だろうかということを大変疑問に思ふのですけれども、大臣はいかがお考えになりますか。

○嶋崎国務大臣 あるいは事務当局からもつと詳細な説明をしていただいた方がいいのかと思ひますが、今度の特別会計を発足するに当たりましていろいろの意味で予算の充実を考えたわけでございます。予算のしりをごらんになつても相当なことでございます。一般会計からの繰り入れの金額も相当な金額になつておるといふことは御承知のとおりでございます。したがしまして、今後、今言われたような計算のものはある程度時期によつて利用者の皆さん方の御負担を願わなければならぬというようなことが出てくるかもしれせんけれども、總体的には、従来の一般会計予算ではなかなか処理がしにくい、またそれが外に顕在化して御認識をいただけない、そういう問題をこ

の登記特別会計の発足によつて皆さん方に理解をしていただき、またそういう御支援の中で処理をするという考え方をとつていくならば何とかこの処理ができるのではないかと、そしてまた、そういうことが実現することによつて一般の利用者の皆さん方がある意味で大変受益をされるような結果を実現できるのではないかとこのように思つておる。ような次第でございまして、今度の特別会計の発足につきましては、大蔵省の方もあるいは関係の皆さん方もある意味で非常に配慮を願つて、そのスタートとしては立派な形でスタートをしておる。その推移をよく見守つてどこまでも適切に実施に即し、しかも早期に合理化、効率化が図られるような観点から考えていくならば、利用者の皆さん方からも御協力をいただき、また、一般会計その他とのバランスというものも十分配慮いただけるのではないかとこのように思つておる次第でございます。

○中村(憲)委員 それでは今度は別の観点の質問をいたしますけれども、昭和四十七年以来約十三年間ということを開発が進んでまいつたわけでございます。昭和四十七年から今日まで具体的に研究なり導入の過程というものがどういふふうに進んできたのだろうかといふことは私もよくわからぬわけでありまして、具体的にコンピュータのハードそのものが導入されたのはごく最近であるわけ、その間何年ごろまではどういふことをやつておつて何年ごろまではどういふふうに今度は変わつてきたのだという御説明はいただけますか。

○枇杷田政府委員 四十七年から研究を進めておりましたけれども、内部的な検討を二年ぐらいいたしました。それから四十九年度ごろからシステムの試案みたいなものをつくつてもらいたいというところとで外部にその作成の委託をいたしました。それを四十九年、五十年と続けてまいりました。殊に五十年ごろから力を入れてまいりましたのが、入出力の関係でございまして、これが、先日参考人

の方からも説明がございましたけれども、漢字処理をどうするかということが大問題でございまして、その漢字の出入力のいろいろな方式を考案してもらい、また、その実験をいたしたわけでございます。そういうことで進んでおつたわけでございます。昭和五十二年度ごろから室内で総合的な登記事務の処理をするという実験に入つております。そして、これがかなり程度室内的にはうまくいくだろうということが出ましたので、五十三年度から、それではいよいよ今度は実際に現場でそれを実験するという方向で一步進めたい。ついでには、それが板橋のパイロットシステムになるわけでございますけれども、パイロットシステムを設計しようということで、その設計を外部に委託いたしました。そのパイロットシステムが完成をいたしましたのが大体五十六年度でございます。このときには、実はワードプロセッサの開発なども進んでまいりまして、それによつて漢字の入出力というものが容易になるというめども開けてきたという状況がございまして、そして、そのパイロットシステムを、五十八年に至りまして板橋の出張所で実際に進めてみるということを開始して今日に至つておる、そういう経過になるわけでございます。

○中村(憲)委員 この開発、具体的に四十九年ごろから外部に委託して行つたということでありまして、けれども、それについては外部の会社を選択して、そしてその間に隨意契約でやりやうになつたんだらうと思ひますけれども、どういふ会社をどういふ方法で選択されたわけですか。

○枇杷田政府委員 一番最初は実は電電公社にお願いをいたしました。そして、電電公社の意見などを伺つたり、あるいは関係の方面のことに詳しい方の御意見を伺つたりしながら進めてまいつたのでありますけれども、先ほど申しましたように、当初は入出力の関係を私どもの方も非常に問題にいたしておりましたので、それを、各社それぞれ独特のやり方を持つておられましたので、富士通とか日本電気、東芝、日立、それから日

昭和六十年四月九日

本システム技術という会社もございすが、そういうところにいるいろいろな方式の実験の委託をいたしておたわけてございす。その後メーカー側の方も、言葉はちよつと適当でないかもしれせんけれども、ついてこれないというふうな面もあつたかと思ひますけれども、だんだん少なくなつてまいりまして、最終的には富士通と東芝の二社が残つて、そして今、パイロットシステムの開発のところまでずつと関与されることになつたという経過でございす。

○中村(慶)委員 現在の板橋登記所におけるパイロットシステムのシステムそのものの開発は、外部のどういふ会社かどういふ形でタッチをしていくわけですか。

○中村(慶)委員 これはただいま申し上げましたように、会社といたしますと富士通と東芝ということになるわけでございます。形式上の会社名はちよつと別の子会社のような形になっておりますけれども、実質は富士通と東芝でございます。富士通の方はいわば本体の開発についての開発をお願いしております。それから、東芝は出入力の関係についての開発をお願いして、それを組み合せて現在の板橋の出張所のシステムができ上がつておるといふ形でございす。

○中村(慶)委員 先ほど橋本委員の質問に対して、従来このシステムの開発に対して、総体として五億六千万ぐらい、うち板橋に二億三千万ぐらいを投入している、こういうことでございしたけれども、これは結局そのほとんどは外部のそういう委託会社に対しての支払いということになるわけですか。

○中村(慶)委員 主としてそういうことになるわけでございますが、システム開発のためのいわば委託料みたいなものと、それから機械をリースいたしておりますそのリース料が中心になるわけでございます。あと板橋の出張所についての移行作業の経費その他がかかる。あとは細かい問題としては消耗品とか光熱水料があるわけでございますが、中心はリース料とシステム設計、プログ

ラミングの委託料ということになるわけでございます。

○中村(慶)委員 また話の観点を変えますけれども、先ほど来お聞きをしておりますように、いざ登記制度そのものが全面的に改変をされて、登記ファイルによる登記制度というものに全面的に移行してしまふ、こういうことになるわけでありまうけれども、登記ファイルによる登記制度というのは、それ自体考えてみますと、明治以来長い間の紙による登記制度というものを根本的に変えてしまふわけですね。確かに技術は日進月歩で時代というものはそれに應じて違つてまいるわけでありまうから、そういうこともある時期にはなければならぬのだという感じはいたしますけれども、やはり紙の時代からそれ以外のもので物を記録する時代へということになるわけで、それに対しては各界、学者の先生とか、いろいろなことであらうわけでありまう。その根本的な問題について法務省としては審議会そのほかで検討されたか、あるいは各界の御意見というものを聞かれて検討されたか、その辺のところは、そこへ踏み込むまでの考え方を固めるについてどういふふうな手順をお踏みになつたのでございしょうか。

○中村(慶)委員 まだ正式に審議会に意見をお伺いするとか、あるいは各界にアンケート調査的なものをするとかいふふうなことは一切いたしておりません。ただ、法務省がそういう登記制度のコンピュータ化を考えておるといふことは、これはかなりの方に認識をしていただいております。これはお集まりの際には、そういうことも雑談的にはもちろん出るわけでございます。そういうところの感触といたしまして、方向としては、もうブツブツの時代でもあるし、登記はそういうものにももちろんなじむのじやないか、基本的にはそういう感触をいただいております。ただ、何と申しまうか、はつきりと登記制度をコンピュータ化しようというときにはムーアの

にどういふ問題ではなくて、我々はどちらかといひますと法律家の集団でございすので、厳密な意味での構想とかあるいは形というものがなければ正確な御意見が伺えないということがあります。その正確な御意見を伺うためには、パイロットシステムによつて現場実験をしてみ、そしてどういふことになるのか、そして技術的にはどういふことも現在の制度からはみ出して拡大をすることもできる、それから、コンピュータの時代になれば現在やっているこういう仕組みはむしろ不用になるのではないかというふうないろいろなことが出てくる、その基礎になるものはパイロットで実験をしてみないことにはきちんとして議論ができないのではないかと感じしております。そういう意味もあつて、この板橋の実験をいたしたわけでございます。そして、現在のパイロットシステムそのものについていろいろな面からの評価、検討というものがともかく必要であらう、そういうものが一応できた上で正規の審議会の御意見を伺いたいという考えでおつたわけでございます。

そういうことでございすので、まず第一段階で必要なのが板橋をやつておりますパイロットシステムについての多角的な評価ということになります。その評価をしていただくために、これは実際上置いてあるものでございすけれども、評価委員会というものを置きまして、そして民法関係の学者の方あるいは電子工学関係の専門家であるとか、あるいは外部の利用する立場に立つておられる方というふうな代表の方に集まりをいたしまして、そして多角的な検討をしていただいておりますわけでございます。その評価がまだ完全に終わつていないわけではございませんけれども、中間的な評価を去る三月に出していただきました。

そういうことでございすので、法律的な目で見ていろいろな検討をするだけの素地といひますか、基礎的なデータはもう取り得たという感じでございますので、この法律が通りましたならば、民事行政審議会をこの法律で言う審議会として

て指定をしていただいて、そしていろいろな角度からの御検討を受けたという考えでおる次第でございす。

○中村(慶)委員 今、評価委員会のお話が出ましたけれども、評価委員会というのは、それは今の局長のお話では事実上だとおつしやるのですけれども、だれが委嘱をしようという根拠に基づいてできているものなんですか。

○中村(慶)委員 これは法令上の根拠に基づかないものでございすので、事実上というふうに申し上げたわけでございますが、私がお願いをするというところで、一人一人の方々にある側面からの評価をしていただくというつもりでお願いをして、その方々にお集まりをいただいて総合的な意見をまとめていただくようにするというところでつくつたものでございす。

○中村(慶)委員 それから先ほど来お話にもありますけれども、民事行政審議会というものが今後この問題については大変に重要な位置を占めることになるのだらうと思つたわけでございます。五条の二項の「政令で定める審議会」というのもこれは民事行政審議会を意味しているという局長の御答弁でございまして、この民事行政審議会というものは従来もあつたわけで、登記制度についての台帳一元化ですか、そのときにもいろいろ御審議をいただいたと思うのですけれども、この民事行政審議会というものは、私寡聞にして余り知らないのですが、どういふ根拠でどういふふうな構成でつくられるものなのか、またはその権限とか、審議の範囲というものはどういふ範囲なのか、従来どういふ仕事をされてきたのか、その辺の御説明をいただきたいと思います。

○中村(慶)委員 民事行政審議会と申しますのは、民事行政審議会令という政令で設けられておりますことは、民事行政全般につきまして審議をするというところでございすが、内容的に申しますと、登記、戸籍、供託、そういう関係についていろいろな意見を出して建議をしていただくとかあ

るいは諮問に答えていただくというふうなことでございます。単に登記法とか戸籍法とか供託法の改正の場合にはもちろんかけるわけでございますけれども、それ以外にもそういう登記を扱う仕組みと申しますか、組織的な面についても諮問するということがございます。従来をやっておりますしたことは、ただいま御指摘がございましたような登記法の改正の際に御意見を伺うということのほかには戸籍制度についても諮問をいたしました。ごく最近に行われましたのが、昨年度戸籍法に伴いまして戸籍法の改正をいたしました。そういう戸籍法の改正についての御審議もいただいておりますが、そればかりでなくて、出張所と申しまして、法務局の出先機関がどのようにあるべきかという、いわば適正配置の問題についても御審議をいただきました。その答申に基づいて法務局の出張所の整理統合と申しますか統廃合を進めたというところもございまして、そういう面でもいろいろ分野についての御審議をいただいております。

○中村(憲)委員 その審議会の任期あるいはどういう人たちがその委員になるのかという構成、それはいかがでございますか。

○中村(憲)委員 この審議会の委員は任期一年でございます。したがって、その年に御意見を御審議いただくのにふさわしい方をお願いをするというふうな方をお願いいたします。それで会長さんもお願いをなさるかと、そういうふうなこともありまして、それから鈴木雄先生にお願いをすることとございまして。

○中村(憲)委員 今度は登記のコンピュータ化の問題ということを中心テーマとして御審議をいただくということになりますと、やはりそれを念頭に置いて今委員をお願いをしたいと思っております。主に民法の先生とかあるいは利用されるような立場の金融機関とか会社関係の方とかあるいは司法書士、調査士の代表の方とか、それからまた一般の学識経験のある方、もちろん弁護士会からも御推薦を受けて委員をお願いをしなければならぬわけでございますけれども、そういうふうな登記に関係がございまして日常の登記所の実情などもある程度御承知で、大所高所から御意見を言っていただけるような方をお願いをしたいというふうなことでございまして。

○中村(憲)委員 その審議会の委員の定数とかそういうものは決まっておりますのかというところと、それから現在はその審議会の委員というものは任命になっておられないというふうな理解してよろしいのでしょうか。さらにはまた、本法案に基づいていろいろ事項を審議するに当たって、いづれも今度新たな委員を委嘱することになるのでしょうか。その点を伺います。

○中村(憲)委員 員数でございますけれども、政令の上では五十人以上となっておりまして、これは以内でございまして、実際にはそんなに五十名全部をお願いをするという必要はなからうかと思っております。少なくともその半数程度以上の方はお願いをしなければならぬと思っております。

○中村(憲)委員 それでは、現在のところは任期切れの状態になっております。先ほど申し上げましたけれども、昨年度戸籍法の改正の際に御意見をいただいた方が任期が切れて今空白状態になっておられるわけでございまして、この法律が通りますと、そして政令で民事行政審議会をこの第五条第二項の審議会というふうな形で定めていただきますと、早速人選をして審議会をいわば発足させたいというふうなことでございまして。

○中村(憲)委員 その審議会が新規に発足した場合に、法務省のお考えのところでは現時点でとありあえず、法務省の諮問をするということになりますか。

○中村(憲)委員 これは、諮問という形でお願いをなさるか、個別にある段階ごとの御意見を出していただくか、いろいろなやり方があるかと思っております。最終的には登記法の改正はこうあるべきだという形で意見は取りまとめたいということになるかと思っておりますが、今御審議いただいております

すこの法律の五条二項で、重要な事項については意見を聞いてということになっておられるわけでございまして、いわば個別にそのときそのときの決定をしなければならぬ事項について御意見を伺うことも多分にあるだろうと思っております。繰り返しますけれども、最終的には登記法の改正はいつかあるべきかという形でも諮問にならうかと思っておりますけれども、個別の中間的な御意見をお伺いするに当たっては、私どもが考えております三重構造方式、各登記所に本体を置いて、そしてバックアップセンターを置いて、それからその背後にまた開発センターを置く、そういう仕組みで進みたいというふうなことを御了承承といひますか、御意見を伺うということがまず出発点だろうと思っております。それから移行作業の進め方などについても、こういうふうな方向でやりたいという案を出して、そしてそれについての御議論をいただくとかいうふうなことで、当面私どもが進めなければならぬ事項について、事実上はステップごとに御意見を伺ってまいりたいというふうなことでございまして。

○中村(憲)委員 そこで、その民事行政審議会ではいろいろなことをご諮りになるのだと思っておりますが、一つの問題として、このコンピュータそのものの導入というふうなことを、一つの中央の大きなコンピュータで全国的に処理をされるのか、このことを法務省は今御想定になっておられるのか、個々の登記所にコンピュータ本体を導入をするというふうな考えなのか、あるいはまた幾つかのレジヨンというか、地域地域に分けて、その地域ごとに導入をするというふうな考えなのかというところと、さらにはそのバックアップシステムというものをどういうふうな構想をされているのか、それをお伺いをいたします。

○中村(憲)委員 ただいまお話にございましたことにつきましては、いろいろな形が想定されると思っております。私どもの現在とております考え方は、各登記所に本体を置いていく、そして府県単位ごとのグループごとにバックアップセン

ターを設ける、そして中央に開発センターを中央センターとして設けていくという三重構造方式をとって、そして、刻々動いていくデータはもちろん各登記所の本体で処理をいたしますが、またバックアップセンターにおきましても、これは刻々というところも可能でございますけれども、少なくとも数時間ぐらいおくれで、あるいは一日おくれでデータがそこで蓄積される、そしてそれがまた開発センターに蓄積されるというふうな三重構造の形をとりたい、それが一番いいのではないかと、いづれも考えております。これは、コンピュータの機械もだんだんと進んでまいりまして、余り金がかからないで、手軽なという語弊があるかもしれませんが、簡単にコンピュータの機械を各登記所に置くということもコスト的にそれほど不可能ではない、しかも空調設備等が必ずしも必要がないというふうなものができておるようでございます。また、震災等が起きた場合には、集中してデータを保管しておきまして、そこがやられた場合には全国が麻痺してしまいうばかりでなくて、従来の蓄積されたデータが一挙になくなってしまふということでは大混乱を起すわけでございまして。そういう面から申しましてもデータの分散が必要だ。そしてそれをバックアップしていくという仕組みで二重、三重にやるということが重要なデータの処理としては大事なことではないか。それからまた、そのようなことにするにしても、現在の標準的な登記所の施設の中で設置できて多額の経費を必要としないコンピュータが現在開発されているという状況から見合せて、今申し上げましたような形を私どもは想定をいたしておりますのでございまして。

○中村(憲)委員 そういうふうな想定だと、一つには、余り法務局、出張所というものが多しというふうな側面も出てくるかと思っておりますけれども、従来法務省は、昭和三十年代からすれば八百から九百の出張所を廃止をしてこれらたわけでございますが、今後のそういう出張所の統廃

合というか、そういうことについてはどういうふうにお考えでございましょう。

○枇杷田政府委員 現在でもそうでございすけれども、登記所の数というものは、一番多いときには法務局、支局を合わせて二千を超えるものに分散をいたしております。これは非常に交通不便な時代にできたわけでございまして、現在の状況からいいますと、そんなに置くということはいかえって職員の分散になって効率的にいかない、利用者の方々にともある程度まとまっても、その御不便はないだろうということから、かなりの整理統合を進めてまいっております。これからある程度の整理統合は進めてまいりたいと思ひますけれども、これは私もコンピュータの關係とは全く切り離して考えておるわけでございす。コンピュータの本体を各登記所に置くといつても、これは先ほど申しましたように絶対に数減らしをしなければだめだといふふうなものであると思つておりませんし、考える次元の違う問題であらう。したがって、コンピュータを導入するといふことは登記所の適正配置の問題とは關係がない問題として考えております。

○中村(憲)委員 そういふふうに出張所を廃止をしていくということで、現在法務省自体が、適正数と言つたらおかしいですけれども、どのくらいまで減らしたいんだという具体的な考えはございましょうか。

○枇杷田政府委員 これは社会情勢がいろいろ変わつてまいりまして、あるところでは減らさなければならぬ、あるところではむしろふやさないければならぬといふふうなこともありますので、つきりしたことは申し上げられませんが、臨調の答申では、昭和五十九年度から六十四年度末まででございすけれども、六十五年までに二百七十五庁整理をしるというふうな答申が出ております。私も大体その程度の整理ができれば、現在の社会情勢からすればちょうど適当と申しますか、適正な配置になるのではないかと、いふふうと考えております。

○中村(憲)委員 時間がなくなりましたので、最後にほかのことを一点聞いておきますけれども、今何十庁かの登記所で、登記所の職員が非常に足りないといふことで民事法務協会というところから職員を入れておられるようでございすけれども、今何庁ぐらいでどのぐらい民事法務協会から職員を入れておられるのか、下請にゆだねているということになるのでしょうか。それから、民事法務協会からの下請職員にやらしている仕事の内容というのはどういうことになるのでしょうか。

○枇杷田政府委員 登記所が大変繁忙でありまして、またそれに見合うだけの定員職員の増加が得られまないので、登記所の仕事の一部を民間委託をするという形で民事法務協会に謄抄本の作成の一部の工程をさせるということにいたしました。私も下請と言つておりますけれども、その片数は現在百四十庁でございす。

この民事法務協会から派遣されてきております者がやる仕事は、登記簿から請求のありました物件に関する登記用紙を取り外しまして、それを複写機にかけて、そしてコピーをとつてそれを託するという作業でございす。その部分だけを委託してやつておるところでございす。

○中村(憲)委員 その民事法務協会について、それはどういふ団体であるのかということ、今ちょっとお答えがありませんで、総体でどのくらいの人間が法務局の中に入っているのかということをお伺いをいたします。

○枇杷田政府委員 答弁を漏らしまして恐縮でございす。派遣職員は大体六百八人ぐらゐ今入つております。

民事法務協会と申しますのは、昭和四十六年に、そういう法務局の仕事のいわば一部を請け負うようなことをするとか、あるいは登記とか戸籍とか供託とか、そういうものについての調査研究をするとかいふようなことをするためにつくられました財団法人でございす。この財団法人のいわば寄附行為をした方は法務局長などを経験されたOBの方でございすけれども、そういう法人

が昭和四十六年にできているわけでございまして、今の事業活動といたしますと、その謄抄本作成の下請が一番大きな事業でございす。そのほかに、私もどの方からの委託を受けているいろいろな教材的なもの、職員の教材的なものもつくつてもらつたりするといふふうな活動をいたしております。

○中村(憲)委員 最後に、今の民事法務協会の關係で一点だけお伺いしますけれども、この民事法務協会に委託をするということについては、言つてみればいわば労働者派遣事業みたいな、こういう形になつてやつているということでは、やはり労働上もいろいろ問題あるのかということが思われますし、もう一つは職員団体との關係で問題がないのかということをお伺いをいたします。

○枇杷田政府委員 派遣職員の性格につきまして若干議論があることは私も承知しておりますが、ただ、請負的にその民事法務協会にやつてもらつておりますので、私は法律的には問題はないのじやないかと思つております。

なお、全法務労働組合との間にそういう下請導入の問題については若干の問題があつたことがございす。それは一つには、そのようなことをいいたしますと正規の定員職員の増員というものの勢いが弱まるのではない、いわば改善、三善の策で、その改善、三善の策を余り強調するといふことは本来の定員増といふものの足を引っ張るのではないかと、いふようなことから、少しごたごたしたことはございすけれども、現在は全法務労働組合との關係でも私も十分に話し合いの上でやつておりますし、現場の職場におきましては、まさにそういう人たちが来てもらつてゐるために事務がはかどるわけでございすし、しかも、大体若い女性の職員が多いものでございすから職場の雰囲気もかえつてよくなるといふふうなことで、派遣職員と職場の職員との間でごたごたするといふことは、これは全くございせん。非常に仲よくやつてゐるというのが実情でございす。

○中村(憲)委員 どうもありがとうございます。

た。終わります。

○高村委員長代理 午後二時三十分再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時五十五分休憩

午後二時三十分開議

○片岡委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。林百郎君。

○林(百)委員 最初法務大臣にお尋ねしますが、本法案で特別会計にしたことについては、法務大臣はどういう観点からなさつたわけですか。

○嶋崎国務大臣 この登記事務のコンピュータ化の問題につきましては、御承知のようにかねてから法務省において現在の登記事務の現状を考へ、かつまたそれに伴ふところのいろいろなトラブルといふものを考へて、やはりこれを何とか整理合理化をしていかなければいけない、そして利用者の方々のお立場に沿ふような考え方、長期的に考へていかなければならぬといふようなことで研究をしておつたわけでございす。

しかし、こういう制度に具体的に踏み切るためには、登記事務をうんと進めていくためには、やはり一般会計の中で処理をするよりはきちつとした形で一般の認識が得られるような条件といふものをつくつていかなければいけない。ついでに登記の特別会計をつくつたらどうか。そして、かたがたそういうことでこの事務の効率化、合理化を図つていくといふことの反面、御承知のようにそういう特別会計が発足することに伴つて、それを賄ふためのいろいろな費用等の問題も出てくる、そういうところを総合的に判断をして運用をしていくといふような意味でも特別会計をつくつた方がいい、こういう考え方、前の住大臣のごときに提起をされておつたわけだと思ふのでございす。そういうことを受けまして、その趣旨をできるだけうまく実現をさせていただきたいといふようなことで、六十年予算編成に当たりま

してこの登記事務の特別会計化ということについて努力をさせていただいたというのが経緯でございます。

○林(百)委員 大蔵省にお尋ねしますが、大蔵省の方へは法務省の方からどういう相談があったのですか。それでこれを認めることになったのですか。

○吉本説明員 お答えいたします。

ただいま法務大臣からお話がありましたような趣旨で、何よりも登記の事務の現状からして改革が必要であるということ、これを効率的にやっていくにはどうしたらいいかというその手法についていろいろ御相談があった、こういうことでございます。実際、現在の登記事務の改善というのは非常に喫緊の事柄である、そういうことで、私もいろいろと議論をし、慎重に検討を重ねまして、やはりつくる必要があるという最終的な判断をいたしましたわけでございます。

○林(百)委員 大蔵省にお尋ねします。あなたも十分御承知ですが、財政法に規定がありますように、この場合の特定の資金あるいは特定の歳入、これは何を充てて充てるということになつていたのですか。

○吉本説明員 御承知のとおり財政法に規定がございますが、特別会計をつくる場合というのは三つの場合が想定されております。一つは事業を行う場合、例えば郵政事業特別会計というような場合でございます。それから、特定の資金を管理する郵便貯金とか資金運用部資金とか、そういうものの特別会計というのがございます。そのほか、に区分経理特別会計と私も呼んでいますが、特定の歳入をもって特定の歳出に充てるといふことが明確な場合、そういう場合が認められております。

今回の場合はこの区分経理特別会計にまさに該当するわけでございまして、従来からその一つの運用の考え方としては、この登記の謄抄本サービスというものは受益者負担に非常になじむものであるということで、現に手数料をちょう

だいて一般会計の中でやってきたわけでございます。そういうものをこれからさらに全体としての財政が苦しい中で自前財源を調達して積極的な行政の改善を図らなければならない、そういうことのために、その双方の、特定の歳入をもって特定の歳出に充てるといふ関係を明確にする必要がある、こういうことで、今の財政法の規定に基づく特別会計をつくることとした次第でございます。

○林(百)委員 そうすると、この会計の特定の歳入あるいは特定の資金というのは受益者負担でこれに充てる、もちろん不足の場合は一般会計からの繰り入れもあるでしょうけれども、原則として受益者負担で行うということなんでしょうか。

○吉本説明員 この特別会計をつくります基本的な考え方はそういうことでございます。

○林(百)委員 まだ具体的な案が固まってないのですけれども、法務省としては十五年間に全部の登記事務をコンピューター化したいというので、約四千三百億というのですけれども、その四千三百億の予算、これは大蔵省の方へ話があるのですか。仮に将来、この特会の積み立てというか残高といふんですか、特別会計の総計が四千三百億、そうなるという、それはやはり原則的には受益者の負担がその特別会計の資金源になる、そういうことになるわけですね。

○吉本説明員 全体として十年なり十五年なりこれからいろいろ技術改善も進むでしょうから、実際どの程度の金額が必要かといふことは確たることはなかなか申し上げかねるわけでございますが、一つの試算として、現在の技術水準のレベル、機械の、科学の現状から、導入していこうとすればそのくらいの金がかかるという試算は一応お聞きをしております。現実には、今後いろいろ具体的な検討を踏まえて実際の実行計画を立てていくというところでございまして、その金額については実は確たることは申し上げかねるわけでございしますが、いずれにしろ基本的に、そういう手数料といつてもむやみやたらに引き上げられるわけ

はなくて、やはり適正なるレベルというものがございまして、そういう財源ともならみ合わせながらこれからその計画を現実執行可能なようなレベルで策定していく、こういうようなことになろうかと思っております。

○林(百)委員 あなたの言うようにまだ不確定な要素がございします。要するに、こういう特別会計をつくった基本的な考え方からいって、今後のコンピューター化の費用、基本的には利用者の手数料をもって特別会計の財源に充てていくというんじやなければ特別会計にする必要はないわけですから、そういう考えでいいんですか。

○吉本説明員 そういうふうに理解しております。おっしゃるとおりでございます。

○林(百)委員 四千三百億という数字は出たんでしようか、出ないんでしようか。ちよつと大蔵省の方、これはまだ固まってもいいし別に法文に出ていなくてもいいんですが……(四千六百億だ)と呼ぶ者あり)そんなような数字は出たんでしようか、四千六百億。

○吉本説明員 先ほども申し上げましたように、一つの数字として——実はそれだけじゃなくていろいろ数字の試算がございまして、いろいろ数字があるというので、その一つに四千六百という数字もたしかあったかと記憶しております。

○林(百)委員 それでとりあえず手数料を上げる、謄抄本の写しをもらうのが三百五十円が四百円ですか、それから閲覧が百円が二百円、こういう数字は出たんですか。——民事局長でいいです。

○批杷田政府委員 七月一日からたいまおっしゃったように謄抄本については一通三百五十円を四百円に、閲覧を一筆百円を二百円という予定にいたしております。そういうことを予定しまして、六十年度の予算はそれを基礎にして計算をいたしております。

○林(百)委員 大蔵省にお尋ねします。人員については、これを使う、コンピューター

化する、そして合理化をする、それで事務の非常な混乱、煩雑——登記所の受付は庶民から言わずと官庁の受付のうちのワーストワンだ、そういうような話もいろいろ出ておるんですが、人員については法務省からどういふような話があったのですか。

○吉本説明員 コンピューター化ということになりますと、まさにかなりの金をかけて合理化する、現場で非常に御苦労されている方々の仕事を機械に置きかえるという部分がかなりございまして、当然その人員についても、今後非常な事務量の増加の中で幾らでも人をふやせるといふ時代でもございせんし、どう対応するかというの基本的なこの発想の中に入っておるわけでございます。そういうことで今後非常に膨大な事務がふえていく、そういう増員圧力というものもこれによって吸収できるというふうなお話を伺っております。

○林(百)委員 増員をこれでもって吸収するというのは何だかわからないのですが、要するにこれで吸収して増員しなくていい、場合によっては減員もできるという意味ですか。もう少しわかりやすい言葉で——これを充てて吸収するといつてもわからないのですが、どういふことですか。

○吉本説明員 実は先ほども申し上げましたように、これ自体の進め方が具体的に決まっていなくてございします。現実にはプログラムをつくって開発して全体のシステムを設計して、そして導入計画をつくって、やがては基本的な法案の改正の問題もございまして、それからそういう中で、当面はすぐ稼働するわけじゃないですから、すぐに人員の削減の効果が出るというふうなことはないわけでございます。例えば六十年年度をとらえますと。そういうことで、人員の問題については抽象的にそういうことはあり得ても具体的に何人どうなるかというところまでは現段階においてははともいえない。そういうことで具体的な、例えば減員がどの程度できるとか増員のうち何人ぐらい吸収できるかは今いろいろ応援していた

昭和六十年四月九日

だいている方々を何人ぐらい減らすことができるのかというところの計算まではなかなか具体的には踏み込めない。ただ、基本的には当然合理化ということをごさいますから、そういうことはかなり効果を発揮するであろうというふうに私も期待しております。それがまさに今回の一つの大きな意味の行政改革の一環でございます。そういうような意味で大きな成果をもたらすであろうというふうに期待しております。

○林(百)委員 大蔵省が期待なさることは結構なんです。法務省の方からそういう方向でやるんだという話はあつたんですか。大蔵省が、法務省から何の話もないけれども、私の方ではそう期待しているということですか。

○吉本説明員 法務省の方におかれても、これの具体的な計画を立て実行していく過程で当然そういう効果が出てくるであろうということはおもひながらお認めになつておられるし、そういうつもりでおられると思います。私も、先ほど申し上げたのは具体的にどういう、何人どうなるかというように申し上げたものではございません。というお話をして申し上げたので、そういうトータル、抽象的に申し上げますか。そういう段階の話としては当然そういうことを予定しておるといふか期待しておる、そういうところでございます。

○林(百)委員 そうすると、大蔵省の期待が主なんです。法務省の方からは、コンピュータ化すればこれだけの人員を合理化できますというところを別に示したというわけじゃないんです。そう聞いておいていいでしょうか。法務大臣は大蔵省と折衝する場合に何かその口実を与えてあるんですか。

○嶋崎国務大臣 ただいまの問題でございますが、何しろ利用者の方にもある程度の負担をお願いしなければならぬということになるわけでございます。また、行政改革その他も言われておるわけでございますから、できるだけ能率的、効果的な運用を図るということが大切なことだというふう

というのとはとてもそういう状態ではないということとはもう御承知のとおりでございますし、前々から御説明申し上げておりますように、登記簿自体を改正をするというふうなことは、いろいろなシステム設計その他から見ましてこの二年ぐらひはなかなか難しかろうという段階で、今をどううまく切り抜けるかということに精いっぱい、逆に言えばある程度の増員をお願いしなければならぬ——ウーストワンの言われたのは非常に残念でございますが、そういうような状態はなるべく避けたいという気持ちで対応しなければならぬということは当然のことだと思つております。しかしこの制度が充足したから、最初に申し上げたような状況でございますから、できるだけ努力を積み重ねていかなければならぬ、またそういうための投資も行うわけであらうというふうに思つております。しかし御承知のように、現在市町村の方の応援をいただくとかまた外部に委託をしなければならぬような仕事の状況があつたりといういろいろな条件があるわけでございます。そういう条件というものをだんだん直し、しかもそういう機械を入れたことでござい

ますからそれに対応した合理化を進めていくということには私は当然のことだ。そういう意味で長期的には今のような状態というものを何とか改善をして、ウーストワんに数えられるような姿というものを一刻も早く逃げ出して、そしてできるだけ能率のいい環境の中で本当に適正な人員配置の中で運用できるような姿へ変えていかなければならぬ。そういう場合に、少なくとも今のような状態を脱し切れて、将来はある程度職員の増勢を抑えたいは逆に減員が期待されるような状況で運用していききたいということを私も強く大蔵省に申し上げておつた次第でございます。

○林(百)委員 そうすると、法務大臣のお考えとしては、今、むしろ定員が十分でないで、ウーストワンとまで言われているのだ、そのためにやむを得ず自治体から援助者を求めたり、それから臨時雇いなどもせざるを得ないような状態になつておる、そういうところを改善していききたい

ということであつて、別にこれを入れたから現職員を直ちに整理をするとかそういうことを考えているわけではないというふうにお聞きしておいていいのでしょうか。

○嶋崎国務大臣 答えの結び方のところをそう受け取つていいのか、よくわかりませんが、今、この状態を脱する、その中にいろいろな過程があります。また、御承知のように、法務省の予算自体を考えてみても、もう本当に人員費の割合が圧倒的に多い。しかも、法務行政に対する需要というものはある程度あることは事実であるわけでございます。

いづれにしても、そういう背景の中で、登記事務につきましても、せっかくこういう投資をし、また、それを利用していただく皆さん方にある程度の負担を求めていかなければならぬことですから、できるだけ努力をして、しかも、それは適正な姿で変えていくという構図はもちろんです。適切な姿で変えていくという構図はもちろんです。そういうような法務省全体の背景というふうなこともあつて、今申し上げましたような法務省全体の背景というふうなことを十分検討して運用していかなければならぬ。したがって、今の段階で職員の合理化をすぐ進めなければならぬというふうな状態だという判断を申し上げたことはなかつたというところが実際でございます。

○林(百)委員 大蔵省に申しますが、法務省の実情はそんなんです。実際は人員が不足して自治体から援助を求めたりして、自治体の方から陳情書まで出てきているわけですね。人員が足りないために私の方から定期的に登記関係の仕事を手伝いにやつておるようなことがあるので、これは国の委任事務として、国にこの費用を当然見てもらうべきじゃないかという請願も長野県あたりから来

ておるわけですね。そういう状態でございます。で、特別会計でコンピュータを導入することによつて仕事の合理化が進むということはあるけれども、そのために人員をこしらへ、あつたところを大蔵省の方からいろいろと指図をする、そういう考えはお持ちでないのでしょうか。今、全

法務といひますか、法務省に働いている人たちの要請からは、今の仕事を充足するにはどうしても、一万幾らという数字も出ていますけれども、最小三千四、五百人から四千人の増員がなければとても手に負えない。そういうことの一端もあつて、このコンピュータ導入もあるわけなんですけれども、そういう実情だということを大蔵省は十分認識なさつて、今後は、おまえのところ、特会を認めてやつてコンピュータを入れたから職員を減らすことができるじゃないかというふうなことを安易に言わないようなことを我々は望むわけですが、どうでしょうか。

○吉本説明員 現実に法務省関係の増員の要請が非常に強いというところはよく話を聞いております。今後の問題につきましても、そういう状態です。事務量がふえて、とにかく人をふやさなければならぬというふうなところだけ考えていたのでは、これからなかなか行政というものは進んでいかないので、そういうことへの対策としてまさに行政改革と申し上げたのですが、機械化するなり何かしてどんどん人手を省けることは省いていくというのがねらいでございます。それから、基本的にはそういう考え方でやつていく、それによつて効果がどう出るか、人員が、需要がどの程度少なくて済むか、あるいはさらに減員ができるのかどうか、そういう問題はまさに計画と運用と、そういうものをひつくるめて総合的に法務当局がごらんになつて、その上で私どもは御相談にあずかつた上で検討していく、こういうことでございます。

○林(百)委員 局長にお尋ねします。あなたは当事者ですから、大蔵省との交渉の過程で、コンピュータを導入することによつて現職員の数を減らすことができる、そういうような言葉を大蔵省へ与えておいていいのですか、あるいはそういうことはいいのでしょうか。

○批田田政府委員 特別会計並びにコンピュータ導入の話をする際に、大蔵省の方に、コンピュータを導入すればかなり事務が合理化されて省力化が進むであろうというところは申し上げており

ますけれども、それによつて現在の人員を減らすことができるという形でお話は申し上げておりません。早く申しますと、これからほとんど事務量がふえてまいつて増員がますます必要になってくる、そういう関係が緩和されるということはあるであろうという事は申し上げておりますけれども、減員についての約束とかそういうようなことは一切申し上げておりません。

○林(百)委員 これは大臣に聞いたらいいか局長に聞いたらいいか、要するに閲覧の問題ですね。大分問題があつて、一体コンピュータを導入したら閲覧はどうなるか、いや、あそこ画面に出るからあれを見れば閲覧になるのだという話もありまして、いづれにしても、閲覧が技術的にどうなるのか。

そして、移行の過程ですから、まだ板橋ですら完全にコンピュータ化してないわけなんです、そういう場合に、閲覧の料金を百円を二百円に上げるといふことは、これはどういう根拠があつてこういうことが出たのでしょうか。これは数字のことですから何なら局長でも結構ですが、これはちよつと国民にとつては、例えばコンピュータを導入して、それを利用できる人は今までより便利になったから百円を二百円にする。まあ便利になるかならないかは、これは技術的な問題で非常に難しいかと思いますが、事実上はいわゆる従来の閲覧なるものはできないのじゃないかと私たちは考えていますけれども、しかし、それにしても移行の過程ですから、圧倒的な多数はまだ閲覧はできない状態なんです、それがコンピュータを導入するからといって百円を二百円にするという事は、結局、これが特会になつて費用が要るからそれを捻出するためにはこういう費用を上げるのだということなんですかね。

○批田政府委員 いろいろな内容を含んだ御質問だと思ひますが、閲覧につきましましては、現在板橋をやつております並行処理期間中は登記簿というものがございまして、したがひまして、従来と同じように登記簿そのものの閲覧制度というものは残ります。ただ、これが本格導入になりまして登記簿というものがなくなつて、いわばそれにかわるものとして登記ファイルだけが動いていくという状況になりますと、登記ファイルそのものを見るという意味での閲覧というものは不可能になるわけでございますけれども、その登記ファイルに記録されておりますものを目で見るといふ形でテレビのブラウン管に映し出して見るというふうなことは、これはやろうと思へばできることでございまして、ただ、コンピュータ導入後、そのような形で閲覧を認めるかどうか、そういう制度を残すかどうかについては現在でも議論のあるところでございます。謄抄本の方はコンピュータになりまして非常に速やかに簡単に映し出されまゐりますけれども、ブラウン管に映し出すという事になりますと、お一人お一人の見方のためにテレビのようなものを揃へつけて、そして操作をしなければならぬということになりますので、もしかすると実費といつたしましては、閲覧が謄抄本と同じくらの実費がかかるということにもなりかねない面も出てきようかと思ひます。そういうことを総合いたしまして、そういう制度を残すのがいかにどうかという事は、民事行政審議会といういろいろな御意見を伺つた上で最終的には決定させていただきたいと思つております。

そのことはそのことといたしまして、料金の関係でございますけれども、今度七月一日から謄抄本関係については一通四百円に、それから閲覧の関係は二百円にということをご予定しているというふうな先ほど申し上げましたけれども、これは、これから三年ぐらゐの実費を大体概算的に計算をいたしまして、そして実費として割り出されると大体そういうことになるといふことが結論でございますが、その場合に、実は現在の手数料の決めた時期が閲覧と謄抄本とでちよつとずれておる面もございまして、そういう面でも、諸物価の値上がり等の調整も閲覧の方に余計にかつたという面もございまして、現在、閲覧のために簿冊が競合したりなどしてかなりの時間がかつたり、手

間がかつたりするといふふうなことがございまして、片方は五十円、片方は百円ということでは値上げ幅が違つておりますけれども、事務量の全体を総合的に見ますとそういうふうな割合で値上げをさせていただくのが一番実態に合つていふことだから、そのような金額に決定する予定にいたしておる次第でございます。

○林(百)委員 五十円と百円と言ひますが、百円が二百円になるのは一〇〇%の値上げですから、だからどうしてそうなるのか。別にまだコンピュータの恩恵も何も受けてゐるわけじゃないし、またコンピュータが導入されたとしても一体閲覧にどういふ恩恵があるのか。あなたのおつしやるやうに、十人も閲覧の希望者が来れば少なくとも五台くらいコンピュータの映像がなければ閲覧できないことになりまして、恐らく将来コンピュータでの閲覧といふのはできないやうな可能性の方が強いんじゃないかと思つてゐるわけなんです。コンピュータ特別会計を今度やるから百円を二百円にしますといふことは、国民の方から言つたらわからないことだと思ふのです。だから、それはやはり特別会計をする以上は、年間約四、五百億円の金がかかるわけですから、それを捻出するためにやるといふことの要素が強いわけじゃないのですか。

○批田政府委員 このたびの値上げは、コンピュータ導入のための経費も織り込んだ上で計算してゐることは間違ひございません。ただ、閲覧につきましまして謄抄本よりも値上げ幅が大きといふことは、先ほど申し上げました事情のほかに、非常に大勢の方が閲覧のために窓口においでになります。そのために、登記所の職員が登記簿を探し回るといふことで大変な手間が、人数が多くなることにより自乗するぐらゐな比率で多くなつております。そういうことで、手間がかかり、またそういう方々を整理するためにロッカーを置いたり、それから整理をするための臨時職員を雇用したりといふふうなことを現在いろいろ導入してゐるわけでございます。そういう意味で、閲覧の関係に

ついでの実費が従来よりは割高になつていふふうな傾向がございまして、そういうことを勘案いたしまして、ただいま申し上げましたような金額に値上げをさせていただきたいという考えでおります。

○林(百)委員 大臣、この問題については合理化の問題も絡んでおりますので、職員にとつては非常に重要な関心を持つてゐるわけですね。受益者だとかあるいは登記制度そのものについても重大な問題がありますけれども、職員は、一体自分の身分がどうなるかといふことが重大な関心事になつてゐるわけですね。従来、この問題については、全法務局ですか、全法務の労働組合と民事局あるいは民事局の課長との間であるいふる覚書だの協定ができて、協議をしていくということになつておりますが、大臣としてはこの制度を取り入れることにまつて、職員との関係についてはどういふやうに調整をとつておいでになる考えですか、まず大臣の考えを聞きたいと思ふのです。職員は重大な関心を持つてゐるし、ある者は不安を感じてゐるかも知れませんし、その点をまず大臣の考えを聞きたいと思ふのです。

○嶋崎国務大臣 先ほどもお話し申し上げましたやうに、当面は、登記事務の現状から考えまして、さしずめ人員の整理とかなんかつかういふこととはある意味では遠い話であらうと思ふのです。コンピュータ化がどんどん進んでいくといふやうなことになるかと、私も、御指摘のやうに、将来は閲覧という姿はだんだん消えていくのではないかと、一般的にはそう思つてゐるわけでございます。

いづれにしましても、そういう中で職員の皆さん方がこの仕事を進めていくためにやはりある程度の共感を持つてやつていただかなければならぬといふふうな思つておられますし、そういう意味で、過去法務省の中でも職員団体との問題を取り上げたいろいろな議論をやつてきたはずだと思つておるわけでございます。将来におきましても、やはりそういう新しい制

度が入っていくわけですから、そういう点については十分相談に乗って、事柄を処理していいのではないかと、うううに思っております。しかし、考え方としては、やはりこういう時節でございますから、ともかく将来合理化されるかもしれない、だから反対だというようなことで事柄を運ぶべきではないんで、先ほど来お話も申し上げているような登記事務の現状というものを踏まえ、またそれを利用される皆さん方のお立場なりあるいはその時間的なロスというようなことまで念頭に入れて対処をしていかなければならぬわけでございますから、組合の皆さん方にもその点はひとつ十分理解をしていただいて、この問題をうまく整理をしていくように努力をしていかなければいかぬというふうに思っております次第でございます。

○林(百)委員 別に全法務の職員の諸君がこういう新しい近代的な技術を導入することに反対などとはしていません。ただ、正規の職員でないところへいろいろな仕事を委託しておるというところあるいは賃金職員というのですか、賃金だけ払って職員並みの扱いをいろいろして非常に不規則な雇用関係、雇用関係と言えませんが、不規則な労働条件が職場の中にたくさんありますから、そういうものを、法務の仕事、登記の仕事は法務に働いている職員でこれを充足するという正規の方向へ持っていくという期待を持っておるわけですよ。そういう意味でいろいろ話し合っているわけなんです、新しい機械を入れるから合理化だから反対だなんて、そんな単純なことじゃないわけなんです。それはあなたもよく理解しておいてもらいたいと思うのですよ。だから、自分の仕事がいかに思うのですよ。だけれども大衆の満足がいかにできることについて反対する職員なんかありませんよ。ただ、それについては、今異常な状態にある職場を正常な形に一日も早く戻したいということの期待を持っておりますわけですよ。

定ができていくわけなんです、これは局長——大臣はまだ新任でございますので過去の経緯は御存じないかもしれませんが、最初には、昭和五十七年七月十六日に民事局長と全法務の執行委員長との間で職員の問題についての協定ができて、それから続いて、それに基づいてごく最近では、五十七年十一月三十日に民事局長とそれから全法務の書記長との間で協定ができていくわけなんです。この協定によると、板橋の実験的な段階の総括をして、その総括に基づいて協議をしようというところになっていくことは、局長、御存じですか。

○枇杷田政府委員 五十七年十一月三十日に板橋の出張所でパイロットシステムによる現場実験を始めるに当たりまして、民事局長とそれから全法務労働組合との間で話し合いが持たれて、その結果、ただいま御指摘のようなそういう条項の協議が調ったということは事実でございます。

○林(百)委員 そこで、板橋の実験についての総括というのは出ておるのですか。これに基づいて両者は協議をする、それで遂行ができるようにするということになっていくわけですが、その実験の総括というのは出てくるのですか。

○枇杷田政府委員 板橋におきまして実験の最終的な評価、検討というのはまだ終わっておりません。ことしの三月に、評価をお願いしている評価委員会におきまして中間的な御意見の取りまとめがありまして、その報告は受けておりますが、まだ最終的な総括といえますか、そういうものは終わっておりません。

○林(百)委員 そうすると、板橋も実験的な段階で、その実験の結果について職員とも協議をして全面的なコンピュータ化に支障なきを期するというその協定に基づく実験の総括といふのがないのに、職員組合と協議してコンピュータの導入を円滑にするようにしようというものが、先走ってこれだけ法案として出てきて審議するというのはどういふことなんでしょうか。

○枇杷田政府委員 全法務労働組合の方には板橋

のパイロット実験の経過については逐一説明をしております。また、先ほど申しましたこの三月の中間的な意見につきましても労働組合の方には話をしております。そしてまた、各段階において労働組合の方からいろいろな意見が出たり、個別の問題についても協議を重ねてきておるところでございます。

これからの、先ほど林委員御指摘のように、コンピュータ導入は職場における相当な変化をもたらすものでございますので、したがってそういう面については、本格導入に当たってどういふような問題が生ずるか、それについて組合側としてはどういふような態度で臨むかあるいは改善意見を出されるかというふうなことは多分にあるわけでございます。私どもの方といたしましては、この板橋の実験の経過につきまして、ソフトであるとかハードであるとかというふうな機械的な面についてはある程度の評価はできておりますけれども、職場環境の関係であるとかあるいは利用者の関係であるとかについてはデータ量が不足しておりますので、評価委員の方々でも最終的な意見は述べたい状況にございますから、これはまださらに進めたいというふうな角度からの検討を加え、そしてその上で労働組合の方からの御意見も十分に伺い、また私どもの方でも十分に説明をして、どのような形のものならば職場として十分に納得いく、通用する登記の仕組みというものが実現できるかということから逐次まとめ上げてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○林(百)委員 大臣も念のために聞いていただきたいのですが、五十七年十一月三十日に民事局長の第一課長の、そのころは清水さんというのです。それから全法務労働組合書記長の大段君との協定、覚書がありますが、これは決してパイロットシステムを導入することに反対だという立場ではなくて、円滑な運営のためにどうしてこういうことをしてもらわなければならないという立場でやっているわけですよ。

その協定の中の第六項に「パイロット・システムの実施に伴う諸問題については、全法務労働組合と十分協議して対処する。また、具体的実施にあたっては、東京法務局、全法務労働組合東京地本東京支部間の協議についてこれを尊重する。」それから七として「実験終了後、全法務労働組合との協議が整わない限り本格導入を強行する考えはない。なお、実験終了後、ただちに本格導入が実施できない場合には、機器の撤去ということになるものと考えている。」こういう協定があるのですよ。もし協定が整わなければ少なくとも本格的な導入はしないし、場合によっては既設の機器の撤去ということもあり得るものと考えている、こういう協定までちゃんとできているのですよ。お見せしてもいいです。

ところが、これは局長に聞きたいのですが、話し合いは多分していると思うのですが、しかし協定をちゃんととして、けじめをつけてそしてこの法案が出てくるのか、せっかくこういう協定ができているのに、これはこれで、法案の提出は提出だということじゃ、組合に対して背信行為になるんじゃないですか。そこそこはどうかお考えになるのでしょうか。

○枇杷田政府委員 このたびの特別会計の創設並びに今御審議いただいております法案につきましては、組合の方にも説明をいたしております。先ほど林委員が御指摘になりましたように、このパイロットシステムの実施につきまして、組合は絶対に反対というわけではなくて、いろいろ慎重に組合と協議しながら一歩ずつ進めていくことにしよう、そういうことが、ただいまおっしゃった協定の根本趣旨でございます。

そういう線に従いましていろいろな段階でお話し合いをしておりますし、また、これから協議は十分に尽くしながら進めていくつもりでおります。今度のこの法律は、方向としてコンピュータを導入するということを中心として登記事務の迅速、円滑な処理体制をつくっていくという内容でございますので、別に具体的にどういふ内容

の、どういう仕組みのもとにコンピューターを構想していくかということはまだまだこれから民事行政審議会の意見も聞きながらまとめていくわけでごさいますので、抽象的な方向を定めたこの法律が全法務労働組合との関係での背信的なものだというふうには私どもは理解をいたしておりません。

○林(百委員) そうすると、全法務労働組合との協議は重ねつつこの法案の審議もお願ひしているんだというように受け取っていいですね。

○林(百委員) それで、職員の方からでは、これによって、合理化でたださえ人員が足りなくて

よそから応援を求めたりあるいは臨時の雇いというような形もとっているということでありまして、それを正常な役所の運営に移したいというのは職員としての当然の念願でしかたなく、ここで問題になるのは、コンピューター導入による労働の密度が、我々の聞いているところではやはり非常に密度の濃い頭脳労働ですから、一時間なら一時間操作したらば十分なら十分の休憩が欲しいとか、あるいは労働条件について配慮してもらいたいとか、これは働く者の側から言えば当然のことだと思ふのです、そういう配慮をしてもらいたい。それから、わずかながら入っているだけでも故障の起きるようなところですから清浄な環境にしなればいけないので、そういう環境を整備してもらいたいという希望も出ているわけですね。そういうことについてはどういうお考えなのですか。

○林(百委員) コンピューターの導入ができませんと、職場におきましては、先ほど来御指摘のような部外者による賄本焼きの委託であるとか市町村とかあるいは司法書士の事務所の人々の応援であるとかあるいは資金職員の雇用であるというふうなことが逐次解消することになると思ひます。そうしましてすっきりした形の職場ができ上がっていくことが大いに期待されることであつてあります。

それと同時に、この特別会計におきましてコンピューターのほかにもう一つ私どもが関心を持っておりますのは施設の改善でございます。そういう施設の改善が図られるということになりますと、そういう面からも職場環境はかなり改善をしていくだろう。そして、従来のように倉庫と事務室の間を簿冊を探し、またその簿冊を抱えて出し入れするということとか、複写機に張りついてコピー焼きをするとかというふうな、そういう仕事は逐次なくなるといふ面でも改善されるものがあるだろうと思ひます。そういう面ではかなりいい影響をもたらすものではないかと私どもは思ひます。

一方また、コンピューターを導入することによりまして新たな問題が生ずる可能性がある。それはたゞいまお話ししましたように、機械に張りついていろいろやっているとこのために、神経が疲れるとか、あるいは肩が凝るとか、神経が休まないとか、そういう問題が出てくる可能性がございます。そういう面を非常に私どもも心配をいたしております。このたびのパイロットシステムにおきまして、このたびの職員に対する影響はどういうものがあるだろうということ、十分に検証したいという考えであります。ただ、現在までの実験では、それほど悪い影響はないだろうというふうなことが言われておりますけれども、板橋の出張所の場合に、わずか八割の事務量についてコンピューター化されているだけでございまして、まだまだデータとしては不足だろうと思ひます。したがって、なるべく板橋の事務量が原則的にコンピューターで処理できるようにするという環境下でどうなるかということも十分検証していききたい。その結果、その影響度合いに見合ったような、見合ったといひますか影響度合いを回避するといひますか、そういう労働条件、勤務条件というものも考えていかなければならぬだろう。ずっとブラウン管の前に張りついていられるというふうなことは避けて、休憩をとるとか、あるいはほかの仕事とかかわるとか、

いろいろなことも、悪影響を回避するための知恵を働かした職場づくりといひますか、執務のやり方というものも考えていかなければならぬだろう。その点につきましては、ただいま林委員が御指摘のことは私どもも重大な関心を持って、コンピューター化によってある面ではプラスがあるけれども、ある面ではマイナスだといふふうなことでなく、すべての面でプラスになるような、そういうふうな形にすることが我々の努力すべき事柄だといふふうに考えております。

○林(百委員) 登記所がワーストワンと言われる大きな原因は、職員のサービスが悪いということよりも環境が、とにかく人がたくさんいて、そして倉庫へなんか行つてみれば山のように書類がある、しかも薄暗いようなところにあるといふようなことで、そういう前近代的な職場で、施設で、建物で、そこへ最も近代的な施設だけ持つてくる。それで近代化なんてできないと思ふのです。

そこで大臣、やはりコンピューターを入れる以上、施設全体、環境全体が近代化されなければ、施設はまるで前近代的なもので、古い登記簿が暗い倉庫の中にぎゅうつとある、そして窓口だけがコンピューターだといつたつてこれは一致させんならぬ。だから、庁舎の施設、建物から近代化させるということを考えていかなければ、法務省の登記事務全体を近代化させていくという観点の中でコンピューターを導入するということにならぬ、これは木に竹を接いだようにならぬと思ひますが、その点についてはどうですかね、大臣。○嶋崎国務大臣 お尋ねの庁舎施設の問題についてでございますが、役所の規模というふうな問題も重なるわけでございまして、なかなか現在の段階で十分でないところがあることは我々もよく承知をしておるわけでございまして。しかし、こういう施設が入ってくるということになれば、ある程度環境になれたような機械自身も開発をされてきておるといふことももちろんありますけれども、それよりも施設がうまく動くような条件というものを整

えていかなければならぬといふことは、我々も十分気を付けてやつていかなければならぬといふことだといふふうに思つておるわけでございまして。したがって、今後登記特別会計の中のいろいろな施設費をどういうふうにあいにくに確保していくか、そしてどれだけ職員の執務環境というものをよくしていくかといふようなことについては、十分気を配りながら処理をしていかなければならぬといふふうに思つておるわけでございまして。

しかし、そういうことを前提とした場合でも、ある程度適正な規模はどういうふうなことを考えなければならぬのか、現状をそのまま肯定するといふようなわけにいかない面も部分的にはあるうかと思ひますが、気持ちとしては、御指摘のよう

にコンピューターが入つてきていて、それをうまく運用できるだけの職場環境というものをつくつていくといふことを意図して運用していかなければいかぬといふふうに思つております。○林(百委員) 大蔵省の吉本さんにも今私の言つた現状をよく認識していただいで、特別会計だから、おまえの方は特別会計でやつていて、一般からの繰り入れなどはおくびにも出してはいかぬといふようなことは言わなくて、一度あなたも行って見てもいいと思ふのです。大蔵省といふところでは、現場を知らないで金ばかり削つているところが大蔵省みたいな印象があります。本当にあそこ働いている職員、また、あそこへ行つた一般の大衆から見れば、我々渋谷の登記所に行きましたが、全く前近代的なんです。そこへ最も近代的なコンピューターを入れるといふのですから、およそちぐはぐなんですね。ですから、特会は特会としても、必要な場合には一般会計からの融資も考えていただくといふことも念頭に置いておいていただきたいといふふうに思つておるわけですね。ここに先ほどの問題があるのですが、人員の問題でこういうものが法務省から出ているのですが、こういうものは大蔵省に行ったのでしょうか。ちよつと、これ……(林(百委員、パンフレ

昭和六十年四月九日

ツトを示す) コンピューターを入れるとそうなる
 というのですよ。その人形のところだけ見てくだ
 さい。法務省から、こうなりますという話あり
 ましたか。

○吉本説明員 あのパンフレットは、十一月ですか十二月ですかちよつと記憶ございませんけれども、実は別のルートから手に入りまして眺めたこととはございますが、私、直接法務省からあれをいただいで説明を伺ったことはないのです。

○林(百)委員　そうすると、正規に法務省からこうなりますというような説明の材料としてそれがあなたに見せられたことはないですね。ないのではないで、いいです。

○吉本説明員 先ほど来申し上げておりますようにいろいろな観点で事務的には検討しておりますから、あの数字が結びついているかどうか知りませんが、ちよつとあの数字ははっきり記憶しておりますけれども、全く内部的な計算としていろいろな検討ができる、そういう意味でのいろいろなお話を伺ったということはございます。

○林(百)委員　いろいろなお話を伺ったことはいいのですが、その材料の一つとしてそれが法務省から大蔵省へ提出されたことはあるのですか。それはないのでしょうか。

○吉本説明員 先ほどのパンフレットは、法務省がいろいろな方に御説明するために使ったものだというふうな理解しております、私どもとの関係で御説明に使われるにはちよつと簡単過ぎるような内容でございますから、使われたものではないというふうな思つております。

○**林(百)委員** その後、民事局の方も、あれは誤解を受ける統計の表示だから撤回するというお話もありましたので、万一あんなような考えが大蔵省の方にあるとすれば誤解を招きますから、念のために聞いたわけです。

「登記簿の謄本（写し）をとる。または、マイクロフィルムに写す。」これは委託をする。それから「磁気ファイルに入れる（入力作業）」は委託にす

る。校合作業については「通常業務との兼ねあい」を考えると、かなり正確な作業による良品質のものを「校合」する事にしないと業務量に追いつかない。その為に入力済のものを一旦「確認」等ししておく。これも委託。委託、委託とあるのです。これは移行の過程ですから専門家に委託することでも考えられますが、将来どうするのですか。やはり今委託に出しているものは正規の職員に技術を習わせて正規の職員がやるようにすべきが本来だと思いますが、その点についてはどうお考えですか。

○枇杷田政府委員　移行作業につきましては非常
に膨大な作業量でございますので、現在人手不足の
の登記所ではその職員が移行作業に全面的に当た
ることは実際上不可能でございます。したがいま
して、外の者に委託せざるを得ない。ただ、登記
簿の記載内容が正しい登記ファイルに入力される
ためには最終的な点検は必要でございます。その
点については職員がやらざるを得ないという面
はございます。しかしながら、移行作業の中で委
託になじむものはなるべく委託でやっていくとい
う方針をとるつもりであります。

なお、その移行作業が終わりました後、コンピュータを維持管理していくという面につきましても、コンピュータの専門家に委託することも考えておりますが、法務局の職員の側においてもそういうことがよくわかつている者がいることが望ましいのは当然でございます。殊にバックアップセンターであるとか開発センターに配置する職員につきましてはコンピュータに関する相当な知識、技能がある者が望ましいわけでございますので、そういう職員については、それほど多数の人数を必要とはしないかもしれませんけれども、相当な勉強をしてもらつてそういう特殊な技術を身につけるように養成することは必要だと考えております。

○林(百)委員 それから、賃金は支払いをして職員として今応援を求めている、その職場はどういう職場がありますか。

○枇杷田政府委員　現在、法務局職員以外、正規というか定員職員以外の者が入っている職場は、これは全庁的なことだろうと思いますが、殊に都市部の事件数の多い繁忙庁と言っているところにおいては臆本焼きのための部外委託の派遣職員が来ております。そのほかに、窓口整理要員とかいうような賃金職員が入っておるわけでございます。その他地方の出張所等には、先ほどもちよつとお話しがございましたが国土調査とか土地改良とかという時期に、これは遺憾なことでございますけれども、市町村の方にお手伝いに来ていたのだということがあるわけでございます。

○林(百)委員「委託先としては、民事法律協会、コンピュータメーカー、メーカーの子会社、マイクロ化業者、オペレータ事業会社」「本番システム開発、設計などソフト、ハード両面におけるものなどは、メーカー、及びその関連企業に委託する」、こういう委託先があるわけですがけれども、これも移行の過程ですから、もちろんこういう特殊な技術を持っているところに委託したりそういういった者に援助を求めることは当然ですが、将来、こういう技術は職員が行うようにこの技術を身につけていくという方向は考えておりますか、そしてそれについてのいろいろの準備はしておいでですか。

○杵根田政府委員 移行作業につきましては、先ほども申し上げましたように外部に委託をせざるを得ないと思っておりますが、その委託先につきましては、現在のところ、まだどこというふうに決めているものではございません。板橋の出張所のパイロットシステムを実施するに当たりましては、法務局で臨時職員を雇用いたしまして、その職員に移行の作業の中心部分をさせておるという状況でございます。

なお、その移行が済みました後でのコンピュータの作動を適正に管理をするということ、あるいは法改正などがありました際にプログラムを变えていくという事態が生じてくるわけでございますが、そのような問題につきましても、先ほど

申し上げましたけれども、専門のシステムエンジニア、プログラマーとかいう者に委託することでももちろん考えておるわけでありますけれども、役所の職員自体もそういうことがわかる者がいるということが大変望ましいことでございますので、そういう職員を、これは多人数を必要とするものではございませんけれども、ある程度の人数はそういうものの専門的な知識を得るような教育を内部的にもいたしまして養成していかなければならないと考えております。

○林(百)委員　私の質問はこれで終わりますが、労働省を呼んだきりで質問しなくて恐縮でしたが、これはあしたも私の質問時間がありますので、そこで本格的にお伺いしたいのですけれども、最近、ワープロ商法なものですがありまして、要するに専門的な技術なものであるから、機械なんかをリースしてやつたり講習料を取って技術を身につけさせて、そのかわり私の方から働き先を探してあげますと言つて、そして働き先に自分のところで養成した者を派遣している。別に労働者派遣業の許可を得ていないのにやつているということが新聞にも出ておりますし、私の方で事実を大分調べている。

これは明日また質問したいと思いますが、こういうやり方は明らかに職安法に違反しているのではないか。今の法務省のようなやり方、会社が自分のリースした会社に機械のオペレーターのために会社の職員を派遣することは結構ですけれども、そうでないのがありますので、そういうのは今度法律をつくる労働者派遣業法、職安法に違反していると思いますが、その点はどうぞよろしく。

○矢田貝説明員 御説明申し上げます。

最近の経済活動の多様化等に伴いまして、お話しにございました情報処理サービス業を初めとしていろいろな分野で、自分のところで雇用している労働者を他の会社に派遣して業務を処理するというような事業形態が見られております。これらの事業は請負契約に基づいて行われておりますけれども、

ども、その業務の性格上、いわゆる発注先の施設内で一緒に作業するといった問題がございまして、そこで派遣先の方からいろいろと労働上の指揮監督を受けるといった問題が起こるということで職業安定法四十四条との関係が問題になるケースがございいます。

具体的に申し上げますと、今申しましたような請負業務につきまして、この業務処理を行うに際して派遣先、いわゆる発注者の管理者等からいろいろと労働上の指揮命令が派遣した労働者に及ぶとか、あるいは派遣先の労働者、すなわち発注元の労働者と一緒になって混在して仕事をしているとかというような場合につきましては、契約上は請負契約ということになりましても職業安定法四十四条に抵触する要素を持つてまいります。そういった意味で個別のケースによりましてこの四十四条の禁止規定に該当するかどうかを判断していく必要がございいますが、いずれにしましても私も労働省といたしましては、そういった請負事業を行うに際しましては受注の範囲というものをきちんと請負契約で明確にしまして、その作業の完成について請負事業主としてすべての責任を負う、また個々の労働者に対しては使用者としての責任を果たすといったようなことできちんと請負事業として適正にやるように、そういった面での指導をいたしているところでございいます。

○林(百)委員 私、質問はこれで終わります。大臣、いろいろ複雑な問題がありますけれども、しかし、登記事務を近代化すること自体に私たちは反対するわけじゃありませんけれども、ただそれはいろいろの条件がございまして、それが満たされなくて見切り発車するようなことについては我々は賛成できません。この法案についてはそういう嫌いがありますので、我が党としてはどうもにわかに賛成しがたい条件がまだありますので、十分そういう点を充足するように将来大臣に考えてもらいたいと思うのです。それについての大臣の答弁をお聞きしまして、私の質問を終わります。

ます。

○嶋崎国務大臣 先ほど来民事局長からも十分御説明しておるところで、余り見切り発車をしておるつもりはございませんので、どうぞ御賛成をお願いいたしたいと思います。我々も十分注意して運営していきたいと思ひます。

○林(百)委員 私は終わります。

○片岡委員長 柴田睦夫君。

○柴田(睦)委員 時間がありませんので、飛ばしながら質問していきます。

今回の法律案について言いますと、さしあたっては東京法務局の板橋出張所におけるパイロットシステムによってつくられる書面を登記簿の謄本または抄本とみなすことになりまます。そこで、板橋出張所において現在電子情報処理組織によって登記ファイルに記録されているものは管内にある不動産の中でどの程度の割合を占めているのかという点、それからこの実験システムは昭和六十二年の前半まで続けられることになっておりますが、それまでの期間内にこれからの程度の登記が新しいファイルに記録されることになるのか、その予算も含めてお知らせいただきたいと思ひます。

○枇杷田政府委員 現在の時点におきまして、板橋といわば並行処理の対象にしておりますのは全体の八割程度でございいます。今後それをふやしていくわけにございいますけれども、遠い先のことはちよつとあれですけれども、本年度、昭和六十年中には現在入っておりますものの三倍以上程度のものは並行処理の対象にしたい、そういうふうな計画を持っております。

○柴田(睦)委員 「パイロット・システム基本計画書」を見たのですが、この中にはパイロットシステムの検査項目がありまして、(ウ)として「費用効果分析」という欄があつて、移行経費、運用経費、省力化効果、サービスの向上ということが対象にされております。先ほど同僚議員の質問に対して、三月に中間評価を出してもらつたということとを言っておられました、そういう中でこの点

についての分析がなされ、また見通しが立てられるような状況になっていくのかどうか、お伺ひいたします。

○枇杷田政府委員 三月に得られました中間の評価では、費用効果の点についてはまだ出ておりません。これはただいまおつしやいましたように、八割の対象物件について処理をしているだけでございまして、ところが機械の方は全庁あるいは板橋出張所規模のものが二庁か三庁くらい入るような容量の機械を据えつけてやっておるわけにございいますので、しかも実験でございまして、費用が従来のやり方と比べてどれくらいだという比較をする基礎がまだないという状況でございいます。これから移行地域を広げていくにつれましてだんだんと、はっきりした数字はつかめないかもしれませんが、見当が少しずつついていくというふうなことになるかと思ひます。

○柴田(睦)委員 法務省の説明によりますと、昭和六十二年の後半から昭和七十四年度まで、できればそれより短い期間内ということに全登記所をコンピュータ化する計画のようですが、この十二年半の間にどのように全国の登記所のコンピュータ化ができていくものか、これは段階的な計画がつくらなければならないと思つております。

コンピュータシステム導入について今後の十五年間に移行経費、ハード面のシステムの運用経費などの合計を約四千六百億円とされているようですが、この予算というのはどのように運用されるわけですか、お伺ひします。

○枇杷田政府委員 ただいまの四千六百億円というのは、実は全体の姿を概括的につかむという意味での試算のものでございまして、別に大蔵省との間で話がまとまつたとかそういうふうな性質のものではないことをまず御了解いただきたいと思ひます。

それで、今後の物価の上昇であるとか人件費とかそういうような未確定要素が大変ございいます。それから作業期間も何年でやるかによつても随分

違つてまいりますので、非常に概括的なものだというところを最初にお断りしておつてございいます。その一応の試算によりますと、四千六百億のうち約半分の二千三百億は移行のために必要であらうという考え方でございいます。そして残りの二千三百億のうち約二千億程度のものがいわゆるランニングコストと申しますか、機械のリース料とか光熱水料とか保守料とかそういうようなものに当たらうかと思ひます。残りがいわば開発その他に必要な経費、大ざつぱに言つてそういうことになるかと思ひます。

それで、そういう一応の試算をする前提におきまして、どういふふうな手順で移行作業を進めていくかということが基礎としてなければならぬわけにございいます。この十三年間に千二百庁余りの登記所を全部やるということになりますと、単純に今ようかん切りで分けますと八十庁程度ということになりますけれども、なるべくならばコンピュータを導入したことの効率が余計に上がる繁忙庁の方から始めていく方がいいのではないかと。そうなりますと、繁忙庁の方が若干地方の末端の登記所よりは移行の作業量が多いということになりますので、もう少し少ないもの、六十庁かそこらの庁数ということにならざるを得ないかなというふうな感触をもとにいたしまして私も積算をいたしておるわけにございいます。ただ、どういふふうな手順を進めていくかというふうなことも、これからだんだんと本格導入の形を煮詰めていく段階で民事行政審議会の御意見なども伺つていかなければならないことだというふうな考へております。

○柴田(睦)委員 先ほど大蔵省の方のお話も聞いておりましたが、結局、一応約四千六百億円と考へられるそのものは登記制度の利用者が支払う手数料によつて負担されるということになるようでありまますけれども、これが四千六百億円を上回つていくというふうなことがなれば、結局その分も利用者が手数料の引き上げなどによつて負担することになるわけでしょうか。

○批杷田政府委員 これは実際にやってみなければわからない面があるわけでございます。先ほど林委員の御質問にお答えしたとおり、当面は七月一日から謄抄本につきましては一通につき三百五十円から四百円に、閲覧を百円から二百円にという改定を予定いたしておりますが、それから先は移行作業のやり方とか機械の値段の推移というものによって影響されていこうかと思ひます。十五年先まで四百円のままでいけることはあるいはないのかもしれない。コンピュータの問題がなくても物価上昇等がありますと値上げをしなければならぬということになりますので、そういうことを考えますと、はつきりしたことは申し上げられませんが、十五年の間には何らかの値上げがさらに行われることは多分にあり得ることだと思ひます。

○柴田(陸)委員 センターとなるべき庁舎においては、また端末機を置く庁舎の場合でも、「パイロット・システム基本計画書」に導入庁舎の要件というのを書いてありますけれども、あのように、庁舎や敷地に関して、建物の構造が堅固であり端末機の設置ができる庁舎でなければならぬ、そのためにはコンピュータ室の増築をやらなければならぬ、そういうところがたくさん出てくると思ひます。そういう点から、敷地の確保やコンピュータ室の増築の予算というものはこの四千六百億円の中で賄うということなのか。

コンピュータについては今第三世代から第四世代へ移行する時代であるというふうに行われております。要するに、これから先の昭和七十四年と言へば第五世代に属する時代になるわけですが、そうなりますと、今後十五年の間にはコンピュータシステムについてもいろいろと更新されていくのではないかと。こういう点についての予算は、この全国的な登記制度のコンピュータ化について、庁舎の問題あるいはコンピュータの更新というような問題も一応念頭に置かれておるわけでしょうか。

○批杷田政府委員 コンピューターを本格導入い

たしまして全国展開をいたすということになりますと、施設の問題が出てまいります。開発センター、いわば中央の中枢センターになるものの施設費は既に六十年予算でも計上してあるとおりでございます。これは特別会計の中で計上いたしております。それから個々の登記所の施設の関係につきましては、四千六百億円の中には計算はしてありません。先ほどちょっと言い間違えましたがお詫言します。開発センターの経費は四千六百億円の中に入っております。しかしながら、コンピュータを入れるにつきましては、各施設もそれに見合ったように整備をしていかなければならないということとは、先ほど林委員が御指摘になったとおりだと思ひます。この関係につきましては特別会計の中でその施設費が一般予算のほかに計上されることになっておりますので、コンピュータの本格導入に当たりましては、施設の整備もあわせながらその対象庁を決めていくというふうな配慮をすべきだと思ひます。したがって、移行庁については、施設の状況も考え、何年か先のものを見通した上で施設の改善計画を立てていくということとが総合的に考えなければならぬ点であろうというふうな思ひます。

○柴田(陸)委員 将来の問題についてですから、現在の段階では具体的な予想を立てると言ってもそれは無理だろうと思ひますけれども、結局一定の段階に來れば、その計画が立てられなければこの計画が成功するかどうかかわらないということになると思ひます。パイロットシステムによる実験が終わる段階には、二年半先ですから、現在の大蔵省あるいは民事局長も多分もつと出世されて、おかわりになっていらつしやと思ひますけれども、そうすると、今後の担当者は場合によつては後始末というふうなことになるかもしれないわけですね。場合によつてはむだな投資をしたというふうなことも起こるかもしれないわけですね。私は率直に申し上げますと、四千六百億円ぐらいでこの大事業ができるかはちょっと考えられないような気持ちでいるわけですね。

そういう点からして大切なことは、「パイロット・システム基本計画書」をつくられたましたが、これに匹敵するように、登記のコンピュータ化について、予算面も含めていろいろな面で具体的な基本計画を示さなければならぬと思ひます。それには審議会の問題もありましよう。しかし、やはりこれを担当する省として責任を持つて基本計画を示す、いろいろな識者の意見を入れて、本当に実現可能なガイドラインをつくる、これから先十五年間の計画であれば十五年間の計画に基づいて進んでいけるような基本計画をつくるということをしななければならないというように思ひます。

これをつくる時期が、実験が終了してこれからのよいコンピュータ化して、登記法の改正にまでなつていくというときであるかもしれないけれども、いづれにしても今の実験の中から結論が出て、それで基本計画がつけられるような状況になれば、本当にちゃんとした具体的な基本計画をつくらなければならないと思ひます。その点、現在のことはありまけんけれども、大臣の所見をお伺ひします。

○嶋崎國務大臣 御指摘のように、一応今後十五年間ということと計画をしておりますが、具体的に動くのはあるいは十三年というふうな計算の立て方もあると思ひます。それらの期間、できるだけ早目に登記事務というものを十分な姿の中でつくり上げていきたいというふうな感覚でおるわけでございます。

ただ、その具体的な内容ということになりますと、現在板橋の出張所で行つておるのとはどこまで実験的なことでございませう。したがつて、その投資されておる設備と実際の仕事の間にはアンバランスがある、あるいはこれを全国的にふやしていくということになれば、実態に比べてもつと簡素化した、あるいはもつと能率的な工夫が今後できていく可能性もあるのだらうと思ひます。いづれにしても私自身はできるだけ早目にそれを実現したいという気持ちでおるわけですね。

いますが、その具体的な内容につきましては、この実験の様子を十分見ていただいて、民事行政審議会の答えを見まして、そういう中で具体的に問題を解決するような計画を立てていかなければならぬのじゃないかというふうな思ひでおる次第でございます。

○柴田(陸)委員 もう一つ、地図の問題についてちょっとお尋ねしたいのです。

不動産登記制度において、地図の整備の必要性は現在の状況から見ても否定しないことであるわけですね。不動産登記法もちゃんとした地図を登記所に備えつけることを義務づけておるわけですね。そしてまた、現実の地図というものがその要請に合つていないということも否定できないと思ひます。現在は、登記所で行つておる地図の整備、それから国土調査法により送付される地籍調査の成果を押さえる、また土地区画整理事業などの換地確定図によつて登記所の地図を整備する、こういうことをやつておられますが、現在、登記法が要求している地図というのは全体の中でどれくらい確保されているわけでしょうか。

○批杷田政府委員 現在、不動産登記法の十七条で規定されている地図にふさわしい内容であるというところで指定をいたしております。地図の枚数は百十枚程度でございまして、枚数で申しますと全体の三〇％ぐらいだらうと思ひますが、これは単純に枚数だけで比較できませんで、三〇％でない残りのものはいわゆる公図と言われているもので、八割敷きぐらゐるような非常に大きなものもございまして、面積的に申しますと四分の一かあるいはそれを切るぐらゐるものではないかと思ひます。

○柴田(陸)委員 そこで、不動産登記制度のための地図づくりということに目標を合わせて、いろいろなものがあるわけですから、統一的なガイドラインを示して、それに基づいて総合的な地図の整備計画を立てる必要があると思ひます。私はいかががでしょうか。

○批杷田政府委員 現状で申し上げますと、国土

調査によりまず地籍調査によって地籍が明確になった地図が整備されるということが現在の地図整備の基本的なやり方でございます。ただ、この地籍調査自体も現在第三次計画で推進をされておりますけれども、対象地域がどちらかと申しますと農村地区を中心に行われております。現在登記所の方で公園の登記が盛んで境界問題などいろいろ問題が生じておりますようなところは、都会あるいはその周辺部ということでございます。その点については実は国土調査の方が余り進んでおらないというのが現状でございます。そういうことから、都市並びにその近郊の地図づくりを国土調査の方でやっていただくか、あるいは法務省みずからの手でやっていくかによつてなるべく早く整備をしなければならぬという課題を抱えておるわけでございます。私も、まず国土調査によって日本国土の相当部分がなるべく早く地籍調査が完了するようにということを期待いたしておるわけでございますが、私どもの手でも若干でも地図整備をやつていきたいということで独自に予算を計上いたしまして実施をいたしておりますが、何分にも現在の法務局の陣容ではそう多くの作業量をこなすという力はございません。したがって、将来法務局の体制が充実することによつて地図づくりの方にも力が割けるといふうな事態に一日も早くならないかなというのが私どもの熱望するところでございますが、現在ではそういう見通しははつきり立っておらないという状況で、私も自身も若干焦りに似たような気持ちを持っております状況でございます。

○柴田(睦)委員 時間が参りましたが、今の点は大臣にもお考えいただきたいという要望をしておきます。

それから、登記の特別会計制度が発足するわけですが、法務省は、登記のコンピュータ化によつて、それまで登記事務に忙殺されておる職員に登記所が本来なすべき仕事をせよということができる、こういう説明をなされております。そういう中でいろいろ問題はありましようが、問題を克服して地図の整備の促進、こういうことが必要であると思ひます。地図整備のために今は今も言われておりますように予算が必要で、登記特別会計ができたということからそのために法務省全体の予算が削られるということがあつてはならないと思ひます。そういう点で大臣は、そういう特別会計ができた、だから法務省の予算が削られる、それでやはり地図の整備も進まない、こういうことにならないように頑張つていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○嶋崎国務大臣 ただいま御質問の国土調査による地図の整備の問題でございますけれども、今民事局長からお話がありましたように地域的なところからどんどん整備をされておるといふ実情があるわけでございます。しかし、いづれにしても不動産登記制度というものを考えていく場合に、地図の整備というものは不可欠の問題であらうというふうには私は思つておるわけでございます。ただ、これはどういふような形で整備をされていくかという行き先の問題については、やはり国土調査を十分進めていただいて、それを整備してもらつたのが基本じゃないかというふうに思つておるわけでございますけれども、今後のいろいろな様子を見まして、地籍調査の充実にも我々も少しもお手伝いできる分野があつたら努力をしていかなければならぬんじゃないかというふうに思つております。

○柴田(睦)委員 終わります。

○片岡委員長 稲葉誠一君。

○稲葉(誠)委員 法案について質問いたします。パイロット・システム評価委員会というのが、東北大学の幾代先生を会長にして、「評価委員会の活動状況及び中間報告における評価の内容について」というのを提出しておられて、第一準備会が「ソフトウェア及びハードウェアの信頼性に関する評価」、第二準備会が「利用者に対するサービスに関する評価」、第三準備会が「職員の執務に関する評価」、その(1)が「執務環境関係」、(2)が「業務関係」、(3)が「研修関係」といふふうに分かれて

おるわけですが、これで見たとときに、これは最終報告じゃなくてまだ中間報告で、最終報告は来年に出る予定であつたのが、特会の方がお骨折りを願つて早くなつてしまつたために中間報告という形で三月に出て、それを基準として判断するといふふうなことになるのではなからうか、こういうふうな思ひわけです。ですから、予定よりも特会の方が一年早くなつてしまつたということから全体として早まつてきたことがあるのではないかと、それが第一点です。

それから、私、ちよつと気づいて、第三準備会の方を見たときに、例えば「将来の展望」というところがあるのですが、その中で照明について「更に検討する必要がある」といふことが書いてある。それから「業務共通」のところでは「VDT作業については労働衛生上十分配慮を要する。」「こういうふうな書いてある。そして、その委員を見ますと、労働省産業医学総合研究所労働保健研究部長の山本宗平という方も委員として参加をされていらつしやる。こういうふうなことで、職員の衛生上の問題、執務上の問題等についてまだ随分問題が残つておる、こういう形が現在あるといふふうな考えられるのです。これが第二点。前の点とあわせてこの二つです。

○批田政府委員 板橋出張所におきますパイロットシステムは、三年間現場実験をした上で、その結果に基づいて十分な評価をしようということを始めたいものでございます。そういう面から申しますと、現段階ではその三年の現場実験が終わつておりませんので、最終的な評価をするには熟していないといふ面はございます。そして、ただいまいろいろな職場環境の点についての御指摘がございましたけれども、何分にも現段階では板橋出張所の事務量のうちの八分が並行処理で行われているといふことでございますので、職場環境の点についての判断をするためにはデータ不足であるといふことは否めなないと思ひます。ただ、コンピュータの導入とか、あるいは特別会計とかいふのはパイロットシステムとは関係がないことは

ございませぬけれども、必ず結びつくというものでもないと思ひますが、ともかくパイロットシステムはパイロットシステムであり、また、登記所の充実を図るための方策は方策として特別会計の実現に努力をしまつたわけでございます。それが六十年代で実を結んだといふことで若干事実上はつながつてまいりました。そういうことから、こゝし、この国会で現在御審議をいただいております法案を提出するという運びになりましたので、そういう御審議のための資料にもなるであらうし、また今後の本格導入に向けての検討のための基礎資料にもなるという意味で中間的な評価をお願いしたいということで、三月の段階でその時点における評価をしていただいたわけでございします。

それから、そういうことでございしますので、機械面、ハードとかソフトとかいふ面につきましては、現に稼働しております。ただその稼働するときの受件数の容量は少のうございしますけれども、システムとしてどうだといふ評価は一応できる状況にあります。執務環境の面でも申請者あるいは第二準備会でも取り扱つております申請者その他の利用者の関係につきましては、何分にも八分でございますので、それについて科学的な最終的な結論を出すということにはちよつと熟さない、いわばデータ不足の状況があるわけでございます。なお、今後板橋の出張所の移行作業の対象を広げて、ある程度中心の事務がコンピュータで処理をされるという状況になりますと、ある程度の検証が明確にできるのではないかと思ひます。

なお、現在の庁舎とかその他の執務環境につきましても、コンピュータといふことを十分に念頭に入れた上でのごとではございませぬので、今後評価委員の方あるいはそういう部門の専門分野の方の御意見も聞きまして、照明はどうあるべきだ、あるいはどちらの方向から何ルクスぐらいの照明が必要であるか、あるいは壁はどういう色がいいとか、ブラウン管を見る場合にはそのブラ

庁の全庁が完了するということはただいまお話しのとおりでございます。

経費的には、当初は、六十二年まではシステム設計とかあるいはプログラミングとか、そういういわば頭脳のな部分についての開発経費、それか

ら開発センターをつくる施設費、そういうものが中心にかかるわけです。そして、板橋の移行作業はもちろんありますけれども、それから六十二年以降はいわば本番のシステムができたので、それに向けての移行作業を、この案で申しますと、まず最初に六十一庁ぐらい始めたいということと、六十一庁指定して、二年ぐらいかかってそれが完了して新法適用の登記所ができてくる、こういうことになるわけですが、経費的には、当初のうちは移行経費が非常にかかってくるわけですが、これは当初から最後までかかると言ってもいいのかもしれませんが、移行の庁数に応じて移行経費がかかります。それからその次には、移行の指定を受けますと、そこにコンピュータの機械を据えつけます。その据えつける機械がどんなふうに入っていくわけですね。そうしますと、その機械のリース料がそれだけふえていくということになります。それから、それに伴う電気代とかもろもろの経費がかかってまいります。そういうのがいわゆるランニングコストと言われるものでございまして、そのランニングコストは、コンピュータ移行行がふえるに従ってふえていくということになります。そういうランニングコストのふえていくことと、それから移行作業の経費というものを勘案して、全体として、先ほど来話が出ております、大体四千六百億とかというふうな計算になるわけですが、それをこの計画では、移行作業は、大体の経費は横ばいで行って、そしてランニングコストが年々ふえていくという形で構成をしておりますが、やり方によって、その全体の経費を似たような数字でやっていくということも不可能ではありません。どのような形であるかというの、今後の予算の組み方あるいは民事行政審議会の御意見などで具体的には決まてまいりたいというふうな思っておるところでございます。

〔委員長退席、森（清）委員長代理着席〕
○稲葉（誠）委員　そこで、私も委員会が三月二十六日に視察に行きましたね。そのときにグラビ

アのパンフレットという何かというか、雑誌をもらったわけですが、二つあるんですね。二つのうち一つしかもらわなかったんですね。法務省がつくった「明日を開く登記事務のコンピュータ化」というのしかくれなかったのかな、二つくれなかったかな、ちよつと忘れちゃったけれども、法務省民事局編の「飛躍の改善のために」というのと二つあって――あなた、行かれなかったのだけれども、どうだったかな、二つくれたか、一つくれたかどつちなんだらう。一つだらう。どうして一つしかよこさなかったのかな。これはどつちをよこしたのかな。

○批杷田政府委員　今担当の者に聞きますと、パイロットシステムに関する部分だけの資料を当日お渡ししようと思っております。ただいま稲葉委員おっしゃいましたパンフレットというのは、実は特別会計を実現するために関係各方面の御理解を急遽得たいということで、大変わかりやすくちよつと漫画的な絵も添えましてつくりましたものが二つございまして。それは恐らく別の機会にあるいは稲葉委員のお目にまいったかと思っておりますが、当日は、その分は配付しなかったというようなことでございます。

○稲葉（誠）委員　そうすると、「明日を開く登記事務のコンピュータ化」のほかに二つあるという意味ですか。ちよつとよくわからないのですが、ほかに二つあるのですか。僕らに二つくれないな、そのほかに一つくれないけれども。

○批杷田政府委員　私、当日、参議院の法務委員会へ出ておりました欠席いたしましたので、私自身の記憶ではよくわかりませんでしたけれども、「明日を開く」というのは、そのときにお渡ししたものと違ふ資料のように聞きますので、なお詳しく調べてみたいと思っております。

○稲葉（誠）委員　問題は、その中の法務省民事局から出したものですか、その十九ページですね。その（B）というところに「移動人員の推移予測」というのがあるんですよ。そこが問題なんですよ。現在四千七百名いる。それが十年たつと七千

二百名になる。それが、今度はコンピュータ化すると千五百名になる、こういう数字が並んでいるんですよ。これがよくわからないのですよ。これをわかりやすく説明してくれませんか。

○批杷田政府委員　まず最初に、現在四千数百人いると申しますのは、これは定員職員のほかに民事務協会から膳本焼きに來ている人、それから市町村とか司法書士の事務所の人とかそういう人、実際に乙号事件にかかわっている者がこれだけいるということなんです。それが十年後、現在、過去の事件の伸び率を伸ばしてみますと、その事務量からいいますとこの絵にかいてあるような人手を必要とすることになりますということなんです。これがコンピュータ化いたしました膳抄本がコンピュータによつて処理できるということになりますと、この一番右端にかいてある一千五百人程度のもので済むのではないということでございます。したがって、現在人員のこの絵は定員職員のことを言っているわけではない。それから、一番右の方の「コンピュータ化後」の姿は、そういう外部の者は排除できるであろうということですから、この残った絵は定員職員という数字になろうかとは思いますが、そういうことでございまして、コンピュータというのが膳抄本の作成について非常に偉大な威力を発揮するのだということを一般的に、概括的にわかりたいという面がちよつと漫画的にオーバーにかいたという面があるかと思いますが、そういう趣旨のことでございます。

○稲葉（誠）委員　漫画的にオーバーにかくといつても、法務省がそういうことをやつちやまずいな。それはよくわかってますよ。どういふ点がオーバーなのですか。よくわからないな。

そうすると、コンピュータが完全化してくると正規の職員が千五百名で足りる、こういうことなわけですか。そういうことですね。そうすると、そうでない職員というのは要らなくなつてしまふ、こういうことを言っているわけですか。何かこの三つの並べ方、お話がそういうふうな聞こえる

のです。そうすると、正規の職員がこのコンピュータ化に伴つて人員の問題その他について影響を受けることが一体あるのですか、ないのですか。あるとすればどういふ点にあるのですか。そこをどういふふうにしよとするのか。あなたが私の部屋においでになったときにも、念を押したのです。職員の勤務条件、そういうようなものに対して影響があるのだったら困りますよということをお話を詳しく御説明をお願いしたいと思います。

○批杷田政府委員　先ほどもちよつと触れましたけれども、このパンフレットは繁忙庁四百数十庁をコンピュータ化するというところで考えていた時代のものでございまして、全登記所の乙号関係職員の計算図をあらわしたものではありません。ございまして。その点がまず第一点。したがって、全庁ということになりますと全庁の職員が対象でございまして今の右端の絵よりももう少し大きなものになるということになります。

それから、乙号関係につきましてもコンピュータが一番威力を発揮するところではございまして、かなりの省力化ができることはもちろんございまして、登記事務全体から申しますと非常に人手が不足をしておるわけでございます。そして、いろいろな問題が現に生じておるわけでございますので、この乙号の関係が省力化できますれば甲号事務の関係についても現在の過重負担の状態が若干緩和をするという方向には向くだろうと思ひますが、それがどの程度になるかということ登記所全体としてはわからないわけでございます。

ないわけでごさいます。職員現在の過重な労働条件が緩和される方向にまずこの乙号関係の必要人員の減が向かっていくであろうと考えるわけでごさいます。決して私どもは、現在の職員一人当たりの労働条件をそのままに固定した上において、そしてこれだけの減員ができませんというふうなことを言うつもりでこのパンフレットをつくったものではございません。

○稲葉(誠)委員 「登記事件数の推移」というのを正式に法務省から当委員会に出したわけですか、この資料を。これを見ますと、今五十八年度のもので出ておりますが、登記従事職員というのは数が九千六百六十一人になっておりますね。これがコンピュータ化されると千五百名になってしまふ、こういうことになるわけですか。ちよつとわからない。この資料と今のパンフレットに出てくる数字とどういう関係があるのか、御説明願いたいと思います。

○枇杷田政府委員 このパンフレットの数字というのは、登記事務の中で乙号事件のために要しておる人手だけを取り上げているものでございす。しかも、それはたゞいま御指摘になりました九千何百人かの定員職員のほかに民事法務協会の謄本焼きに來ている人がいます。それから、市町村とか司法書士の事務所から謄本焼きに手伝いに來ている人がいます。そういうものも全部ひくるとめだのが今のパンフレットの一番左側の四千七百何人という数字でございす。それを十年後の事件数の伸びで伸ばしますと真ん中のような大きな人員になるという仮定の数字でございす。それがコンピュータ化できれば右端の数字になる。

要するに乙号に關して、しかも先ほど申しましたように繁忙庁の四百何十庁かのその事務量に對してそうなるということでごさいます。したがうして、九千何百人かの現在の定員の推移の表の数字とは、内数ではございすけれども直接關係はないことだと思ひます。

○稲葉(誠)委員 そうなれば、この五十八年の九千六百六十一名というもののうちから、これは登記

申請等事件と謄抄本交付等事件ですから甲と乙と両方合せているわけですね、乙だけの人数を出してその人数が將來コンピュータ化されれば千五百になるというならば、それと比べれば差額だけがかへ回るとかなんとかという形になるのじやないですか。そこを説明してくれませんか。

○枇杷田政府委員 計算の考え方としては、たゞいまお話しになったとおりでございす。その数字自体はそれほど大きな数字には出てこないと思ひます。

○稲葉(誠)委員 説明してください、それじや。説明しないとわからない。

○枇杷田政府委員 今細かな数字の根拠の資料を持てまいりませんでしたが、四十七百人の人数さんの中には部外の方がかなり入つておるわけでごさいます。細かな数字は忘れましてけれども、二千何人いるかいないかという感じにならうかと思ひます。定員職員は、それが右端の方の数字になるわけでごさいます。これは先ほど申しましたように全国の繁忙庁における数字でございすから、全国的にはまだかなりのその数字を足さなければ乙号の十年後の従事職員としての姿にはならないということになります。その一番左側の「現在」と書いてあるところの職員の、約二千名程度だったと記憶いたしておりますが、それはこの登記従事職員数の九千六百何人の中の内数ということになるわけでごさいます。

○稲葉(誠)委員 それはわかつたのですけれども、だから現在の一番新しい統計は五十八年だとすれば、このうちの乙号關係の職員というものは一体何人いて、それが將來コンピュータ化されれば千五百名になるというのでしょうか、そうすれば差額が出てくるのじやないですか。それが明らかにならないとこの問題点というものはよくわからないのじやないですか。もちろん、そのことについて私どもはそれをそういうふうにしなないでほしいし、それから、それに対して労働条件を悪化させたり何かさせないということはあなたも約束されておられるのですから、私もそれを受けてい

るわけですからね。それで私どもは賛成することになったんで、その点が壊れてきたら後で私どもが責任をとらされることになるのですよ。信用しているわけですからね。そこら辺のところはどうもよくわからないですね。

いずれにしても、結論としては、コンピュータ化が進んだとしてもそのことによって働く人にとつて労働条件の悪化や何かは絶対させないというところは、これは大臣からもお答え願ひますか。

○嶋崎國務大臣 ただいまの質問の件でございすけれども、御承知のように現在の登記事務の状況というのは非常に悲惨な状況というか見逃せないような厳しい状況になっているというところは、我々自身も承知をしておるわけでごさいます。したがうして、コンピュータ化することによつて仕事をできるだけ合理化し、効率化していくというふうな努力を積み重ねていかなければならぬことは事実だと思ひます。

そういう際に、御承知だと思ひますけれども、法務省自体非常に人件費依存の大きい役所であることは事実でありまして、いろいろな意味で何となく少し増員をしていただきたという気持ちがあることは、こういう厳しい行政問題が議論をされていくときでも我々は常に主張してきていくところでごさいます。そういう中で、登記關係の仕事は今までのいろいろな配慮をしてやつてきておりますが、御承知のようにスタートまでにまだ二年余の日月があるわけでごさいますから、その間にいつては十分そういうことに支障がないような手当てをしていかなければならぬ。

ところが、この板橋の実験というものが成功してできるだけ全部に広げていくという感覚になつていけば、そういう中である程度の省力化、合理化の効果というものは上がつていかなければならぬということになる。そうした場合に、御指摘になりましていろいろの民事關係の協會等から支援を受けている方とかあるいは市町村その他から応援を受けているところとか、そういうものはだんだん排除して、本当に法務省の職員で適

正、円滑な事務運営がなされるような努力をしていかなければならぬ。そういう過程の中で、せつかくこれだけの投資をしていてそれが法務局の人間に全然傷がつかないのかつつかないのかというのは、十五年先のところまでなかなか展望し切れない面があるかと思ひます。しかし、先ほど來御説明申し上げましたように、今まで申し上げてきた経過から御判断いただけるように、まだまだやらなければならぬことがある。それからまた、特に地図その他の問題から考へていきますと、今の国土調査による地籍圖の作成というふうなことでもなかなかその中に解決するのかがどうかというのわからない面もあるわけでごさいます。

といったようなことを全体的に考へまして、適正な事務を行つていく場合に、当然余裕が出てくるという事態になれば、そのときそのときの判断というものは必要であらうと思ひますけれども、私は現在の段階で見ますと、現在いる登記所の職員の急激な削減を圖らなければならぬというふうな事態はなかなか來ないのじやないかというふうな思つておるわけでごさいます。しかしこれは、年々そういうことをやつていく過程の中でどういう成果が出ていくか見なければいかぬし、また、法務省全体あるいは法務局全体のいろいろな要素を見て判断をしなければいかぬと思つております。

つけ加えて申しますと、さらに法務省の中では、法務職員が従事している仕事のほかに随分ボランティアの方々の援助をいただいてやつていくような仕事もあるわけでごさいます。そういうところをよく判断をさせて適正な配置を確保していくというふうな気持ちでやつていきたいと思つておる次第でございす。

○稲葉(誠)委員 適正な配置といつても、それについては職員の同意というものを當然とる、なければならぬということはつきりさせてもらわなければこれは困るわけですよ。

私の手元に「別紙」というので「主な改善事項」というのがありますが、それを見ると、1、窓

口整備経費、ルームクーラー、六十年予算内示額八十九台、放送設備が二十台、申請人用ロッカー五百五十八台、地図用閲覧機二百八十九台、窓口整理要員二百三十二人です。2が表示登記事務処理経費、(1)が実地調査事務補助六十七万、(2)はトランシット、光波測距計各七十六台、委託学生派遣五十人、3が謄抄本作成業務委託経費、謄抄本作成業務処理一部請負二十五万、4が謄抄本作成機器等整備経費、全自動謄本作成機(PPC材)三十一台、複合複写機二十七台、ゼロックス四十五〇〇が九十台、認証複合機五十四台、紙折機三十二台、地図用乾式電子複写機十八台、5が登記審査事務機器等整備経費、実地測量車二十台、6が登記簿粗用紙改製等経費九百九十九万、7が台帳附屬地図整備経費十四万八千、8が印鑑間接証明実施経費二十二万、9が登記情報システム実施経費約十六億六千五百万円、10が施設費(法務局関係)三十億円云々とあるのですが、これはどういう資料なのかということがまず第一ですね。これを全部合計すると幾らになるという計算ですか。それが第三、これを必ず実施をするという約束です。これを約束できますか。

○批田田政府委員 まず、この資料でございますが、これは、このたび特別会計が実現をいたしましたことによつて、前年度と比べてどの程度の一一般の物件費の充実に図られることになったかというところを一般的にあらわして、法務局の方に通知をした資料の一部でございます。そういう性質のものでございますが、特別会計というのは、コンピュータの導入を中心とするということでございます。短時日に、殊に全庁に及ぶものではございません。したがって、窓口へおいでになる申請人の方々にできるだけサービスよくといひますか、実質的に実のあるサービスを提供できるようにするというのが大きな課題になっておるわけでございます。そういう面での要求が特別会計が実現することによつてのとおり計上される

ことになったのだという内容でございます。そしてこの関係の経費の合計につきましては、ちよつと今、現在の手持の資料で金額の資料はございませんが、特別会計の五百五十五億の金額の中に入つておるものでございまして、一部は六月までの一般会計に計上されているものもございすけれども、このお手元の資料の前年度の表と対比してごらんいただければまさに画期的なものが盛り込まれておるといふように御理解をいただければかと思ひます。

そして、ただいま申しましたような趣旨でこういうような経費を予算化することができましたので、殊に七月一日から乙号関係の手数料の値上げもすることでもございす。これは当然このまま、このとおり実施をするということに考えております。

○稲葉(誠)委員 この中でどれが一番大きい金額になるのですか。ちよつとこれは金額がはつきり入つてないのでよくわからないのですけれども、どれが一番大きいというか、重点を置くというのはいずれになるわけですか。

○批田田政府委員 これはいずれも重点でございますが、コンピュータが導入される前の現体制でも早く、そして見やすい謄抄本を出すということとが一つの目玉として考えたものでございす。3と4でございす。3と4の謄本作成関係の経費、それから窓口においでになるお客さんに御不便をかけないようになつてくるお客さん口整備経費、それが大体この中でも中心なものだといふふうに考えております。

○稲葉(誠)委員 9の登記情報システム実施経費、これが現在が一億二千八百万ですか、それが十六億六千五百万円になるというの、これはどういふところがあるのであつて、具体的にどういふことを言つておられるわけですか。

○批田田政府委員 この表は、いわゆる物件費という形で計上したものでございまして、登記情報システム実施経費の関係では、先ほど申しした中村委員の御質問にもあつたところでは合計二十四億

と申し上げましたが、それはこの十六億のほかに開発センターの施設費の七億何がしというものがあつたために合計二十四億になるわけでございます。この前年度の一億二千八百万円と申しますのは、板橋のパイロットシステムを実施したためのリース料でございます。これが約一億で、そのほか移行経費等その他のもので合計一億二千八百万円ということでございます。

六十年度の十六億六千五百万円というのは、その中心部分になりますのがシステム開発とかプログラミングの作成経費、そういうものが約十三億程度でございます。そのほかの板橋の関係とかいふもので物件費としては十六億六千五百万円ということになります。そのほかに先ほど申し上げましたセンターの施設費が七億余のものがあるわけでございます。

○稲葉(誠)委員 私の質問はこれで終わりますけれども、くれぐれも前から申し上げておりますように、このコンピュータ化によつて職員の労働条件その他に影響がないということが条件です。それに悪い影響はないですか、そういうふうなものがないように何回となく要望をいたしておきます。それについての最終的なお答えを願つて、質問を終わります。

○嶋崎国務大臣 ただいまの御質問の件については、先ほど来御説明申し上げたとおりでございますが、できるだけということによつて登記関係の仕事が的確に行われるということがまず前提でありま。また、そういうことを考えますと、急激に人員の削減というふうな事柄にはならないでしょう。十五年先の話ですから、私、ここで決定的なことはもちろん言えませんが、その過程でそういう厳しい条件というものは多分出てこないような状態になるだろうといふふうに思つておる次第でございます。

○稲葉(誠)委員 終わります。

○森(清)委員長代理 三浦隆君。

○三浦隆 委員 コンピュータシステム導入に伴ひまして、一般論としてシステム監査というこ

とがコンピュータの導入では使われているようでございます。いわゆる独立した第三者の立場でコンピュータシステムの安全性、信頼性、採算性などをチェックすることからして、一つにはマネジメントからの評価及び改善勧告、二つ目には悪用の防止、三つ目には個人データの乱用防止、四つ目にはそのシステム全体の健全化などを図るためのそういう諸施策を言うようでございます。

そこで、第一問としまして、システム監査につきましてコンピュータに伴うミス防止のチェック、ミスによる責任及びその救済手続の規定がこの法案では欠けているといふことなんです。法律で規定しておいた方がよいのではないかと申す点についてです。

○批田田政府委員 この法案につきましては、一種の並行処理をいたしております際の経過的な状態における事務処理の方法を決めておりますので、条文の数も多くございせん。ただいま御指摘のような点についての条文はございせんけれども、この不正操作が並行処理期間中でも行われるという場合にはそれぞれ現在の法律でも処罰規定はございす。それから登記所の職員内部としても、そういう刑法上の問題ばかりでなく職員の仕事の問題としても適正にやるといふことが国家公務員法上要求されているところだと思ひます。

なお、もし間違つて機械が作動して、そして登記簿の原本と違ふような証明書が発給されるというところになった場合には、それは国家賠償の問題になるわけでございます。これはあるコンピュータの移行が間違つておるとかあるいは保守管理に誤りがあるとかいふような場合には、そのことによって生じた損害については国家賠償で補償をしなければならぬといふことは、これは当然のことでございます。そういうふうなことがほかの法律自体でも用意をされておるといふことから、特にこの法律の段階ではそのような規定を設けることはいたさなかつた次第でございます。

○三浦(隆)委員 このコンピュータ化というのは初めての問題ですから、まだどういうことが起こるかとは予測が困難だと思います。ただ、一般論として国家賠償法あるいは民法その他の規定がございませうけれども、一般的にはそれをやると大変時間がかかったりするものですから、こういう特別法の場合には特別法的手続、救済規定があつた方が被害者救済にはより便利がよろうということなんです。これはやってみまして、もちろん問題がなければそれでなんです。もしこういう事故が多発するようであれば早急にぜひ検討していただいた方がいいのじゃないかということでございます。

第二番目にはバルネビリティー、脆弱性という問題があるようでございます。というのは、コンピュータ化された社会というのは大変便利がいいだけに意外と脆弱というか、一度何か故障その他が起ると大変な大きな混乱を起しやすいうこととして、こうしたことに對する対策というのはどうお考えなんでしょうか。

○批田政府委員 ただいまの御指摘の点は重大な問題でございます。したがしまして、本格導入をして全国に展開をしていこうという場合には、そういう面からの仕組みをどうするかということが重要課題になつてくるわけでございます。その面につきましては今御審議いただいております法律の第五条第二項に規定されております審議会において十分に御検討いただきたいと思つております。

(森(清)委員長代理退席、委員長着席)
私も考えておりますのは、このデータを一カ所に集中するというのがまず問題であるという考え方から、コンピュータの本体を各登記所ごとに置くようにまいりたい。そうしますと、危険が分散されるわけでございます。それから、第二次的には府県単位程度に考えておられますけれども、バックアップセンターというものを設けておきまして、そしてそこで各登記所を持つておりますデータと同じデータを保管すると同時に

に、もし各登記所の機械に故障があつた場合には、それに対して直ちに對処して、そのデータを送り込んで作動できるように体制をつくる、そういうバックアップセンターを設ける必要があるであらう。それから、さらにもう一段加えて、全国の中核のセンターと申しますか、開発センターというのを一カ所置きまして、そこでまた同じようにデータを蓄積しておいて、そこでコントロールするといふふうな、三大構えの仕組みにしたいと思つております。

それから、各登記所におきますコンピュータに故障が生じたような場合に、早速修理をするといふふうな体制も、これはそういう専門の業者との関係でネットワーク的に對應するような体制はとつていかなければならぬところだろうといふふうなことをお考えでございます。

○三浦(隆)委員 次に、コンピュータ犯罪防止対策についてお尋ねをいたします。

このコンピュータの時代、本當に何が起るか分からないのですが、よくコンピュータの普及とともに考えられる一つは、手口が、プログラムを書きかえたりして不正なデータを入れて、いわゆる今回の法案とは違ひますけれども、金銭を詐取したり、キーワードを使って重要なデータを盗み出すといふふうなこともあつたようでございます。

また、これとはちよつと違ひますが、先日、四月五日付の新聞に、これは実は横浜で起こつたことなんです、自分の住民票の写しを勝手に第三者にとられて大変迷惑をこうむつたといふふうなことが言われるのですが、今回も、こうしたコンピュータ化が進みますと、自分の不動産登記の写しをやらせたりとられたり、その他のことで迷惑がかかるかもしれないといふふうなことに對するいわゆるコンピュータ犯罪防止対策、どうお考えでしょうか。

○批田政府委員 登記簿の謄抄本と申しますのは、登記制度自体が公開の制度でございますので、これは現在でもだれでも請求すればとれると

いう仕組みになっておりますので、それはコンピュータになりましても変更はないと思つてます。ただ、ただいま御指摘をいただきましたような、不正なデータを入力されるとか、あるいはプログラムをいじられるとかいふふうなことがあつては大変なことでございます。そういう点につきましては、不正防止といふものを十分にチェックする仕組みといふものを考えていかなければならぬ点でございますが、現段階で、板橋の出張所で扱つております方式と申しますのは、データを入力する場合には、受け付けと調査と記入と校合といふ四段階のステップを踏みまして、その四段階のステップを踏んで初めて入力が可能になる、そういうシステムにいたしております。したがしまして、途中のある段階のもので何か操作をして、それでは入力できないといふことにしております。それから、最終的な入力の際には、責任のある登記官だけがでるような仕組みにしております。これは板橋でもあるいはごらんいただいたかと思つておりますけれども、登記官カードといふものを使わないとそれが入つていかなといふ仕組みになっております。

それからまた、コンピュータ自体でも、妙な入り方をする場合にはそれをばき出すというチェックシステムをこれから大いに開発していかなければならない点だと思つて、それから登記官の最終入力をする際のやり方も、場合によつては登記官カードに加えて何らかの方法をプラスして考えていくといふふうなことも研究に値するところではないかといふふうなことを考えております。

○三浦(隆)委員 次に、プライバシー保護對策の問題についてお尋ねいたします。
こうしたコンピュータ化といふのは、本當にどこまで進むか予測がつかせんで、いろいろな面でもつとつと進展してくるだろうと思つております。目下はいわゆる国民番号制度なんてやつておりませうけれども、あるいは将来そうしたこともあつたかもしれない。あるいは現在でも住民登録その他はかなり進んでいるかもしれない。あるいは

はそのうちには学校の学業成績だとか、健康面での、病院での病歴カードの問題、あるいは税金の問題など、それぞれが全部コンピュータに打ち込まれるようになりますと、我々のプライバシーといふのはますますどこら辺で守られるのかなといふ不安がなきにしもあらずです。もつとも、これは将来の可能性の問題でございますが、今回の法案に関連しまして、いわゆる不動産登記その他がコンピュータ化されたりした場合のプライバシーといふのはどうなるものなんでしょうか、ちよつとお尋ねしたいと思つております。

○批田政府委員 コンピューターは、技術的には、蓄積されたデータをいかにようにでも編集し、検索して打ち出すことができます。そういう意味では、ある不動産をだれから買ったとか、あるいはだれから幾ら借金をして抵当権をつけておるとかといふふうなことも自由に打ち出せるといふふうなことはなるわけでございます。したがしまして、その情報の打ち出し方いかんによつては、ただいま御指摘があつたような問題が生ずる可能性はあるかと思つております。

しかしながら、私も今考えております仕組みは、現在のブックシステムによつて情報を提供するという仕組みを原則的に変えないという形で考えております。したがしまして、登記関係の情報を知りたいという場合には、不動産を特定をして、そしてその不動産の現況なりあるいは権利関係、それを証明書という形で打ち出すという方式を考えておるわけでございますが、一方でまた、コンピュータによりましていろいろな情報が自由に打ち出せるということから、登記所が持つておりますそういう登記のデータといふものをいろいろな形で利用したいという要望もあるいは出てくるかもしれません。それからまた、そういうことは、プライバシー的な考え方、すべきでないといふ御意見も出てくるかもしれません。私も、現在はその点については全く忠実でございます。現行のままでこれからのシステム開発は進めていく、ただし、将来世論的に、こういう

部門についてはこういう制限つきでまた別の角度で情報を出すべきでないかというような声があります。それは何もかたくなに改正をしないというつもりはございませんけれども、現在のところは、現在の登記簿の仕組みの状態のままを変えないというつもりでおります。

○三浦(隆)委員 INSというのですか、高度情報通信システムというふうな言葉が使われるようになりまして、よく解説書で、INSとは「一体、何を、するんだ」——わからないものですか、そんなような言葉が言われていると思うのですが、これに対して、ブライバシーとの関係で「一体、何を、されるんだ」というふうに言っている人もいます。コンピュータの普及、本などに進みかわかりませんが、国民の便利のいいことでしたら進めていかなければなりませんが、マイナスイ面、十分考慮しながら運営していただきたい、こう思います。

引き続きまして、ニューメディアに関連してお尋ねしたいと思います。

今、新情報伝達手段、ニューメディアは、三通り方法があるようにございます。一つは有線系で、CATVあるいはビデオテクスなど。もう一つが無線系で、文字多重放送、テレテキスト、ファクシミリ放送など。三番目にパケット系といいますが、VTRやビデオディスクなどを利用する方法とされているようですが、いずれにしても、こうしたニューメディア利用、情報社会とかコンピュータリゼーションという言葉が頻々と使われるようになってまいりまして、ますます急速に進んでいくもの、こう考えられます。

そこで第一番目なんです、今後急速に各家庭、各企業、各官公庁等においてファクシミリ、キャブテンなど、各種の情報処理機器が普及するもの、こう思われるわけです。これらの情報処理機器と登記事務処理における情報処理システムとの関係というものをどうお考えでしょうか。

○枇杷田政府委員 技術が進んでまいりますと、

登記のコンピュータシステムとそれから各家庭にありますが、端末とを連結して情報の出し入れができるというふうなことも、技術的には可能となってまいるだろうと思います。現在では可能なのかもしませんが、ただ、私どもの現在の考え方から申しますと、そのような形で登記所の情報から出ていくというところは、現段階では少なくとも行き過ぎではないだろうかとこの考え方でございします。したがって、その登記情報に必要な方は登記所においてをいただいて、そこで謄抄本という形でその情報の提供を受けるか、先ほど来、閲覧の話が出ておりますが、あるいはまた閲覧制度というものは残すとして、そういう形で情報を得ていただくかというふうな仕組みで考えてまいりたいと思います。

ただ、世間の一般の流れが、十年、二十年あるいは三十年先かもしませんが、各家庭でどんな情報でも得るといことが、むしろ情報をつかまえる常識的なことになるといような状況になります。先ほど御指摘のありましたような弊害がどういふところにあるか、それをどういふふう除去できるかというのを考えて、あるいはそういうものと結びつけるということも考えていかなければならない時代が来るかとも思いますけれども、現段階では、そういうものと結びつけて登記所のコンピュータシステムの構想をするということはいたしておりません。

○三浦(隆)委員 私はこのニューメディア利用というのには思った以上にテンポで訪れるのではないかと思うのです。よく言いますように、お金を使う大変大切な、直接銀行に行かなければならぬような仕事までがホームバンクというのではありませんか、むしろいながらにして、あるいは銀行に行かずにお金の出し入れができるのじやないかと行われておりますし、あるいはもう既に一部始まっていると思いますが、デパートなどの買い物その他積極的的家庭にいてあるいはできるかもしれない。あるいはもっと進んでいけば、会社に出かけないで自宅にいて会社の仕事をするというふうなことで

も、今言われ出しているというふうな考えますと、こうした登記業務に関しても、いわゆる登記所に直接行かなくても済む時代というのには、むしろ必然的に来るのじやないだろうか、こう思うのです。なぜならば、このニューメディア利用、コンピュータ利用そのものが利用者の便利のためにとか、あるいは事務量がふえ過ぎているからそれを簡略にしたいというか、そういう一思惑がもしあるとすれば、この時代の進み、便利さが否定する論拠はむしろ成り立たないのじやないだろうかというふうに感ずるのです。

それから今の御答弁では、直接登記所へ行つてとありますが、この法でも第三項は「何人でも、手数料のほか郵送料を納付して、」云々と書いてありますから、郵送でも可能だということなんです。そうすると、直接行かなくても郵送で可能なのならば、テレビその他の新しいニューメディアを利用してだめだという論旨はむしろ成り立たないのじやないだろうかというふうに感ずるのです。少なくとも、もう既に御質問もあつたようですが、閲覧などというものはボタンを押せばテレビに映ることでしょうし、テレビに映ればそれをちゃんと文書のコピーをとることも可能だと思えますから、むしろ——今、そういうふうな閲覧業務その他というものが、一切この法であつても、あるいはこの法じやなくても、近い将来そういうニューメディア利用ということはあるに得ないとお考えですか、ちよつとその点お尋ねしたいと思ひます。

○枇杷田政府委員 私どももそのニューメディアについては関心は持つておるつもりでございますが、なかなか専門的なことでございますので十分理解はしておらないと思ひます。関心は持つておりますけれども、現段階では、登記所においていたかどうか、あるいは郵送で請求されるかというようなことを前提として考えておるわけでございしますが、御指摘のように非常に急速な進歩を遂げ、そして社会全体がむしろそういうふうなことでやるのが当然なことなんだというふうなことで

なつてきました場合には、それに対して登記のコンピュータシステムを対応せざるを得ないだろうと思ひます。そして、これから開発しようとするものも基本的にはそういうものの導入を妨げるような仕組みではございませんので、そういう要望が非常に強くなり、世論として求められるということになれば、それはその時点でやるようにしたいとは思ひますが、ちよつと先ほどの御質問とも関連いたしまして、そういうふうな非常に安直にいろいろな情報がまた各家庭でも取り出せるということになりますと、ブライバシー的な問題にも出てくる問題がございしますので、そういうことも総合的に検討していかなければならない課題であらうというふうに思つております。

○三浦(隆)委員 今の御答弁でもありますが、今、今の段階はともかくとして、将来そういうニューメディアというのが当たり前のようになり普及してくる。我々世代を別にしまして、我々の子供たちというのでしようか、別段抵抗感なくそういうものが自由にこなせるような時代がやってきた場合、これは本当にその時点で考えなくてはならない問題だらう、こう考えます。

そこで、一般論としますが、公共嘱託登記に限りませんで、一般的にコンピュータ化の徹底、そして情報処理機器の普及ということになりますと、従来の管轄制度、不動産登記法の八条なり十条に出てくるようなこと、あるいは商業登記法一条に出てくるようなことの従来の管轄制度のあり方、あるいは登記にかかわる登記官やあるいは司法書士の業務のあり方、そうしたこともコンピュータを使用しない昔とコンピュータを使用するようになってからではかなりな点で変わってくるように思ふのですが、大体予測されるところ、どういふところがどう変わっていくと思ひますか。

○枇杷田政府委員 まず最初の管轄の問題でございしますけれども、これはコンピュータ化できますと、謄抄本などは全国どこからでもとれるようになるというところは、技術的には可能になってま

いろいろかと思ひます。また、その場合にも認証すべき者がだれだとかいう法律問題は残りますけれども、そういうことが技術的には可能になってくるであろう。そういう意味では従来の管轄とは少し觀念が変わってくる面があると思ひますけれども、ただ一方、登記所の使命といたしますと、表示の登記というのがございまして、不動産の現況を絶えず把握しておかなければならぬという観点はございまして。そういう意味での管轄というものは、なお必要なものとして残るのではないかという気がいたします。

それから、司法書士、調査士業務でございまして、これは登記所に、本人にかわつて書類を作成し、そして添付書類をそろえていくというのが仕事の本質でございまして、その面におきましては、登記所内部がコンピュータ化ができたからといって、その生の物權變動についての法律判斷をどうするか、それに伴つてどのような目的の登記申請をするか、そしてまた添付書類としてはどういふものをそろえるか、そういう判斷業務につきましましてはコンピュータ後も変わるところはないと思ひますので、本質的に司法書士とか調査士とかの仕事が変わるということはないと思ひます。ただ、謄抄本の關係が速く発給されるようになるということと、間接的には司法書士、調査士の仕事もかなり便利になるという面もあるでございまして、またその登記事務がコンピュータ化になれば、司法書士、調査士の業務、その事務所自体もワープロその他の機器が導入されてくる。現にそういうマイクロとかあるいはワープロとかというものを備へつけている事務所もかなりふえております。そういう意味で司法書士や調査士の事務所の中の事務処理形態がコンピュータ化されていくという面は、多分に變化をもたらすものではないかと思ひます。

○三浦隆委員 このコンピュータ化の問題なのですが、ニューメディアですが、各家庭にも普及すると思うのですが、それよりもより近い将来、各官公庁においては徹底的に普及していく

ろう、私はこう考えるわけです。今のところはコンピュータの普及度は民間の方が先行しているようございましてけれども、官公庁において、情報処理機器の充実あるいは各官公庁間のネットワーク化というのですか、そういうことはますます急速に進むであろう、こう思うのです。そうすると、いわゆる公共嘱託業務の面で司法書士の業務というのは実質的に脅かされるようになってくるのじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○枇杷田政府委員 私どもの考え方いたしますと、公共嘱託登記の場合でもこれは申請書といひますか嘱託書を登記所に出していただく。そしてその背景にありますところのもろもろの權利關係等を明らかにするようなそういう書類を整へて出しているいただくということが公共嘱託登記についても当然あるわけございまして、そのこと自体がコンピュータ化によつて処理されるということにはならないのではないかと気がいたします。その整理が大変難しいわけございまして、そういう面では私は司法書士や調査士の仕事が脅かされるということにはすぐにはつながらないのではないかとこの考え方をいたしております。

○三浦隆委員 私の質問は実はこのところがきよの最大のポイントになるんだらう、こう思うのです。といひますのは、今の御答弁は個々の不動産登記を役所が個々にやっているわけですね。まとめてやつてない、個々にやつていっていることなんです。私はそうではございまして、この法文に基づいて、何人でも手数料を納付すれば自由に請求できるわけですね。これを個々にでございまして、何でもなくてもあらかじめ一括すべてのあれを全部個々の形で役所が持つておく。そうすると、個々ではなくて全部役所がそれをそろえて持つていける、となればもう別に登記所も關係なし、司法書士も關係なし、新たにそういうことを行うことが可能になってしまうのではないか。しかもそういうことに對して、この法

案ではそれを歯どめする何らの条文も持ち得ないということなんです。

ちよつとくだいようですが、大切そうなので繰り返しますと、法三条を媒介としまして、インフォメーションプロローガーなりあるいはインフォメーションプロバイダーというふうにいわれている者などが新しい情報提供者として活躍し得る時代が来るのではないだろうかという問題なんです。また、司法書士法十九条に非司法書士等の取り締まりの規定はございまして、インフォメーションプロローガーというふうな者などの利用者の直接的な結びつき、これに伴う情報入手を規制することは事実上困難というよりも現行法ではできないことだと思ひますし、そうなつた場合に司法書士というのはどうなるのかなという質問でございまして。

○枇杷田政府委員 なるほど、登記所からこの法律の第三条の規定に基づく証明書を全不動産について入手をいたしましてそれを入力すれば、その一定時点においては登記所と同じ情報がある者が把握するということは理論的には可能であらうと思ひます。それは、現在でも全登記簿の謄本を請求してそれを入力すればできるという意味で同じだらうと思ひます。

ただ、そういうようなことで商売的なことが成り立つかどうかということには私はよくわかりませんけれども、そのことが司法書士や調査士業務を脅かすということにはならないのではないかと考へております。と申しますのは、司法書士や調査士の仕事というのは、現在の權利關係あるいは不動産の現況が登記簿上どうなつておるかということを知るといふことも仕事の一つではあるかと思ひますけれども、九〇%以上の問題は、むしろ現在の登記事項を變更する、現在の所有者が甲野太郎であるのを乙野次郎にしようという所有權移轉をするという、新情報を入力するための申請をするということにこの司法書士の仕事がありまして。それから農地を宅地に変えようとか、そういうふうな現在の情報を変えていくということに調

査士の仕事があるわけでございます。

そういう面から申しますと、現在時点における情報をだれかが全部掌握しているからといって、むしろ積極的に登記所の情報を変えていくという仕事をする司法書士、調査士の仕事とは關係が出てこないのではないかとこのことを考へております。

○三浦隆委員 今の答弁にもございましたように、司法書士のすべての業務とは別に言わないのです。そうじゃなくて、少なくともこのインフォメーションプロローガーというのは、本によりまして、アメリカ、イギリス、西ドイツは大変急速な勢いで伸びている成長会社だといふふうに出てくるわけでありまして。とするならば、我が国もこの種の企業が急成長を遂げることは恐らく目に見えている問題だらうと思ひます。別にこれは不動産登記の今回のことだけではございまして、あらゆる情報といふふうなものをそろえたプロローガーがどんどんと入力することによつて、それを利用する人との間に入つて、それを企業のなりわいとするといふふうな問題点です。

さらに諸外国あたりでは進んで、民間業者に任せないで公共機関がそうすることによつて安く利用させるということと積極的になつていくという動きもあるやに聞き及んでいられるわけでありまして。ですから、ここまではまだそうした一般論まではいかないにしても——そう言うけれどもかなりそういう名のりをつけている人は既に出ております。ここではあくまでも今回の法案に關連した事項でありましてけれども、今御答弁の中にこれが企業として果たして成り立つかどうかといふふうなお答えもありましたけれども、これはコンピュータ以前のことでありまして、今度は新しくコンピュータ化されるということにおいて、全く時代を画するというか違つたことが起こつてくるのだということでありまして。

それでも一度ですが、第三条によれば、そうした關係のあるなしではなくて、すべてをキヤッチしてコンピュータに打ち込んだ資料を持つこ

とは可能なんですね。そうすると、不動産の登記所へ行つて時間をかけてお金をかけるよりも、その新しいプロローカの方がより簡単に、より安く文書が入手できるとするならば、安い方を利用するようにするのがむしろ当たり前のことなんじゃないだろうかということなんです。高いものよりも安いものへ、時間のかかるものよりも簡単なものへと、これが時代の流れじゃないだろうか。

しかも、そうしたことが今回の法案によつても、一切というか全くというか歯どめする何らの手段を持ち得ていないということでございますから、そういうことにおいて、閲覧にしても、直接登記所ならばあるいはチェックして、これはまだ時期尚早とかだめだと言ひ得るかもしれないけれども、新会社が出た場合には、新会社に対して閲覧を申し込みを、新会社は手数料さえ取れば何ら拒否する理由を持ち得ないということでありまして、そういう点に限つての司法書士の業務というのは明らかに、その限りにおいては低下するのがむしろ必然と言つても私はいいように思うのです。しかし、これもまだ可能性の問題で、まだないと言われればそれまでですが、法案は今のできたのでありまして、しかもそういうふうなことは諸外国で既に行われているのだということならば、我が国は諸外国の進んだ制度とかいひところを取り入れるのが実に鮮やかに、実に早い特性を持つてゐることを考えれば、こうしたインフォメーションプロローカの登場あるいはそれを助けるためのとか、それを前段階としてのインフォメーションプロローカというものも日本では外国並みに訪れるのはそう遠くない日であらうと思ひます。そういうことを踏まえて、これからこうした問題にどう対応されようとするのか。もちろん現在は、何人もというふうにあります。そういうことと関連してもう一度、そうした新しい、しかも可能性と言ひけれども確実にと言つてもいいくらいそういう新商売が訪れるということとをむしろ前提とされても私は間違ひないと思ひ

のですが、いかがお考えでしょうか。
○枇杷田政府委員 ただいまのお話のようなことが商売として成り立つかどうか、それはわかりませんが、現在でも不動産登記法上、何人でも謄抄本は請求することができるとなつておるわけでございます。今度この法律で、新しく何人もというふうに変更したわけのものではないでございます。

それで今後の問題でございまして、この三条の規定あるいは不動産登記法二十一条の規定に基づきまして、謄本なり証明書なりを入手してそれを自分のところのコンピュータに打ち込んでおくというふうなことは当然できるわけでございますけれども、ただ、登記と申しますのは極端に申しますと時々刻々変化していくものでございまして、したがって、常に関係があるのは、ある一定時点においてどういう権利関係にあつたかということが問題になる。しかも、現時点でどうであるかということが問題になるわけでございます。したがって、登記所に保管しておられます。登記ファイルというのは、毎日毎日新しい事件が出てきて新しい情報がそこで入つていくわけでございます。したがって、登記所からその謄抄本なりあるいは証明書を得られますと、その請求した時点でその新情報が全部網羅的に出てまいりますけれども、そういういわばインフォメーション会社というふうなものがある場合には、全部の情報について毎日毎日それを新しい情報に切りかえていくということ、これはなかなか至難なことであらうと思ひます。もちろん理論的には、毎日毎日夕方になつて請求してその夜のうちにやればできなくはないのかもしれませんが、そういうことをやりますと大変な経費にもなつてコスト高にもなるであらう。ですから、実質上防止策として考えられるのは、登記所の登記ファイルと民間会社の磁気ディスクとが直結していくようなそういう仕組みを認めない限りはいつまでたつても古い、ある一定時点での情報しかインフォメーション会社は提供できないということになる

わけでございますので、その点で実質上の大きな歯どめになるのではないかと私は思つております。

それからまた、司法書士の関係につきましては、これは新しい情報を入力する、そういうことばかりではない、情報の提供を受けるということも業務の範囲内だと申し上げましたけれども、これは業務量としてはごくわずかでございまして、主なもの新しい情報を入力した結果の謄抄本を要求するという形でかかずらわつてくるものでございまして、したがって、ただいまのようないんフォメーション会社でできたからといって司法書士の業務あるいは調査士の業務に影響が出てくるということとはちよつと想定しにくいというふうには私は思つております。

○三浦(隆)委員 途中の経過の言葉はわかるようすが、最後の結論のところは必ずしもそう言えない時代がやつてくるのじゃないかというふうな気がいたします。

今の毎日かえるというのはオーバーな表現でして、一年に一遍ぐらいやつてもそう遠くない記録といふものはあり得るわけですし、乱用する人にとつてみればあるいはよくわからない人にとつてみれば、それほど古い、新しいということもわからなく、そうしたことに間違つて使われた場合、犠牲者といふか、出るかもしれないと思ひます。それから、もちろん何人もというのには必要があるから何人もという規定をこれまでも持つていたと思ひます。今さら消そうにもむしろ知る権利との関係その他も出てくると思ひます。これはもう不可能、当然何人もだろうと思ひます。ただ、先ほど来言ひますように、コンピュータ化される前の手間暇がかつた時代と、コンピュータ化される前になつてボタン一つで簡単にぱつととれるという場合、これは発想的にも大分違つた時代、状況が出てくるのではないかなという感じなんです。もつとも、私にしてもそれがどういふふうに出てくるかということは一切わからないこととてございまして、しかし、とにかく新しい状況

にこれから進んでいくことでございまして、本當にくれぐれもひとつ注意した運用をぜひお願いしたいというふうに思ひます。

次は、このコンピュータ化に関連しての手数料についての問題点なんです。一つは、現行制度を維持した場合とコンピュータ化を実施した場合の経費を比較した場合、その所要経費とか時間とか、そうした問題にどういふふうにつながるものでしょうか。

○枇杷田政府委員 ただいまの点につきましては細かな計算をしたことはございませんで、大ざつぱな、感覚的なお答えにとどまるかと思ひますが、手数料の関係につきましては、これは現行制度を維持いたしましても、窓口のサービスを向上するためかなりの予算を投入するというふうなことになるかと若干の値上げが必要になるということも出てまいらうかと思ひますけれども、何分にもコンピュータ化の推進ということになりますとまとまつた経費が一定期間の間に集中的に必要となつてくるということになりますので、そういう面を考えますと、現行制度のままの手数料とコンピュータ導入の経費をも受益者負担という観点から御負担いただくという今度の特別会計の考え方では、当然手数料の額はコンピュータ化するという場合の方が高くなるということになるかと思ひます。ただこの点は、なるべく一挙に、しかも適正でない金額に上げるといふことは差し控えなければならぬ点ではございまして、まあそういうことだろうと思ひます。

あと、手間がどれぐらい楽になるかということにつきましては、これは現在のやり方のようにまず簿冊探しから始まりまして、そしてバインダーから所要の登記用紙を外して、そして複写機にかけて認証印を押してやるというふうなことからしますと、これは、職員的一件当たりの事務を処理するに於いての所要時間とコンピュータ化後の所要時間とではえらく違つてくるということとは當然のことだろうと思ひます。ただ、閲覧制度につきましては、もしテレビジョンのようなブラウン

管にディスプレイをするという方式をとりますと、あるいは現在と同じぐらいの時間、時間がかかるということにもなりかねない部分があるのかとは思いますが、全体といたしましてとコンピュータ化によってかなりの時間は短縮されるであろう、申請人の方もそれにつれていろいろ面で、待ち時間等が短縮されることは当然出てくるかというふうな考えております。

○三浦(隆)委員 受益者負担というふうな考え方なんです、これにつきましては、コンピュータ化は法務省内部の事務の合理化あるいは行革に沿った処置だということ、これを利用者の方へしわ寄せするのはおかしいんじゃないかというふうな意見も中には言われていると思うのです。今お答えがございましたように、このことによつて大変に労力的にも手間的にも省けるということ、人数も前よりかすつと減ってくるということにおいて、当初はかなりのお金がかかるでしょうけれども、将来的にはぐつと経費が節減されるものではないかというふうに思うのです。今のところはぐつとかかると思うのですが、将来は大変に大幅なコスト減になるだろうと思われるのですが、そういう場合には手数料は逆に引き下げるということもあり得るのですか。

○批田政府委員 コンピューター化が導入されますと省力化が進んでまいりますが、それだからといって直ちに現在いる法務局の職員の減員の効果が出てくるかどうかはかなり問題だろうとは思っています。ただ、先ほど御説明いたしましたように、コンピュータを導入するというためには、現在の登記簿に書いております登記事項を登記ファイルに写しかえるというために多額の経費を集中的に必要とするわけでございます。したがって、その分も手数料の中に織り込んで受益者負担で御負担をいただいておりますという状況が、移行作業が完了いたしますとその経費が必要なくなるという意味ではコストダウンになるということは十分にあり得るだろうと思えます。ただ、そのコストダウンと、それからその間の物価上昇その他と

の関係で現実には値下げということになるかどうかはその時点になってみなければわからないことではございますけれども、コンピュータの移行作業が完了いたしますと、それまでに多額にかかっておいた移行経費というものが落ちるという意味では値下げの方に引つ張るという要因が出てくることは間違いないところでございます。

○三浦(隆)委員 昭和三十五年でしたか、法改正でいわゆる登記簿台帳の一元化が行われて以来、従来の二重の構造での労力や経費というものが大変節減された、こう思うのです。そのとき手数料は値下げされたのですか。

○批田政府委員 三十五年のいわゆる登記簿台帳の一元化による法改正に伴いましての手数料の値下げということは行われておりません。

○三浦(隆)委員 合理化が行われて経費が削減された、そのときに手数料は下がらないで、何かが上がるというの、利用者側からするとちょっと釈然としないのじゃないかと思うのですが、やはり今回思い切ったコンピュータ化の採用でございしますから、これがいつの時点で大幅にコスト減となったときには、国のやることはいつも上げることばかりじゃなくて下げることもあるんだというところ、他の分野はともかく、ひとつ法務省管轄においてぜひとも範を示していただきたいように思いますが、いかがでしょうか。

○批田政府委員 御意見大変ごもっともだと思えます。一元化の際には確かに省力化されて合理化されたということでございますが、そのかわり当時はかなり長期間料金の据え置きということがございました。今回も、値下げ要素が生じた時点で値下げをしていくということにするのがいいのか、あるいは少し前から、要するに物価上昇等に伴う値上げを抑制してならしていくのがいいのかという選択の問題はあるかと思ひますが、私どもは、実費以上の金額を手数料としていただく、そういうもうけるという観点はございません。したがって、必要なくなった分はもちろん何らか

かの形で計算に織り込んで還元すべきものだということに心得ております。

○三浦(隆)委員 次は電子情報処理組織の導入に関連して、ちよつと振り出しの方に戻るのですが、お尋ねをしたいと思ひます。

全国千二百有余でしょうか、正確な数はわかりませんが、その登記所でのコンピュータ化にはどのくらいの期間が必要だとお考えなんでしょうか。

○批田政府委員 現在、全国の登記所数は千二百四十九庁でございますが、これのコンピュータ化を進めてまいりますためには、まず最初に、その全国展開をしていくためのシステム開発というものが必要になってまいります。それからまた、そのための法律の改正という手続が必要でございします。そういうようないわば導入部門的なものが二年くらいは最低かかるだろう。それから、余り一挙にやりますとこれまた手数料の増額の問題にもなりますので、そういう点も勘案いたしましてその後十三年かかると、合計十五年間でこの登記事務のコンピュータ化を完了して、二十一世紀には全庁コンピュータで処理をするという体制に持つていくことがいいなという一応の腹づもりを持つておるところでございます。

○三浦(隆)委員 次に、この法案第一条によりまして、「この法律は、最近における不動産登記、商業登記その他の登記の事務の処理の状況にかんがみ、電子情報処理組織の導入」というふうなことがつておりますが、登記事務処理のコンピュータ化は、不動産登記だけではなく商業登記その他の登記全般に及んでいくものでしょうか、お尋ねしたいと思ひます。

○批田政府委員 現在登記所で扱っております登記は、不動産登記、商業登記、あるいは法人登記等々、種類で申しますと百を超える種類の登記を扱っております。これを一つの登記所で、ある種類の登記は簿冊主義でいくというふうなことは中途半端でございしますので、私どもとすれば、現在登記所で扱っております登記をすべてコンピュータ

ー化していくという方針で臨みたいと思っております。

○三浦(隆)委員 次に、そのコンピュータ化が完了するまでの間、やはりかなりの歳月がかかるようではございますが、その期間、移行作業により、本来の登記申請業務などに渋滞を生じさせるようなことはないのかどうか、その対策はどうなっているのかお尋ねしたいと思ひます。

○批田政府委員 コンピューターへの移行作業というのは莫大な作業量でございします。これを法務局の職員のみならず全部やるということになりますと日常業務はストップするというような状況にもなりかねないと思ひます。したがって、まして、この移行作業につきましては、外部に委託できるものはできる限り委託するというような方式をとりまして、ただ最終的に、入力されたものが登記簿の原本と間違いないという確認だけはこれは責任ある職員がいたさなければなりませんのでそこは職員がいたしますけれども、できるだけ外部に委託をして処理をするということによつてその作業を進めてまいりたいと思ひます。なお、それにいたしましても職員の間がかかることは避けたいところでございます。だんだんと作業が進行してまいりますと省力化の効果が法務局全体に及んでくようかと思ひますが、最初の段階における作業の場合には、そういう余裕といひますか、コンピュータ化の効果というものがあらわれてこない状態であるわけでございしますので、かなり苦しい時期があるかと思ひます。しかしその点につきましては、職員の協力、理解を得まして時間外等で処理をするということで、日常業務をそのことによつて混乱させたり遅延させたりすることのないような方策で臨みたいと思っております。

○三浦(隆)委員 次に、こうしたコンピュータ化導入に伴いまして、情報処理技術者の養成及び研修制度並びにその資格者としての位置づけ及び待遇、この点どうなるのでしょうか、お尋ねしたいと思ひます。

○批田政府委員 コンピュータ化が全国に及んだ場合には各登記所でコンピュータの端末操作を行うこととなります。そういう面では操作をばすだけの知識、技能を職員が持たなければならぬこととなります。そういう面での研修は当然行わなければならない点だろうと思ひますが、そのほか、バックアップセンター並びに中央に置かれた開発センターにおきましては、そういうただ操作だけの問題ではなくて、若干システムのこととかプログラミングのこととかいうものがわかつた職員を置くことが望ましいと思ひます。殊に中央に置かれましては、法律の改正があつたときなどにプログラムのつくり直しというふうなことも当然しなければなりませんので、そういう意味での専門的な知識というものが十分可能だと思ひますが、何にいたしましては基礎知識がなければ、委託する者との間の指揮監督というものができないわけでございます。で、大人数の職員を必要とするわけではございませんが、ある程度の人数は専門的な知識を持つ職員の養成をしなければならぬと思ひます。その養成をどういう形でやるかということは現在のところ決めておりませんが、そういうふうなことで決めてまいりたいと思ひます。また、そういう専門的な方が法務局に配置されることになりましたならば、それに見合うだけの官職、処遇というふうなものも考えていかなければならないのは当然だろうと思ひます。

○三浦隆委員 今までの質問を通じて、とにかくコンピュータ化を導入するということ、今後どういふことが起こるかまだはっきりと予測し得ないこともあるし、それに伴つてどういふあるいは犯罪が起こるか、あるいはどのようなプライバシー侵害が起こるか、これまたよくわからないわけですが、しかもこのようにいろいろな不安要素を抱えながら、なおかつこの法案をどうしても通さなければならぬ、登記業務の滞滞を解消するとか、必然的な理由があつただろうと思ひます。この点をもう一度お尋ねして質問を終わりたいと思ひますが、そこで最後に、法案提出に關連しまして、時間もありませんので、二点だけ一括してお尋ねしたいと思ひます。

一つは登記行政の現状についてであります。ここではまず第一点、この十年間における登記事件数の推移とその処理体制はどうなつてゐるか。第二点、最近の登記所の利用状況及び職員の勤務状況はどうなつてゐるか。第三点、最近登記事務の滞滞や窓口サービスの低下あるいは登記に係る不正不当事件が聞かれるが、これに対する対策はどのように行われてきたのか。第四点、登記に係る事務量の増加に伴う増員対策など、登記行政についてどういふ対策をこれまでとられてきたのか。とりあえずこの四つの問題点についてお尋ねしたいと思ひます。

○批田政府委員 登記事務は年々激増の一途をたどつておりまして、先ほど当委員会にお配りいたしました資料でもおわかりだと思ひますけれども、仮に昭和四十年を例にとりますと、いわゆる登記、甲号事件につきましては昭和五十八年におきまして一七五、それから謄抄本等の事件につきましては四六六というように急上昇を伸びております。それに対して職員の方は、昭和六十年年度をとりましても百三十四でございますが、その程度のものでもございまして、グラフでございながらも、おわかりのとおり、非常に事務量の増加に対して職員の充実というものがおくれとおるという状況でございます。

そのような状況でございますので、各職場におきましてはいろいろな問題が生じております。この問題を処理するために、殊に謄抄本の交付等の事件が多々ございまして、謄本焼きのために外部にその謄本焼きの仕事を一部下請してもらうというふうなそういう措置もとつてきておりますし、それからまたこれは残念なことでございますけれども、市町村とか司法書士の事務員の方に登記所に事実上応援に来ていただくというふうなこ

とで処理をいたしておるわけでございますが、なお十分でございますので、窓口ではかなりの時間をお待たせするといふふうな状況にございまして、これを何とか抜本的に改善を加えなければならぬといふことで今回のコンピュータ導入構想といふものが生まれてきたわけでございますけれども、そういう状況でございますので、現在の職員は非常な事務量の膨大さに圧倒されるような過重負担の状況になっております。

それで、そのような状況のために私どもも職員の増員というのを毎年最重要事項として要求してまいつてございすけれども、これは御承知のとおり、政府全体として定員の増加を極力抑制するという方針が打ち出されておりますためになかなか思うように増員の獲得ができておりません。しかしながら、昭和六十年年度におきましても、登記部門で純増二十四、昨年には三十八というふうな増員が図られてゐるところでございます。今後ともそのような努力は続けていくべきだろうと思ひます。

なお、この問題の解消のために、根本的にはコンピュータ化による改善しかないだろうといふ考え方でございますけれども、コンピュータを導入するにいたしましても、その効果があらわれてくるのはかなり先のことでございす。現在の状況を何とか処理をしなければならぬといふことでございまして特別会計ができました。その特別会計の内容といたしましては、そういう現在の状況を改善するという面での能率器具であるとか、それから先ほど申しました部外委託の拡大であるとかあるいは申請人が窓口でおられる状況を緩和するためのクレーターの増設とかそういうものもあることと考へ、また一番関心を持っておりますのが施設でございますが、施設の改善等にもかなり努力して、そういうことを総合的に考えながら対策を講じてまいりましたし、またこれからも続けていかなければならぬといふふうな思ひしております。

○三浦隆委員 最後に、その特別会計の問題と關連してなんですが、国が今大變に財政的に逼迫しているわけですが、しかし、どうしてもこのコンピュータ化というのが必要だといふ観点に立つてこの特別会計制度が導入されたといふ観点に立つて、それは、この今回の法案に限らずほかの問題であつてもそれがどうしても必要であるといふ問題が起り得るだろう、このように思ひます。

これは将来ということで、この問題にも一度立ち返りまして、この登記事務のコンピュータ化に当たつて特に特別会計制度を導入した理由という点についてもう一度お伺ひして質問を終わりたいと思ひます。

○批田政府委員 先ほど来申し上げておりますように、登記所の現状というものはもうパンク寸前という状態であることは今広く認識をされておるところでございまして、また一方、そういう状況のためにワーストワンというふうな評価も受けておるわけでございます。私どもとしては何とかしてこの状態を脱却しなければいけない、それを脱却しなければ国民に対する登記制度というものの信頼を失つてしまふであらうといふ危機感を持つておるわけでございます。そういうことを根本的に改善をして脱却していくためにはコンピュータの導入しかないといふようなことで、既に四十七年以來研究を重ねてきておるわけでございす。そういうことが、ある程度研究の成果がめどがついたということがございす。

それから一方、コンピュータを導入いたします場合には先ほど申し上げましたように多額の経費が一時期の間に集中的に必要となつてまいります。そういうことになりましたと、それを実現するための経費的な裏づけといふものをどうやってするかということが極めて問題になってくるわけでございす。現在の一般予算の状況、財政事情から申しますと、そのような経費を現在の仕組みの中で生み出していくといふことは至難のわざである。したがひまして、登記制度を御利用になる方、受益者に負担をしていただくという形で、そ

してこの制度を根本的に改善する道を選ばなくてはならないだろう、そのためにはその出しているだけ手数料という金額がまさに登記所の改善につながっていくのだということが明確になって、そしてその経費がまさにその改善に使われるということが保証されるということになれば、その受益者の方に御負担をいただけないであろうということがございます。

そういうことも総合的に考えまして、経理区分による特別会計を導入することによって、そしてこの登記制度というものを根本的に変えていくという道をつくるのははないということが私どもの願いでありましたし、また大蔵省当局についてもそういう面についての理解がされまして今度の登記特別会計の創設につながったということであると考えております。

○三浦(隆)委員 質問を終わります。

○片岡委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○片岡委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。天野等君。

○天野(等)委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

この法案は、最近における不動産登記、商業登記等の登記事件数の爆発的増大という状況の中で、長期的、総合的観点に立つて登記事務の円滑な処理を図るため、登記事務処理にコンピュータを導入しようとするものであり、従来のブックシステムを基本としてきた我が国の登記制度に対して画期的な変革を方向づけるものであります。現在、迅速な登記事務処理に対する国民の要望は非常に大きく、従来のブックシステムではこの要望にこたえ切れなくなっているのが現状であります。私たちは、この法案審議に当たって、登記

所並びにパイロットシステムの現況を視察し、電子情報処理組織並びにマイクロフィルム組織の専門家の意見も参考に、長期的展望のもとに登記制度にコンピュータを導入する方向に賛成をするものです。さらに、法務局における登記簿以外の諸書類の保存方法の近代化、法律上の商業帳簿等のコンピュータ処理システムの導入等についても前向きな検討を求めるものであります。

ただ、本法案は登記諸制度に電子情報処理組織を導入する方向を示したものにすぎないものであり、その具体化に当たってはさらに慎重な検討を経なければならぬものであります。この点については、本法案審議の中で法務大臣並びに法務省当局が、今後の業務運営のあり方、労働環境整備に当たっても業務担当者としての全法務労働組合を初め関係諸機関とも十分協議を重ねること、コンピュータの導入が法務局職員の削減を図るためのものではないことなどを約束をしておき、私たちもこの点を強く要望するところであります。

また、この法案が成立したとしても、直ちに登記事務処理がコンピュータ化するわけではなく、現状における登記事務処理の繁忙状況、職員の労働条件の劣悪状態が解消するものではありません。したがって、現状における登記業務の充実のため、予算、人員の十分な確保が必要であり、この点も本法案審議の中で明らかにした事実であります。

私たちは、これら諸点に対する法務省当局の十全な配慮を要望しつつ、登記制度に新しい未来を開くことになる本法案に賛成をいたします。(拍手)

○片岡委員長 中村殿君。

○中村(憲)委員 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案に賛成の討論を行います。

現在、登記事務の事務量は飛躍的に増大しており、事務処理の大幅遅延等、サービスの粗雑化の問題が生じており、このまま推移すると、国民の

経済取引も重大な影響をこうむるおそれがあります。

昨年総務庁行政監察局から発表された利用者に對するアンケート調査の結果によると、苦情の多い役所のワーストワンは登記所の窓口であることが指摘されております。また、現行の登記所の大半は、狭隘の上に職場環境も悪く、その改善が強く望まれているところでもあります。こうした現状を改善し、円滑な経済取引を妨げないためにも、登記制度に近時発展の目覚ましい電子情報処理組織を導入することは、時代の要請によるものであり、その意味においては、我が党は本法案には賛成するものであります。

なお、今後登記事務のコンピュータ化の一層の進展が望まれるのでありますが、その健全な発展を期するため、我が党としては、次の点について特に配慮することをこの際要望するものであります。

その一つは、登記ファイルに記録する制度を全国の登記所において行うための長期的、総合的な計画を速やかに策定し、これに必要な予算、人員の確保、施設の整備、職員研修の充実と遺憾なきを期すること。

二つ目には、コンピュータへの記録業務が開設される際には、当該登記所の業務の態様に変化することにかんがみ、業務のあり方、職員の健康、その他勤務条件等についても十分配慮すること。

三つ目には、ハードウェア、ソフトウェアの導入については、複数のメーカーに開発を求め、価格の適正を期すること。

さらに、従来の登記事務についても、人員面、施設の充実にも努め、その円滑な処理を図るため、なお一層努力し、国民に対するサービスの向上に努めること。

これらを要請して、賛成の討論を終わります。(拍手)

○片岡委員長 林百郎君。

○林(百)委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、本案、すなわち電子情報処理組織による

登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案に對して、反対の討論を行います。

登記のコンピュータ化については、業務の効率化等の利点もあり、以下の問題点が十分解決されるならば私たちは本法案に賛成ではありますけれども、それが行われてないという立場からこれに反対するわけでございます。本法案は、コンピュータが導入された場合、遺憾ながら国民に負担を押しつけることになり、その一方、国民サービスは縮減され、切り捨てなど、重要な問題を持つています。したがって、日本共産党・革新共同は、次の理由によつて反対を唱えるものであります。

理由の第一は、十五年間をかけての登記のコンピュータ移行等の経費を、受益者負担として、謄本・抄本交付代あるいは閲覧手数料を大幅に引き上げようとしておることでありまして、

質疑に對する答弁でも、おのおの額を、本法施行後直ちに謄抄本交付代を現行の三百五十円を四百円に、閲覧手数料は百円を倍の二百円にする、法務省はこのように答弁しています。しかもこれらの手数料は、特別会計上、受益者負担の名のもとに、今後さらに大幅に省令によつて引き上げられることは必至であります。これは利用者である国民に負担を押しつける結果になります。我が党は強く反対せざるを得ません。

反対理由の第二は、コンピュータ化によつて登記制度の根幹を変更しようとしていることである。

現在閲覧は、手数料は前述のように百円でできますが、コンピュータ化後は手数料は引き上げられる一方、事実上閲覧を困難にしております。実際、本法案では謄本、抄本についての明記はありませんが、閲覧については一言も書かれていません。閲覧は、言うまでもなく登記制度の根幹をなすものであります。また、所有権移転の経歴等が引き続き確保されるかどうか、これも明記されておられません。事実上、経費等の関係でこれは除外される危険すらあります。すなわち本法案は、国

民の知る権利にこたえるという国民サービスを切り捨て、まさに国民の権利関係を公証する登記制度の根幹を揺るがすものであります。

反対理由の第三は、本法案は重要事項をすべて白紙委任にしていることとあります。

本法案は、登記のコンピュータ化に伴う重要事項はすべて政令に委任されており、また、民事行政審議会に聞くとして、事実上白紙委任にしております。本法案は、全体で六条のみという簡単な形式をとり、重要な事項については白紙委任にするというもので、法案の体裁からいっても全く不備であります。

第四の反対理由は、コンピュータ化を理由に職員を減員しようとしていることとあります。

もしコンピュータ化によって人員が合理化されるならば、労使協議によりその余剰職員を表示登記、権利関係を担う甲号事件で現在手抜きされておる調査や地図の整理などに振り向けるとともに、さらに、現在の実情からすれば増員するべきものである。しかるに、本法案によつてはかえつて登記職員が減員となる危険をはらんでおるからであります。法務省は大蔵省に対して三千二百名の職員減を説明し、本法案の前提である特別会計制度の導入を認めさせたとも言われております。これは、これまでの登記所等の職員増員要求の請願を国会で採決してきたことに全く反するものであります。

最後に、登記従事職員の労働条件の問題であります。

板橋登記所における実験についても、いまだに正式の中間報告すら提示されておられません。労働環境の変化に伴う労働条件の問題、従事労働者の健康への影響、適切な研修と人員配置など、重要な点で十分な労使間の協議が調っていないのであります。また、実験期間をなお一年残し、労使間の十分な合意、厳密な検討もなされないまま見切り発車しておるのが本法案であると言ふことができます。したがって、我が日本共産党・革新共同は、以上の理由で反対をするものであります。

ます。

私の反対討論を終わります。(拍手)

○片岡委員長 これにて討論は終局いたしました。

○片岡委員長 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○片岡委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○片岡委員長 次に、ただいま可決いたしました電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案に対し、太田誠一君外三名から、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の四派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を求めます。太田誠一君。

○太田委員 私は、提出者を代表して、ただいま議題となりました附帯決議案について、その趣旨を御説明いたします。

まず、案文を朗読いたします。

電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に伴い、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一 電子情報処理組織を全国の登記所に設置し、登記事務の円滑な処理を図るための長期的・総合的計画を速やかに樹立するとともに、登記業務の充実に必要な予算・人員の確保、施設・設備の整備、職員研修の充実につき遺憾なきを期すること。

二 電子情報処理組織への移行に当たつては、関係諸団体の意見を聴取し、業務運営のあり方及び関係職員の健康その他勤務条件について充分な配慮をすること。

三 電子情報処理組織の導入に伴う事故防止については、万全の対策を講ずること。

四 電子情報処理組織の導入に当たつては、登記手数を適正に設定する等登記制度の利用者の不利益を招来しないよう配慮すること。

五 法務局における登記簿以外の所掌書類についても、コンピュータ、マイクロフィルム、コム等を活用し、その保存方法の近代化と国民へのサービス向上を図ること。

六 法律に基づく商業帳簿等についても、電子情報処理組織及びマイクロフィルム等を利用し得るよう、立法上の問題を含め検討すること。

以上です。

本案の趣旨については、既に質疑の過程で明らかになつておりますので、その説明は省略いたします。

何とぞ本附帯決議案に御賛同あらんことをお願いいたします。

○片岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○片岡委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、嶋崎法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。嶋崎法務大臣。

○嶋崎国務大臣 ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、鋭意努力してまいりたいと考えております。

○片岡委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○片岡委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○片岡委員長 次回は、明十日水曜日午前十時理事會、午前十時十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十三分散会

昭和六十年四月十八日印刷

昭和六十年四月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K